

而捧奉幣祈念申上候且御神樂所ニ而御神樂申上候
 夫方日を経て同月廿四日方廿五日御日待被仰渡間神主長谷部典膳藤原信嘉御殿三之間ニ而神檀を飭り執行次第左ニ印且御日待執行
 中寺社役水田幸治郎出張尙又町奉行佐藤仙兵衛出張被致候
 且同年八月廿六日御出馬ニて鳥府江御歸國ニ相成其節も御見立前之通り可仕事
 同年同月九日京都より鳥取士二十人當所詰ニ相成此二十士と申すは鳥取にても格別珍敷人達計ニ而候此士姓名夫々に別紙相認メ此
 書内ニとち置き此等事ハ先々黒坂始り立ての古今珍敷事と存印置且者二十士ニ付又々同年十月朔日に御當所江御歸城ニ相成又御越
 年被爲成御殿御釜拂杯前之通執行致候

翌年慶應元年乙丑正月廿八日御町奉行佐藤仙兵衛殿方御書ヲ以御殿御日待執行被仰渡廿八日方廿九日如前執行仕候

又此年三月廿九日御當所御出駕ニ而御出府ニ相成御見立如前ニ而御見立申候

翌慶應二年丙寅四月□□日ニ御入城ニ相成候處此時久住村鎌倉山ニ浪士六人籠居候風聞ニ而殊之外大變ニ相成其節鳥取表方追々數
 多御出張ニ相成御人數姓名附在別書帳面致置夫方長州一亂も大變ニ相成御當所ニも格別ニ御警衛固め被成候處右鎌倉山浪人も行
 衛不知御警衛之御方も五月十三日に鳥取表江御引取ニ相成候得共御地頭様者御滞城ニ相成候 五月十八日正九ツ時御殿産神聖權
 現江御社參を被仰聞用意仕即刻參詣仕御戸開相待居申候處主從十四人御參詣被成捧奉幣御積眞讀仕爲御初穂金百疋献上有之候尙
 又

太神宮江も御社參御座候何も如前之通天ノ瀧宮江御參詣御座候追々御滞城ニ相成同月廿八日方廿九日御殿御日待如前之執行仕候且
 御殿御釜拂之義正五九月先例之通り執行仕候尙又御越年ニ相成

翌慶應三年丁卯正月廿五日方廿六日朝御日待被仰付候得共此時京都

禁裏御所 御穩便ニ付御殿ニ而ハ執行不相成右ニ付聖權現御神前ニおひて御執行仕候爲御初穂金百疋外ニ百疋心附として被 仰付
 候方來る三月二十六日當所御出馬ニ而鳥取表江御引取ニ相成候御見立等如前正法寺妙見堂北側迄御見立申上候且又同月二十四日
 正五ツ時御社參申直ニ聖權現御神前ニ而捧奉幣御神樂所ニ而奏御神樂則上管村神主宇田美濃殿初頼夫方

天照皇太神宮江も則聖權現與同様也爲御初穂金百疋ツ、献上有之候 (完)

別 紙

二十士名前記

一七百五十石 政事役 加藤金右衛門

主從五人

二十士

- | | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 一、河田左久馬 | 一、太田 權右衛門 | 一、大西 清太 | 一、加藤助之進 | 一、加須屋 右馬允 |
| 一、永見和十郎 | 一、詫間 範錄 | 一、中井範五郎 | 一、吉田直人 | 一、山口謙之進 |
| 一、吉岡平之丞 | 一、鹽川 幸治 | 一、伊吹市太 | 一、足立八藏 | 一、澁屋平藏 |
| 一、佐 膳 修造 | 一、河田精之丞 | 一、清水乙之丞 | 一、中野治平 | 一、澁屋金藏 |

メ二十士

元治元甲子八月九日從京都右御方々御入込ニ相成夫方翌慶應元乙丑三月十日頃方廿五日頃迄ニ右人數御引取ニ相成申候

夫方荒尾志摩様ニ十五人御預ケ乾小四郎様ニ五人御預ケニ相成候

夫方慶應二寅八月大人數鳥取表出ほん被致候

(黒坂郷土史料)

終

黒坂城奉行

長谷部米助ハ黒坂宿神職長谷部の出にして初めて當城奉行となる長子桂一之を襲き次子甚平亦この職を奉じ明治維新に至る桂一及
 甚平の子孫各々長谷部氏を稱す

來 助 桂 一 信 隆 一 女
 甚平一女 一 女

文久二年八月三日甚平の受領したる辭令寫し左の如し

長谷部甚平

其方儀去九ヶ年前寅ノ秋武州本牧御陣屋并江戸表御詰中出精相勤無御供罷歸其後格別之御評議を以て人扶持被下置候然ル處此度長谷部桂一親來助舊年出精相勤此度厚御評議を以桂一儀御城奉行被成御免平御中小姓被 仰付候處交代其方江容易難被 仰付義ニ候得共御城内并瀧山茗荷谷其外御林山境目等惣體之地理且又火立燒之筋人夫手當差配振等之義も兼而心得居申越茂相聞候ニ付此度格別之御評議を以長谷部桂一後役御雇被仰付候間御城内都而御掟法之趣委細來助桂一共江萬々承合殿重可相勤旨被仰付候依而御扶持壹人半御支配七俵被遺候御禮席御徒筆頭被 仰付旨被 仰出候間萬々厚心得旨被仰出候藩政當時の城奉行屋敷ハ陣屋の西南隅山麓ニありて裏間に接近し前庭を隔て、陣屋に隣り立關ハ東方に向ひたりといふ其の略圖右の如し



奥村弘道所藏

黒坂史料調査書(本書ハ開龍世界博覽會教育出品委員トシテ調査) 明治貳年巳十一月黒坂在來ノ陣屋其他内證地自分地ト 舊藩主池田家へ御引揚ト相成同月廿八日御新田奉行有田治平手傳杉山榮藏爲受取之出張福田丹波醫士山上半太夫松尾恭平長谷部桂一爲引渡之猪形平次宅ニライテ假渡シ有之大庄屋近藤喜八郎出勤 引繼目錄左之通

黒坂陣屋門内
一 陣屋棟敷

- 但シ陣屋山壹ヶ所所有之事
- 一 陣家番魁家志軒 壹ヶ所
 - 一 橋燗藏 壹ヶ所
 - 一 門番長家 壹軒
 - 一 侍屋敷 八ヶ所
 - 右ノ内
 - 魁家下地御門ハ在申候 六軒
 - 土藏 壹ヶ所
 - 一 牢 屋 壹ヶ所
 - 中 菅 村 壹ヶ所
 - 一 林 山 壹ヶ所
 - 但瀧山茗荷谷山 分宛
 - 一 田畑字寄地續帳 壹冊
 - 一 同字限双紙圖 壹冊
 - 一 同開方改帳 貳冊
 - 一 同惣高物成押 増減反別帳 壹冊
 - 一 同荒方改帳 壹冊
 - 一 同天保改出圖給出帳 壹冊
 - 一 一寺社屋敷年貢數記數 壹冊
 - 一 尋之條々理帳 壹冊

- 一陣屋門内田畑當分付帳 壹冊
 - 一嘉永三戌間免荒損米帳 壹冊
 - 一安政三辰別取立帳 壹冊
 - 一文久二戌別取立帳 壹冊
 - 一明治元辰別取立帳 壹冊
 - 一德米別取立帳 壹冊
- 右之通 場所並に田畑改帳ニ御座候以上
十一月

鳥取藩主歴代

池田光政 從四位下左近衛少將松平新太郎元和三年播磨より鳥取に移り寛永九年六月備前に移る

(註鳥取藩主にして後岡山藩主池田光仲と國替へあつて光政は岡山藩の祖となる、以後鳥取藩主の歴代を光仲よりかぞへて十三代とす)

第一代

池田光仲 從四位左近衛少將松平相模守、寛永九年家督、八月備前より移り治國五十四年、

第二代

池田綱清 從四位左近衛少將松平伯耆守、貞享二年家督、治國十六年、正徳元年七月四日逝

去清源寺殿と號す

第三代

池田吉泰 從四位下左近衛少將松平相模守、元祿十二年家督、治國四十年、元文四年七月廿

三日逝去天祥院殿と號す

第四代

池田宗泰 從四位下侍從松平出羽守、元文四年家督、治國九年、延享四年八月廿一日逝去大

廣院殿と號す

第五代

池田重寛 從四位下左近衛少將松平相模守、延享四年家督、治國三十七年、天明三年十月十

二日逝去岱嶽院殿と號す

第六代

池田齋邦 從四位侍從松平相模守、寛政七年家督、治國十年、文化四年七月九日逝去眞證院

殿と號す

第七代

池田齋稷 從四位上中將松平因幡守、文化四年家督、治國二十四年、天保元年五月二日逝去

耀國院殿と號す

第八代

池田 齊訓ナリノミ 從四位少將松平因幡守、天保元年家督、治國十二年、天保十二年五月十六日逝去
瑞徳院と號す

第九代 池田 慶行ヨシユキ 從四位侍從松平因幡守、天保十二年家督、治國八年、嘉永元年六月十三日逝去正
國院殿と號す

第十代 池田 慶榮ヨシタカ 從四位松平因幡守、嘉永元年家督、治國三年、嘉永三年五月廿三日逝去榮岳院殿
と號す

第十一代 池田 慶徳ヨシノブ 權中納言從二位取鳥藩知事、嘉永三年家督、議定官麿香間祇候、治國二十三年、
明治五年退隱十年八月逝去正二位を贈られ四十三年從一位に進めらる

第十二代 池田 輝知ヒコトモ 池田侯爵明治五年家督、明治二十三年逝去

第十三代 池田 仲博 池田侯爵明治二十三年家督
福田地頭歴代

中興初代

福田和泉守久次 寛永六巳六月廿一日卒

第二代 福田内膳正久重 寛永十五寅四月十一日卒

第三代 福田兵部久隆 延寶八甲五月廿三日卒

第四代 福田筑後久武 享保元申八月十五日卒實築黒坂に在り

第五代 福田筑前久品 寶曆四戌十月十三日卒

第六代 福田丹波久茂 安永元辰十二月三日卒

第七代 福田内膳久命 安永五申十月十六日卒

第八代 福田丹波久寧 文政元寅八月十日卒實築黒坂に在り

第九代 福田丹波久鎮 天保九戌四月十二日卒

第十代

福田伊賀久徴 嘉永六癸丑年十二月廿五日卒

第十一代

福田每男久就 明治三庚午十一月十八日卒

編者曰 福田氏多く鳥取に在府し爲に第四代第八代の外實墓は鳥取一行寺に在り、前述二代も遺言にて黒坂へ葬れりといふ

因伯分限記中抄録

天保以降ノ書寫ニ係ル

(野坂金治郎所藏)

福田伊賀

三千五百石

御組

伴 孫之丞

三百石

秋田 市藏

二百石

本部 善右衛門

二百石

岩越 平四郎

百三十石

益田 圓藏

百三十石

小山 伊左衛門

百十石

野口 彦十郎

百石

二宮 榮藏

九十石

衣笠 八郎兵衛

八十石

田中 林藏

七十石

河毛 源三郎

七十石

高橋 三十郎

六十石

岩田 權之進

六十石

鴉波 伊太夫

六十石

舊井 傳左衛門

六十石

林 和三郎

六十石

入江 清一郎

六十石

谷口 文五郎

四十石

奥田 彌二左衛門

四十石

高合 四千八百四拾石

御切米合四百三十二俵

御扶持合五拾七人

同上文書中

御角力

朝日山四郎右衛門

貳人拾四俵

眞力 鐵藏

貳人拾四俵

秋津川 藤八

貳人

鷲ヶ峰 鷲之助

貳人

福田氏と二十士

かくて二十士警衛の爲文久三亥年より慶應二寅年迄の間福田家家臣御警衛詰(御組とも云)として鳥取

より黒坂へ左の通り出張せり。當時如何にももの／＼しき事件にして民心を煽動せしめたるかを知るべき材料として記録のまゝ人名をも掲ぐ。

文化三亥年十一月出張同四子八月鳥取へ引揚左ノ通福田造酒一手ハ陣屋詰其他ハ假住居又ハ旅宿ヲ設ク

御組

- 一、岡村益之丞 主従三人
- 一、不破 平内 主従三人
- 一、辻久馬之建
- 一、益田 又允 主従三人
- 一、箕島久之助
- 一、溝口源太郎 主従二人
- 一、中村 繁馬
- 一、山田文之助 主従三人
- 一、林 鐵太郎 主従三人
- 一、由宇勘十郎 主従三人
- 一、吉村仙之助 主従二人
- 一、澤 雙 吉 主従三人
- 一、淺井 又藏 主従二人
- 一、村岡 十内

元治元子九月出張同貳丑三月引揚ケ

一、福田 造酒 一手

外御織ノ面々

- 一、四宮 郡司 主従三人
- 一、澤 新 吾 主従三人
- 一、福原幸之助
- 一、石上鐵三郎
- 一、喜多村隆之助
- 一、河瀬金之丞 主従二人
- 一、和田長之丞 主従二人
- 一、武田儀三郎 主従二人
- 一、溝只源太郎
- 一、垣室直次郎 主従二人

- 一、小倉 林藏
- 一、上橋力之助
- 一、辻久馬之進
- 一、中野 乙八
- 一、紅林金之助
- 一、小林 鐵馬
- 一、伊藤 清藏
- 一、小林清兵衛

一、大竹友三郎 主従二人

元治元子八月左之方々京都ヨリ歸國ノ際黒坂滞在同二丑二月鳥取へ引取リ

- 一、加藤金右衛門 主従五人
- 一、加須屋右馬之允 主従二人
- 一、澁谷 平藏 主従二人
- 一、河田左久馬 主従四人
- 一、太田權右衛門 主従四人
- 一、大西 清太 主従二人
- 一、吉田 直人 主従二人
- 一、吉岡平之進 主従二人
- 一、鹽川 幸治 主従二人
- 一、足立 八藏 主従二人
- 一、中野 治平 主従二人
- 一、加藤助之進 主従二人
- 一、永見和十郎 主従二人
- 一、佐喜 修藏 主従二人
- 一、河田精之允 主従一人
- 一、清水乙之允 主従二人
- 一、中井範五郎 主従二人
- 一、山口鎌之進 主従二人
- 一、詫間 半六 主従二人
- 一、伊吹市太郎 主従二人
- 一、澁谷 金藏 主従二人

元治二丑年二月右二十士之方々爲迎之鳥取ヨリ親戚之面々左之通り出張有爲 (迎ノ面々省畧)

一、慶應二寅年四月出張同年五月引揚ケ左之通

- 一、福田造酒一手貳拾五人馬二疋
- 一、毛利孫左衛門 主從三人
- 一、渡邊久之丞 主從三人
- 一、伊田助左衛門 主從三人
- 一、乾 英雄 主從三人
- 一、衣笠 肇 主從三人
- 一、島田松太郎 主從三人
- 一、加藤伴次郎 主從二人
- 附屬
- 一、高田 庄祿 主從二人
- 一、小原 周藏
- 一、小畑 安藏
- 一、澁川彌四郎
- 一、橋本源次郎
- 一、中井 幸吉 足輕 六人
- 一、中村左馬之助
- 一、三原 大勝
- 一、山根吉之助
- 一、三原 幸衛
- 一、荒木連五郎 主從三人
- 一、秋田 節雄 馬一疋 主從三人
- 一、山田彌兵衛 馬一疋 主從三人
- 一、大久保準之佐 主從三人
- 一、近藤 類藏 主從五人
- 一、宮脇軍兵衛 主從三人
- 一、萩野 準人 主從三人
- 一、富山 外衛 主從二人
- 一、中村 彌三
- 一、土佐 勝馬
- 一、佃 岩次郎
- 一、平野岩之丞
- 一、每野源之進
- 一、桐谷金太夫 主從二人
- 一、中村 一馬 主從二人
- 一、岡本 早太 主從四人
- 附屬
- 一、田中進之丞 主從二人
- 一、岡村鳩太郎 主從二人
- 一、村瀬松之丞 主從二人
- 一、村瀬 東藏 同 二人
- 一、每野祿之進 主從二人
- 一、和田政之助 同 二人
- 一、森島左平太 同 二人
- 一、佐藤清左衛門 同三人 馬一疋
- 一、横田豐之進 主從二人
- 一、辻 郡太夫 同 二人
- 一、高取忠右衛門 同二人
- 一、佐藤吉之進 同二人 馬一疋

- 一、大谷猪雄太郎
- 一、山下又之進
- 一、花房彌次兵衛 主從三人
- 一、藤岡 俊藏 同 二人
- 一、横尾利兵衛 同 三人
- 一、前田鐵彌太 同 三人
- 一、松本藤之助 同 二人
- 一、森田 勝藏 同 二人
- 飛脚 政次郎
- 彦左衛門
- 早道 重三郎
- 下作舞 仲藏
- 小人 五人
- 一、瀧川 吉郎 主從二人
- 一、綱島 半 同 二人
- 附屬 小頭二人 足輕廿九人
- 一、慶應二年寅六月黑坂警衛御面々様方島府御引取相成申候
- 一、同八月末御地頭福田様相引取り相成申候
- 一、丑二月廿侍様方島府に御歸り被成候に付御親類中御迎に御越し被遊左之通り
- 一、四百九拾三石 加須屋準之丞様
- 奥田 丈助
- 岡田 文三郎
- 用物持 一人
- 小使 一人

一、若旦那
御若黨 壹人
加須屋助之進様

一、四百石
御家來 壹人
加須屋小太郎様

一、貳百五十石
御家來 壹人
加須屋又六様

一、七百石
備後様御三男
御家來 壹人
御若黨 壹人
御家來 壹人

右者加須屋右馬允様御親類
一、四人扶持貳拾俵
中井惣右衛門様
新 平太様
吉岡 熊太夫様

右者中井範五郎様御親類
一、三百五十石
福田分左衛門様
川口忠左衛門様

一、四百石
井ノ上甚右衛門様
御主從 五人
澁谷梅三郎様

一、六百石
右者加藤様御親類
古田 周助様
中ノ島九郎左衛門様
御家來壹人

一、六人扶持三十俵
右ハ澁谷兄弟ノ御親類
一、貳百五十石
一、貳百五十石
右者詫間半六様御親類
足立 周八様
宮島龜之助様
村岡 十内様
右者足立八藏様親類
一、伊吹勘右衛門様
一、江尻 程藏様
一、林 惣録様
右者伊吹市太郎様御親類
一、中原 忠太様
右者(以下不詳)
一、山口 虎夫様
第三章 沿革

神 左太六様 御家來壹人
詮間 半藏様
鈴木 小助様
村岡 鐵藏様
御家來貳人

一、左分利新右衛門様
一、岡田 千藏様
一、岡田 猪之助様
御家來貳人

一、宮川 達之丞様
御家來壹人

一、清水吉之丞様

右者山口謙之進様御親類

都合四十八人

慶應二寅八月出張同年十月引揚左ノ通

一、福田造酒一手

一、宮脇軍兵衛 主從四人

一、山岡牧之丞 同四人

一、伊田助左衛門 主從四人

一、渡邊久之丞 同四人

一、秋田 節雄 同四人

一、毛利孫左衛門 同四人

一、乾 英夫 同三人

古奥村中村附屬下奉行

文 助

爲 三郎

忠 七

廣 三郎

一、曾我 豐平

一、佐々木永之丞

一、佐々木登喜之助

御家來壹人

一、横尾利兵衛 主從三人

一、衣笠 肇 主從三人

一、島田松太郎 主從三人

一、山田彌兵衛 主從四人

一、花房彌次兵衛 主從三人

一、國府 石見 同六人

一、奥村 重藏 馬一疋

一、中村 勘吾

一、中村 達治

一、山本金之丞

一、松丸作之助

一、西岡廣之丞

一、片岡芳之助

一、木村全之丞

一、西村當之丞

一、磯尾松之助

一、近藤又之丞

一、山田文之助

明治二己十一月在來ノ陣屋其他内證地福田家ニ於テハ自等藩主池田家ニ引揚ト相成受取ノ爲新田奉行有田治平手傳杉山榮藏黒坂ヘ分地ト唱ヘ來ル出張緒形平夫宅ヘ止宿同家ニ於テ引渡方福田毎男臣黒坂詰山上半太夫松尾恭平長谷部桂一受渡シ濟相成候大庄屋近藤喜八郎出勤引渡目録左之通

黒坂陣屋門内

一 陣家棟數 六ツ

但シ陣屋續山壹ヶ所有之事

一、棟家番建家 壹軒

一、煙 稍 藏 壹ヶ所

一、門 番長家 壹軒

一、侍 屋 敷 八ヶ所

右ノ内建家付箋ニテ下地御問合申候節代紙ニテ御返答ノ趣ニ付近々取拂申渡事

六 軒

土 藏 一ヶ所

一、牢 屋 壹ヶ所

中管村

一、林 山 貳ヶ所

但瀧山茗荷谷山共半分宛

- 一、田畑字寄地續帳 一冊
- 一、田字限双紙圖 一冊
- 一、田開方改帳 一冊
- 一、田惣高物成押立増減差別帳 一冊
- 一、田荒方改帳 一冊
- 一、田天保改出物成給出帳 一冊
- 一、寺社屋敷年貢赦免帳 一冊
- 一、尋之條々理帳 一冊
- 一、陣屋門内田畑當分作付帳 一冊
- 一、嘉永三戊間免荒損米帳 一冊
- 一、安政三辰別取立帳 一冊
- 一、文久二戊別取立帳 一冊
- 一、明治元辰別取立帳 一冊
- 一、給米別取立帳 一冊

右之通支配場所並ニ田畑改帳ニ御座候

十一月

聖明治三午年因伯兩國各郡共郡政所設置相成本郡ニテハ右陣屋ヲ郡政所ニ用ヒラレ

三月出張 郡司山内峰三郎在目附奥村重藏 全 岡村 經造

新田方中西 源八 普請奉行山田忠三郎

下奉行 數名アリソイデ郡司茅原權造緒形儀八郎ノ宅ヲ買上ケテ郡政所ヨリ移轉ス

維新トナリ陣屋及敷地並ニ殿町鏡山生立ノ松木共不撻拂下ト相成殿町ニアル侍屋敷等福田家ノ所有トナリシモ撻拂各有稅地トナリ人民ノ所有地トナレリ

因に福田氏に連關して、因藩二十士黒坂講居の事蹟及遺物について略記すべし。

鳥取藩二十士 (日野郡野史)

寶曆六年藩主重寛公尙徳館と稱する藩營を設立せられ慶徳公に至り其規模を擴め儒學と國學とを併教せしめ大義名分を説かしめらるゝや勤王の志士陸續として輩出するを見る時恰本邦の政界に一大變動を萌生し各藩何れも陰に陽に勤王佐幕種々の黨派起り自然に同志を糾合せる時運に際し鳥取藩士安ぞ此時勢に後れむや前記尙徳館學派勤王の志士と又本藩の徳川家情義重をんせる佐幕主張の同志との兩派起り互に軋轢するに至れり當時藩主公は朝廷の恩命幕府の情義兩ながら急且繁にして千辛萬苦恐察するも焉及ばん勤王派は決心益強く身命を抛て奔走し敢て盟約團結には非ざるも各自の眞心より勤王主義に傾ける正氣熱烈の同志二十五名顯はれ此内安立清一郎(後に安立清風と改む)伊王野次郎右衛門(倉吉裁判所長伊王野氏の父)松田正久(物に道之と改む)三士は故あつて當度の大事に與みせず殘二十二士は文久三年亥八月十七日同志結合して君側を清めんと各斬奸狀を懷にして京都本國寺堀川なる因州侯の本陣に入り佐幕主唱者御用人黒部權之介當年四十九歳大目付高澤省巳當年四十四歳同早川卓之丞當年四十二歳三人を襲殺し大目付加藤十次郎當年四十四歳は當直にて君側に侍せるを以て手を下すを憚り脅迫し即貴様儀三人と俵爲同然可及斬殺處今夕は宿直被致候に付暫許置候改心上早々居腹謝罪可致申若し遷延送日候はゞ三人同様取計可申候早々

十七日 同藩士二十二人連署 (因府騷動書類集録)てふ書面を以て迫りしかば加藤は十九日遂に自殺せり二十二士は前記四人を殺し理由を明にして藩主公に陳情し又鷹司關白と三條中納言に斬奸趣意書を呈し智恩院の塔頭眞正院に入り靜に其罪を待てり後に同所油小路の藩邸に移さる然るに二十二士中奥田萬次郎信實當年三十四歳は自感する所あり十九日自殺す(明治廿一年七月四日正五位を贈らる)又新庄恒藏當年三十六歳は眞正院へ退去後失踪し幕吏に捕へられ大に苦みしが維新後歸藩を許さる新五郎貞老と改名し明治元年刑法官に任ぜられ同二年七月佐渡縣權知事を拜命し後鳥取に歸り廿三年國幣中社宇部神社官司に補せられ正六位に叙せらる氏は國學者にして和歌に堪能なり

散りはてし昔の春をおもはずは

君はけふこそ盛りなりけれ

貞老

かくて奥田新庄二士を失ひ所謂二十士となりぬ藩公は二十士の死一等を減じ九月十二日伊王野平六勝部靜男を使として御沙汰書を傳ふ。

曰其方儀去月十七日之夜御役人共下宿へ罷越し及斬殺段全君之御大事之御場合と存込命を忘れ非常之及所行候於其志は尤之事に候乍去重き法憲を犯し御場所柄をも不憚役人を斬殺し眞正院へ立退き御裁許相待候段其罪不輕候へ共此度は非常之御含を以當職之面は家名其儘御立被遣候段家續之儀は問柄より相願可申候右に付一同先當所御屋敷へ御呼返し急度謹慎被仰付候間嚴重に相心得罷在候様被仰付候(因府騒動書類集録)

右御沙汰に付二十士は京都より鳥取に護送し始は各生家又は親族に分ち幽居せしめられ後荒尾志摩の別邸に合せ幽囚せられしが日野郡黒坂に移し幽囚することに定まり元治元年八月より黒坂泉龍寺に幽囚す時の住持は金峰密宗大和尚なり名は幽囚と云ふも既に助命の恩典を辱ふし尙懇切の待遇を請はれし由同月九日加藤金右衛門同増之進の兩士は取締役の趣にて家臣家來共六十人計付添ひ二十士と共に泉龍寺到着の節給仕子は男子のみなりしが其給仕には二十士より天保錢壹ヶ宛與へられる後加藤は正法寺に分居後又加須屋鹽川伊吹佐善の諸士も同寺に分居せられ夫より太田河田兄弟の諸士は光徳寺に分居せられ其後又加須屋伊吹兩士は光明寺に分居せられたり二十士惣員に若黨二人御小人二人飯糰二人を付添居りしが後には増員したりといふ又二十士は最初より若黨をして毎夜交替に寺邊を夜廻りせしめたり尙始は二十人計りの護衛者を付せられしも後には是も解散せらる醫師は二宿宿定羽純亭に囑託せられ又若黨心得として黒坂にて小田喜一郎稻田八郎杉景壽梅林作次郎判野松太郎稻田房太郎を使用せらる次に小使として同所にて前田梅太郎荒木民藏岩朝仙三郎川上啓藏福島米三郎を使用せらるゝ等不自由なき仕方なり然れども武士道に於ては毫も怠慢の所業を見ず諸士の面々は黒坂到着居所定ると直に泉龍寺の庭に劍術道場を構へ又同所觀音堂の板座を土庭に更ぬ繩座を敷き柔術場を設け正法寺庭内にも道場を構へ毎日時間を定め劍術柔術の練習或は假裝倭を吊し劍術をなし或は藁人形を構へ手裏劍の稽古等種々

武術を練り學問に於ても諸種の學道を研究し文武兩道忘りなく精勵せらるれば黒坂宿内は甲に及ばず近村より參觀する者多し又若黨小使は素より真心の青年者には武術も少し教へ又武士道及人道の精華を至極町噺に説き諭さるゝゆゑ地方人民は自然同化せられ今に其眞美の殘存せるものあり此幽居中折々泉龍寺本堂或は正法寺に於て夜半密會せらるゝ事ありしも其問題は他人の知る所にあらずされども平常に變り憤怒或は愁歎の顔色を観ることありしとぞ。是より二十士の銘々に付史傳の概略及王什一二を撰び記す。

太田權右衛門官鋪

字は子靜書には甘雨と號し畫には玉山と稱す知行五百石當年二十八歲劍術の達人なり。

友どちに別るゝとて

暫したゞ假の浮世に別れても

はやきは待てよ六つのちまたに

宣鋪



此短冊の裏に太田權右衛門官鋪 (緒形家所藏)

猿の畫 玉山幅物 (泉龍寺所藏)

加須屋右馬之丞武文

知行二百五十石或は三百七十五石當年四十二歲安政元年水戸に赴き福地政治郎先生の門に入り神發流の砲術を皆傳し歸藩して藩中に教授せられたり砲術槍術手裏劍の達人なり。

磨きつるしら穂を米に染かへて

うきを晴さむ時ぞ待たるゝ

武文

(影山家所藏)

寄書 幅物

詮問契六敬敷

神風と號す知行百五十石或は二百五十石或は三百石と聞く當年三十歳一刀流劍術の達人なり常に三尺三寸の大刀を帶す。文久三年君側を清むるの前因幡藩主公に従ひ京師に入り万里小路公を護衛せらる手跡は一筆に長く引き鏢の所に一點を加へ刀狀を書くに妙を得たり。

寄書 幅物にあり(泉龍寺所藏)

河田佐久馬景興

二泉 謀景或は千箭と號す知行七人扶持四十五俵或は二百五十石或は四百石當年三十六歳劍術の達人國學者なり。

作合士十二 藏二寺 元治元年七月西郷吉之助馬關より來り村河與一右衛門と出雲安來宿にて密議す同八月二十一日黒坂幽囚中河田佐久馬潛に米子に



て村河與一右衛門と密議す同九月三日西郷吉之助米子に來り村河與一右衛門及河田佐久馬と村河にて密會す(以上拓摺豊日記) この世にて盛す誠のつきぬれば 鬼とし成りて君を守らむ 佐久馬

寄書幅物 (泉龍寺所藏)

泉龍精舎へ文机を殘し置とてかきつけける。

なき後のかたみとは見よな朝夕な

涙の袖に關れし文机 河田佐久馬源謀景

(泉龍寺所藏)

(泉龍寺所藏)

安齊造大筆

赤樫の木刀 二尺七寸五分

柄長一尺五寸

鹽川 孝次知行

(黒坂宿光下仁一郎氏所藏)



十二河田清之丞 泉龍寺藏

竹匡と號す實は中原傳左衛門二男鹽川家を嗣ぐ知行百五十石或は百七十石當年三十一歳槍術の達人なり文久三年京師に於て國事の周旋に力められしとぞ

四面山高霜氣深

鳥聲在近猶難認

黒坂 偶作 竹匡

大西 清太正虎

西風蕭瑟徹胸襟

秋霧模糊暗樹林

(緒形家所藏)

知行六人扶持或は百三十石當年二十五歳學和漢に通し劍術の達人なり文久元年藩命により東都芳野金陵の門に入り修學し尊攘の大義を陳上せられしとぞ

黒坂幽居を去る時血書

七度も生れ替りて奸人を

つくさむ事の外はなき也

正 虎 (泉龍寺所藏)

やまと心の

二十士さんは

あとにのこれる

さくら花

かへらるゝ

武士の道

第三章 沿革

革

教への言葉

いつまでも

かたり傳へむ

此里に

二十士さんを

二十士さんを

黒坂にて十二三の童二十士の歸りをなげき作りける歌を聞て

おろかなる身にしはあれと真心を

知るわらべにも涙こぼるゝ

正 虎

(小田喜一郎所藏)

中野治平元長

扇山と號す知行六人扶持或は五人扶持四十倭當年二十七歳劔術の達人鎗の名人なり。

弧窓夜々意悽如

殘夢有時歸舊虛

拜讀幾回須愛重

老爺燈下手裁書

幽居感懷

扇 山

(泉龍寺所藏)

伊吹市太郎正健

知行六人扶持或は五人扶持四十倭當年二十七歳劔術と鎗の達人手裏劔の上手なり藩學の教授に補せられ又文久二年國事の周旋にて

長州越前に奔走せられしとぞ

谷川や水上遠くさく梅は

ちり後こそ人に汲まるれ

正 健

寄書幅物

足立 八藏正聲

(泉龍寺所藏)

天瀑或は栗溪と號す知行六人扶持或は四人扶持三十倭當年二十四歳劔術の達人國學者なり黒坂の里を立出るとて

きのふまで住みわびたりし此里も

さすがにけふは名残をしけれ

正 名

(光徳寺所藏)

山口謙之進正次

知行六人扶持或は五人扶持三十倭當年三十四歳氏は砲術を父虎夫に學び文久三年三月藩命により大阪に寓居し勝麟太郎氏の門に入

り海防を學び京師に歸り藩の大砲製造の事業に従事す砲術家にして又練兵に巧者なり。

春花多易萎

秋絶涙霏裳

満面浮雲蔓

無由仰太陽

逃 懷

山口 正次

寄書 幅物

(泉龍寺所藏)

佐善修藏元立

船山或は聳生と號す知行四人扶持或は十人扶持銀壹貫目當年三十七歳漢學に達し詩文を善くし藩の儒官にして尊王の大儀の明らめ

藩の子弟を薰陶し後儒官を辭し京師に於て國事の周旋に力められし由。

自龜州接黃薇地

風月江山如委棄

今我暫來爲主人

不妨問答領問事

黒坂謫居

船山 (郷土史料第二號)

春の夜の月もさやけきさくら花

こすゑに残る雪とこそ見れ

元 立

(光徳寺所藏)

吉田直人保實

第三章 沿革

隅山、孟或は白子華又藍山と號す知行六人扶持當年三十歳兵學者なり文久三年三月藩命により勝麟太郎氏の門に入り浪華に寓し海防を學へり

君恩末報素心空 幽居徒然山寺中

廊廟是非難認得 春來感慨轉無窮

幽居隅成 隅山 (泉龍寺所藏)

寄月述懷

空にすむ月の光りは清けれど

かかりにけりな夜半のうき雲

保實 (緒形家所藏)

澁谷 平藏武貞

知行四人扶持五十歳當年三十六歳文久二年四月天皇男山行幸の際守衛の員に加はるの榮を得劍術の達人也

長瀬大谷家に左記澁谷の詩を藏せなる

祿々迎春共一年 幾多感慨淚湛々

世人今日休言賀 皇國安危在目前

永見和十郎明久

知行四人扶持五十歳當年三十四歳劍術の達人なり文久三年中小姓を勤む

君かため散らん身なれば櫻花

うらみはせじな春の山風

明久 (泉龍寺所藏)

寄書 幅物

中井範五郎正勝

天定或は翠軒又雪裏狂夫と號す實は永見和十郎の弟にして中井總右衛門の養子となり當年二十五歳山口虎夫氏に劍術を學び文久三年藩命により勝麟太郎氏の門に入り浪華に寓し海防を學ぶ又劍術の達人なり雅興發句を好み

ひとたびは引かでおかむ梓弓

見よやゑみしら大和心を

正勝

寄書 幅物 (影山家所藏)

加藤助之進忠益

加藤金右衛門の長男にして長州儒者船越某に就き學ぶ又劍術柔術の達人なり當年二十三歳

黒坂にてよめる

足引の山の木末にふる雪は

ときしもあらぬ花と見るかな

忠益

寄書 幅物 (泉龍寺所藏)

吉岡平之進正臣

知行六人扶持當年二十三歳文久三年三月藩命により勝麟太郎氏の門に入り浪華に寓し海防を學ぶ又劍術の達人なり

吾國の君の御爲めにつくす身の

つゆと消ぬとも何かいとほむ

寄書 幅物 (泉龍寺所藏)

河田精之丞政直

河田左久馬の弟にして當年三十歳劍術の達人畫を能くし柳下亭金水と號す

泉龍精舎に碁碁を殘すとて元治二とせの春三月しるす

山寺の松の下影折ふしは

なぐきみ玉(石の戦ひ) 河田 政直

山水の畫 金 水

寄書 幅物 (泉龍寺所藏)

澁谷 金藏成年

澁谷平藏の弟なり當年二十歳正牆蕭氏の門に入り學び又算術を能くす劍術の達者園基は初段也

正邪只頼後人知 豈忍傍觀邦國危

請見赤誠忠烈士 當時有俗儒譏言

言 成 年

寄書 幅物 (影山家所藏)

清水乙之丞忠武

知行四百石當年十七歳劍術練達飛越の達者文久三年藩主京師に入り詫間樊六と共に萬里小路公を護衛せらる

君か爲しするはねがひ足りぬれど

國のゆく末ころぐるしき 忠 武

寄書 幅物 (泉龍寺所藏)

前記二十士は元治二年丑二月鳥取に歸藩を命ぜられ迎として知行四百九十三石加須屋隼之丞若黨壹人家來壹人若旦那加須屋助之進家來壹人知行四百石加須屋小太郎家來壹人同二百五十石加須屋又六家來壹人同七百石備後三男白井留之丞若黨壹人家來一人以上十二人は加須屋右馬之丞の親族四人扶持二十俵中井總右衛門新平太吉岡熊太夫以上三人は中井簡五郎の親族知行三百五十石福田分右衛門家來壹人同四百石川口忠左衛門同六百石井上甚右衛門家來壹人以上五人は加藤の親族四人扶持三十俵澁谷梅三郎古田周助六人扶持三十俵中島九郎右衛門家來壹人以上四人は澁谷兄弟の親族知行二百五十石詫間半藏二百五十石神左太六家來壹人以上三人は詫間樊六の親族足立周八鈴木小助宮島龜之助村岡鐵藏村岡十内家來二人以上七人は足立八藏の親族伊吹鶴右衛門佐分利新太郎河尾程

藏岡田千藏林總録岡田婿之助家來二人以上八人は伊吹市太郎の親族中原忠太宮川達之丞家來一人以上三人は親族記載なし山口虎夫清水吉之丞家來一人以上三人は山口謙之進の親族都合四十八人鳥取より黒坂に入來幽囚し同道にて三月四日五日に十三士二十一日に七士鳥取に歸着此出立の時黒坂宿及近村有志者は賑々敷見送皆名残を惜みけり(迎親族人名は松尾家記録)

扱二十士は元治二年丑三月黒坂より歸鳥し始は各生家又は親族に分幽せしめられしが、後荒尾志摩の別邸に合幽せしめられ番頭田中時馬の指揮により晝は中小姓二名夜は中小姓四名小使一名を詰衛中杉村雪江の密導により七月廿七日の夜幽居を脱す此時二十士は左の變名を用ひたり

- 太田權右衛門は 大口 千歳
- 加須屋右馬之丞は 梶原 誠雄
- 詫間 樊六は 桃井幸太郎
- 河田佐久馬は 杉山 熊雄
- 中野 治平は 森 水之助
- 伊吹市太郎は 望月正太郎
- 足立 八藏は 難波 魯輔
- 山口謙之進は 澤 省三
- 吉田 直人は 早瀬 重藏
- 永見和十郎は 高橋 大助

前記の外十士は如何や其變名を聞かず夫より河村郡橋津の中原吉兵衛の援護により美保關を経て出雲手結浦に至り太田權右衛門詫間樊六を中野治平吉田直人外に中原吉兵衛の長男忠次郎以上五人上陸し其他は石州に向つて出帆す鳥取にては二十士の脱走につき荒尾志摩は大に驚き直に藩主公に届け又相手方黒部高澤早川加藤の四家に告げれば其親族相議し追討復讐に決し出發の人名は黒部一族の黒部勝次郎白田八百人岩越述人岩越左治馬岸越誠之進白田敬之助野崎品藏本部勇之助高澤の一族高澤朔太郎杉田甚右衛門

杉田肇早川の一族早川久之助早川俊藏二宮一草二宮午之助幸田虎之助加藤伊之助加藤伊保松都合十八人翌廿八日青谷に一泊廿九日山路田原越を経て三徳に出て松崎を経て橋津に至り晦日に赤崎より船にて追ふ又荒尾志摩家より従卒二十餘人を率ゐて共に船を出し八月朔日美保關に着き二日湯町に至り夫より三日手結浦に到着二十士の内上陸せし四士を討つことを得たり追討方は四十名殊に鐵砲を用ひたれば鬼神とよばれし四士も終に此浦の露と消れて残れるは壯烈の美名と禪慶院に納まりし大小刀なり明治廿一年七月四日中原吉兵衛並に同二十四年十二月十七日太田權右衛門訖間樊六中野治平吉田直人各正五位の贈位あり

利應休心信士、大小一腰、太田權右衛門

劍遊是心信士、長三尺三寸旬則新造刀、訖間 樊六

安山淨劍信士、大小一腰、 中野 治平

一奄全刀信士、長三尺旬則新作樋入刀、吉田 直人

即心禪定門、大小一腰(中原忠治郎)二十士の外也

脱走を遂げたる十六士は一應石州に著船し長州の一將清水清太郎方に寄身せり其後經歷の概略左の如し

加須屋右馬之丞武文後に末枝と改名

維新の際歸藩を許され戊辰の役東征軍に参加し後新國隊を組織し明治七年五月縣社氏殿神社の祠官に補せられ十一年一月名和神社の稱宜に任せられ以上歴任し廿年二月病歿せらる四十年五月十七日正五位の贈位ありたり

河田左久馬景興

維新の際歸藩を許され明治元年四月命を奉じ上京戊辰の役東征軍に参加し勳功により従五位に叙し華族に列し子爵を授けらる將

元老院議官たり三十年十月病歿

鹽川孝次

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し其軍監を命ぜられ明治六年六月會見郡の民暴動の際鎮撫を命ぜられ一小隊を率ひ世張鎮靜に力の功を奏し七年區長に補せられ十二年會見村入部長に任せられ退職後四十年十二月病歿せらる

伊吹市太郎後勳右衛門と改む

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し鳥取藩の大屬次に鳥取縣中屬を命ぜられ後國幣中社宇部神社の宮司に拜し大講義に補し後米子中學校長に任せらる等歴任し廿三年八月病歿四十年五月十七日從七位の贈位ありたり

足立 八藏正聲

維新の際歸藩を許され宮内省諸陵頭を拜命し後御陵局長に進み華族に列し男爵を授けられ從四位勳三等に叙せらる四十年四月病歿

山口謙之進

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し其小隊司令官を命ぜられ明治八年十月内務省に奉職し夫より驛遞局屬大藏屬を歴任し十九年非職後は氣高郡千代水村の安長に閑居せらる

佐善 修藏

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し明治二年鳥取藩の學察長を命ぜられ四年鳥取縣の大屬に任せられ後置賜縣に大藏省に歴任し又池田家の學師に聘せられ十九年十二月病歿四十年五月十七日從五位の贈位ありたり

澁谷 平藏

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し其輜重長を命ぜられ解隊の後八橋村に住居せらる

永見和十郎

維新の際歸藩を許され戊辰の役東征軍に参加し明治五年陸軍中尉に任せられ十一年八月滿期東京府下に住居せらる

中井範五郎

慶應二年七月山口に入大村益次郎氏の門に入西洋兵法を学び維新の際歸藩を許され明治元年四月命により上京五月軍監として豆相二州の監察を命ぜられ同月二日小田原に於て賊林昌之助の爲に殺さる二十一年七月四日從四位の贈位ありたり

加藤助之進後に兄彦と改名

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し其隊長を命ぜられ後鳥取藩屬に任せられた八年縣社長田神社祠官を命ぜられ四年病歿せらる

吉岡平之進

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し其左翼隊長を命ぜられ明治五年鳥取縣十四等屬に任ぜられ十年七月陸軍省出仕新撰旅團附屬として西南役に出陣し十八年六月判事補に任ぜられ以上歴任の後退官し鳥取栗谷町興禪寺院内に住居し茶花を樂みとせらる

河田精之丞

維新の際歸藩を許され明治元年四月命により上京京師に住居せらる

澁谷金藏後默次と改名

維新の際歸藩を許され新國隊を組織す後文部省に奉職し疾に罹り鳥取にかへり死歿せらる

清水乙之丞後に千馬人と改名

維新の際歸藩を許され新國隊を組織し明治六年六月會見郡の民暴動の際鎮撫司令長を命ぜられ盡力奏功し十年西南役に從軍を請ひ出發前に鎮靜終に事止む以來米子町に住居せられしが四十三年十月病歿せらる

因に記す因藩二十士、本國寺に討入り、罪を智恩院良正院に待つや、命によりて京都油小路に幽せらる。この間に文藝に武術に、練磨する所あり。(小早川鐵備實話)

藩の家老福田氏に預けられたる關係上、其の采邑黒坂に移さる。道を姫路より太田井、津山、勝山、新庄、板井原、根兩を経て、黒坂に達し、同地泉龍寺に謫居す。

佐善修藏太田井にて一詩を賦す、載せて本章にあり

豫得罪、自京師移伯州仙嶺外黒坂、途至太田井、自此岐二道、右旋則入故里因州、而不得從、遙北拜血淚共下、乃賦一詩。

年老阿爺伏病痾。

三秋不肖意如何

右旋左轉霜橋外。

羨看飛鷲向北過

なほ板井原吉岡文書歳々萬覺日記に、二十士黒坂へ移さるゝの途上、休息して中食せるよし記せり。之に依りて其の經路を明にするを得べし。

然るに前記日野郡野史(日野郡の)の記事にて見れば、二十士は京都より鳥取に移され、後黒坂に貶謫せるが如く書きたり。即ち

右御沙汰に付二十士は京都より鳥取に護送し始は各生家、又は、親類に分ち幽居せしめられ後荒尾志摩の別邸に合せ幽囚せられしが日野郡黒坂に移し幽囚することに定まり云々(本文参照)

其の斷案や、輕卒に失し、後人を誤るものなきにしも非らず。蓋に此の一事のみにあらずして、二十士に關する史實、人名、雅號、年齢等憶斷推測無きを保せず、

然れども、其の調査の態度、注意周到機微を穿つものあり。爲に全文を茲に採りて、紹介せるのみ。二十士の研究は歴史地理誌上に、壯烈二十士に、松陽新報に述ぶる所有れども、隔靴搔痒の感なき能はず後日の大成に待たんのみ、

二十士の遺物本箱の裏書

泉龍寺幽閉中の品同寺に現存

書笈ノ戸

長二尺三分
巾六寸八分

其他書笈ノ戸

長一尺七寸三分
幅六寸九分

此書篋一僕寓居中所慣用今臨別相贈聊有微意存焉師其體之
乙丑暮春
法宗師 佐善元立

因に法宗とは泉龍寺金宗の先住也
出立の際記念として残したる品也

因幡藩士	吉岡平之進
因藩	吉岡正臣

机の裏書

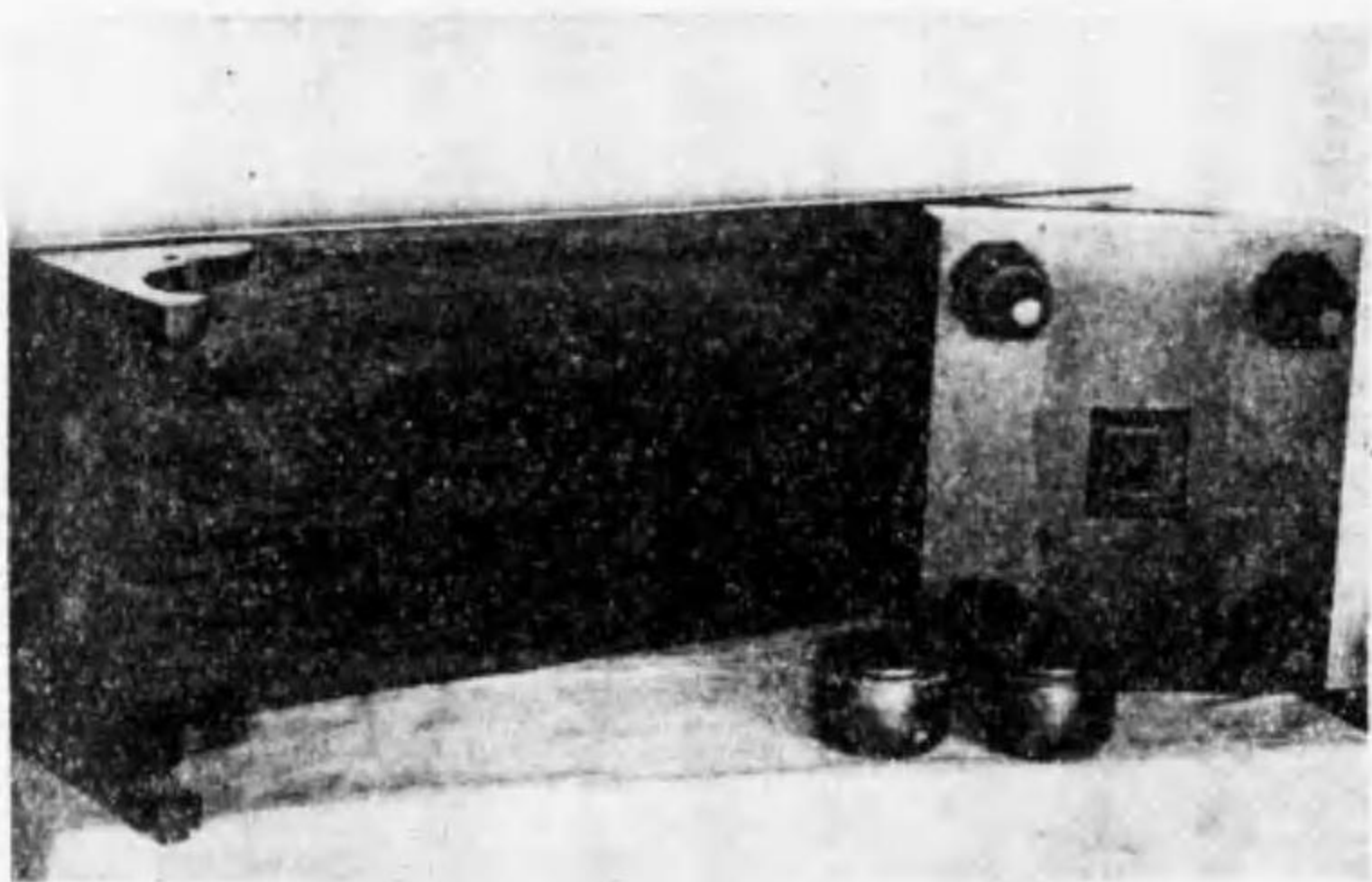
機 長四尺一寸八分 高九寸八分
巾一尺四寸

(五句五行に書けり)

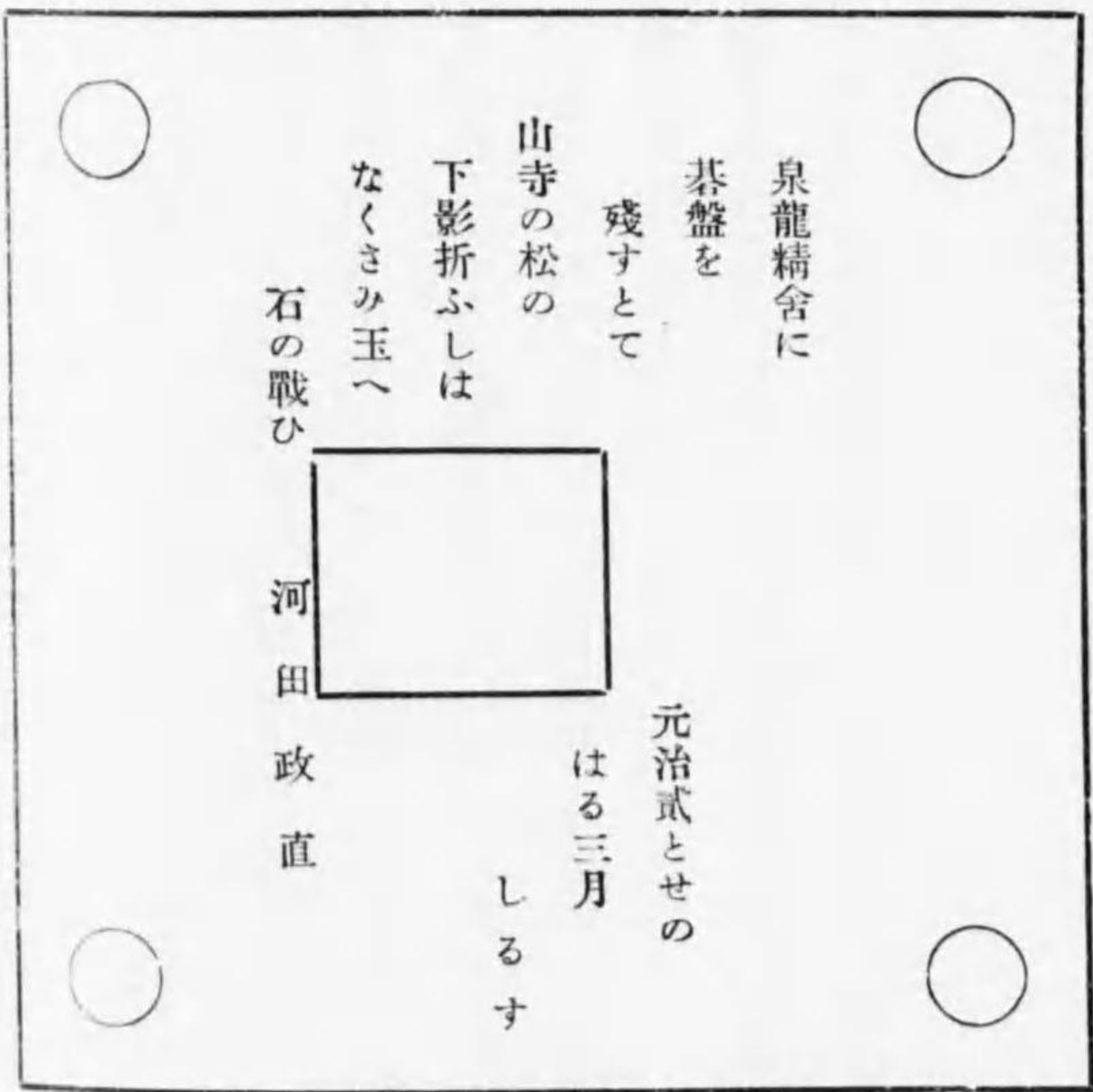
なき後のかたみとはみよ朝な夕な

涙の袖に馴るゝ文机

河田左久馬源祺景



河田左久馬の机及河田精之丞の碁盤
泉龍寺藏



碁盤の裏面に書きたし
一方四寸五分
高七寸八分

大西正虎血書ノ歌

紙面

横 壹尺四寸四分
寸 四寸六分

七度も生れ替りて好人を

つくさむ事の外はなきなり

正虎

緒形弘義氏所藏

鷲奥重符皇圖控

無復孤臣期報効

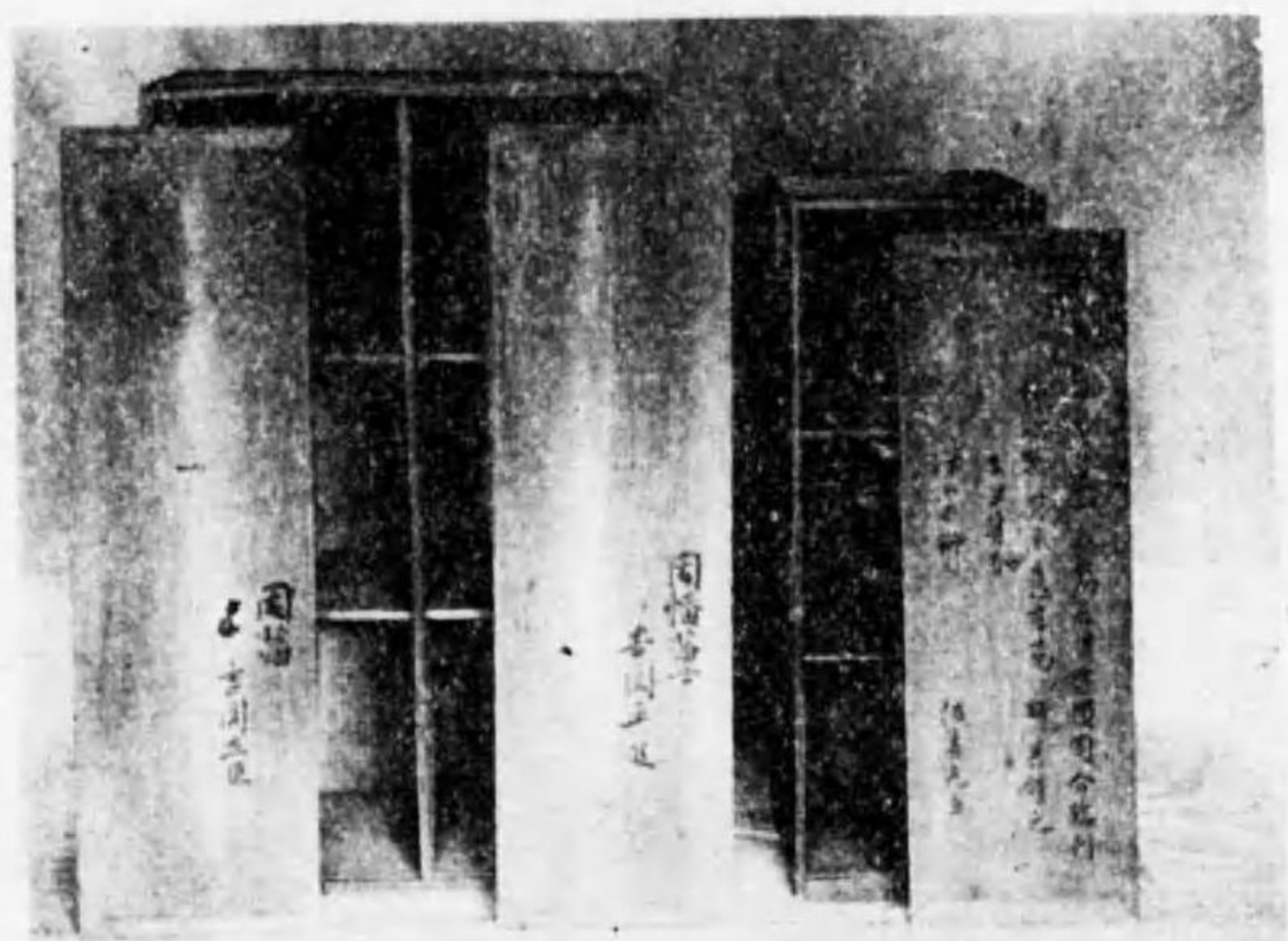
卷遺書何限情懇懃

和涙勵忠孝

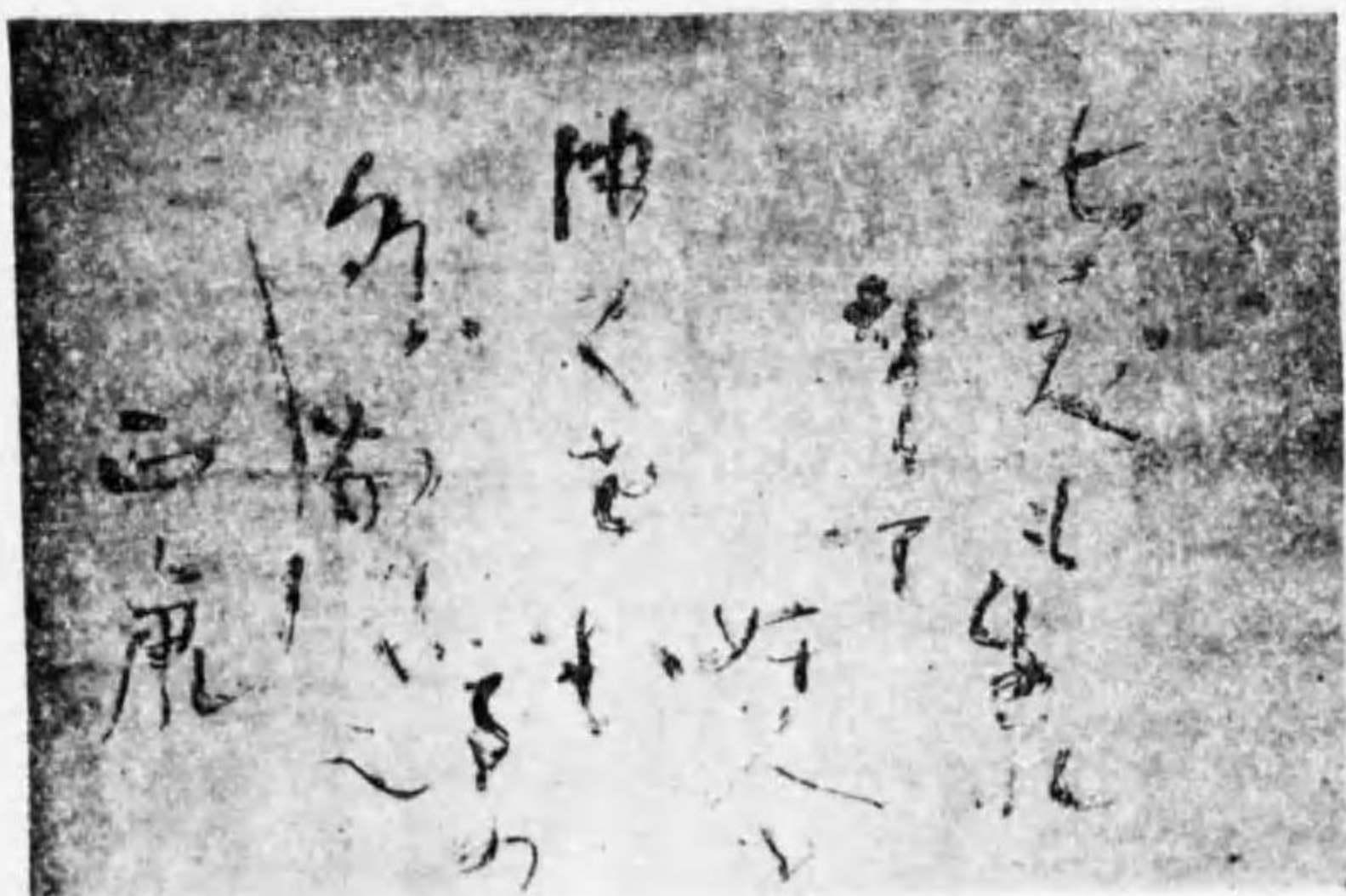
願楠公訣兒圖

陽山孟

(吉田直人)



佐善修及吉岡正臣の箱
泉龍寺藏



十二士大西正虎血書
黒坂泉龍寺藏

寄月述懐

第三章

沿革

革

緒形弘義所藏

そらにすむ月の光りは清けれと

かゝりにけりな夜半のうき雲

保左 福 (太田權右衛門)

緒形弘義所藏

祠前再拜涙沾襟

聞否明年鼓笛音

童子不知吾輩意

戲來頻翫佩刀鐔

見村 祠祭

成 年

緒形弘義所藏

護良親王の横死し給ひしはいと口をしき事を思ひ出して

昔よりさかしら事にナムがなく

その身をもはたす鎌倉の山

正 勝 (山口姓)

黒坂に幽居して

緒形弘義所藏

假寝する賤か板戸にさす月は

ふるさと床し夜半の秋風

正 勝 (山口姓)

緒形弘義所藏

天王山戦八幡轡

孤艇乗愁下急瀧

柳影依々不得

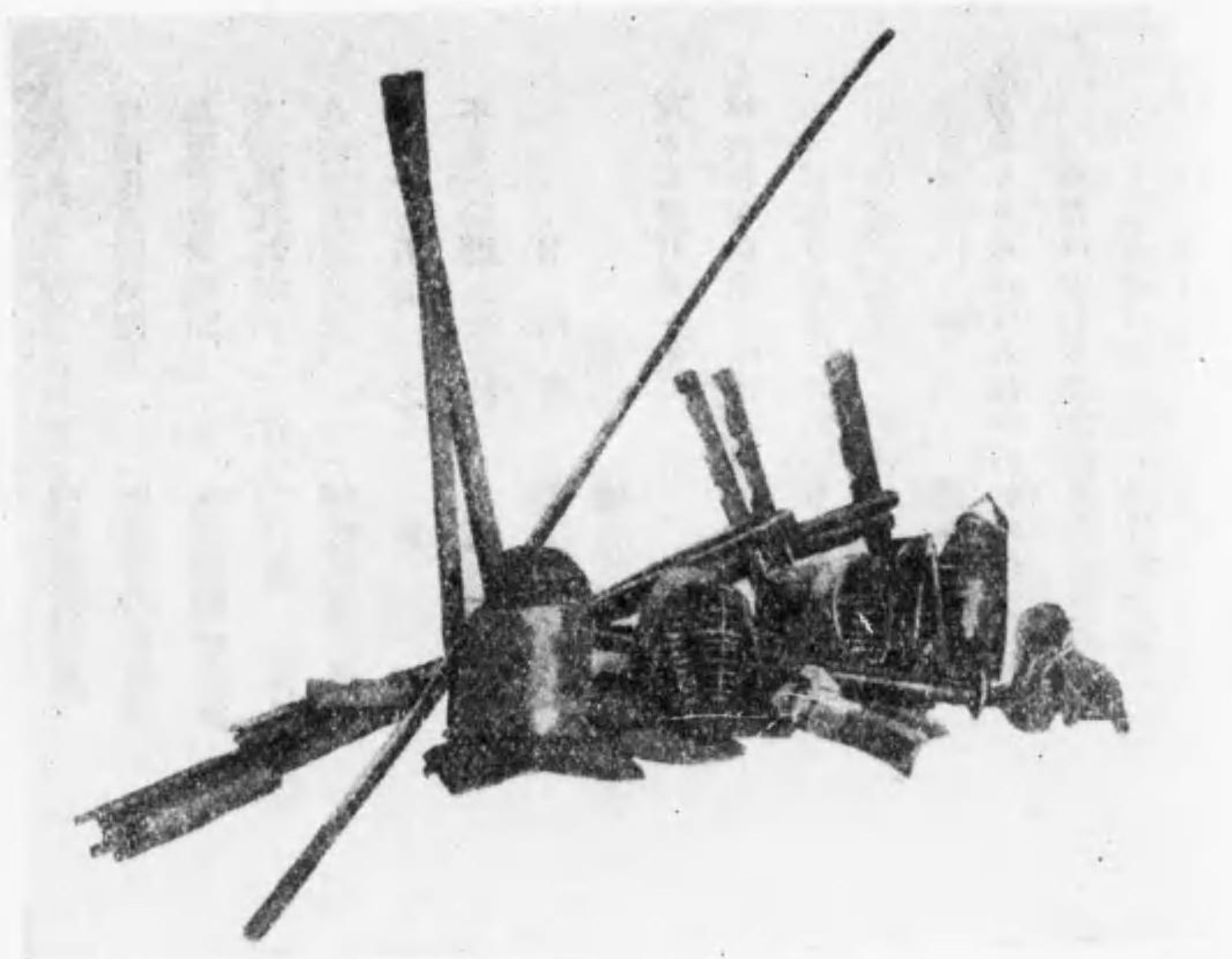
悲風滿峰夕陽寒

舟下淀川

扇

山 (中野治平)

緒形弘義所藏



十士使龍寺藏 武士用龍寺藏 具道術武寺藏

年老阿爺伏病痾

三秋不省意如何

右旋左轉霜橋外

羨看飛鷄向北過

云得罪自京師 伯州嶺外黒坂途至太田井自此

岐二道右旋則入故里因州而不得從濟北拜血淚

共下乃賦一詩

不肖元長拜草 (佐善元立)

緒形弘義所藏

一竿落得好生涯孤掉清風與俗乖

肉食家門知幾變不如網裏味常佳

漁者 扇山 小史

石州西去景光奇憶起曾遊客裏悲

尤是溪間雨晴夜餓狼一叫月低時

憶昔遊 扇山狂史 (中野治平)

緒形弘義所藏

黒坂にて

大神の山はとよさかのぼる日の

まづそにほはす高きその峰

第三章 沿革

まさ健 (加佐屋姓)

緒形弘義所藏

四面山高霜氣深

西風蕭瑟徹袍襟

鳥聲在近猶難認

秋霧模糊暗樹林

黒坂偶作

竹 厓 (山口正勝)

緒形弘義所藏

吞 舟 之 魚

不 游 枝 流

甘雨書 (太田權右衛門)

緒形弘義所藏

友とちに別るゝとて

しはしたゝかりの浮世に別れても

はやきはまでよ六のちまたに

のぶ (太田權右衛門)

緒形弘義所藏

久方のくもみのはるはいかならむ

あなおもしろくひばりさへつる

(足立正聲)

皇國に生し身なればさくら花

君が春こそさきて匂はむ

(足立正聲)

(足立正聲)

湊川を過て

美名止川流るゝ、水はあらねとも

せきあへぬものは涙なりけり

眞佐名 (足立正聲)

緒形弘義所藏

眨竄猶欣近此邊

山奇崑怪玉泉懸

時々曳杖來求應

有人言學謫仙句

觀瀑之二

陳 人 (佐善元立)

緒形弘義藏

一月三回到此間愛

看飛瀑掛天關

滿胸愁慮終難洗

是似銀河也等閑

觀瀑之三

聾 散 人 花 押

貞婦お菊よみてとらせける

武 文 (澁谷姓)

第三章 沿革

八もよとせふりしたためしを菊清水

清き心はとふとかりける

緒形弘義藏

故郷雪

石上イソノカミふるしらゆきはいまもなを

かはらぬものをみよし野の山

千 箭 (河田左久馬景興)

夢

我とわかをたけぶ聲に夢さめて

仇夷アタエシらの跡かたもなし

千 箭

緒形弘義藏

黒坂のさとにて友とちに別るゝ折

聲かはし翔ならへて来しものを

わかれてかりのなそかへるらん

直 人 (河田景興)

緒形弘義藏

上兵伐謀 正 臣 (吉岡姓)

月光穿壁轉幽清 一枕松風夢不成

夜半忍聽破額外 放牛多少牧童聲

夜 投 山 家 竹 堂 花 押

二十士の遺墨 黒坂泉龍寺藏

うれしさに稻葉の露と消ゆるなり

國のめくみのわすられもせて

正 虎 (大西清太)

君かため散らん身なればさくら花

うらみはせしな春の山風

明 久 (永見和十郎)

寧宗師に別るゝとて

うき世とは誰かいひ初めしはらくの

なさけにすらも沈む涙を 眞 佐 名

(河田精之丞)

唯一無愧 武 貞 (澁谷平藏)

春花多易萎 愁絶涙霏裳

満面浮雲蔓 無由仰太陽

述 懷 山口正次

黒坂にてよめる 忠 益

足引の山の木末にふる雪は

ときしもあらぬ花と見るかな

(加藤助之進)

谷川や水上遠くさくうめは

ちりて後こそ人に汲まるれ 正 健

(伊吹市太郎)

朝なくむすぶし日の川水も

今を際りの名残なりけり

武 文 (加須屋右馬之丞)

君か爲しするはねかひ足りぬれど

國のゆく末こゝろくるしき

忠 武 (清水乙之丞)

此世にて盡す誠のつきぬれば

鬼としなりてきみを守らむ

佐 久 馬 (河田景興)

遙想故人猶鎖堂窓前風意將狂君同文寶閉幽戸

我似宋元留僻郷月影春宵催淑景梅香遲日競晴

光客身多少相思淚纒報一詩情味藏色

贈 友 人 隅山孟 (吉田直人)

東風日暖景光嘉 應有遊人踏翠芽

自笑屏居憂世客 瓦瓶挿得白梅花

仲 春 成 年 生

沛乎塞滄溟 立 書 (佐善元立)

吾國の君の御爲につくす身の

つゆと消ぬともなにかいとわん

正 臣 (吉岡姓)

五月闇雲かきわけてほとよきす

いつくまでとやなき渡るらん

宣 (太田權右衛門)

春寒蕭寂鏡川西 芳草未崩十里堤

且喜霏々今日雪 滿眸山樹着花齊

右 仲 春 句 九 郎 成 竹 涯

不誠吟節已幾年 昔遊宛去兩肩邊

涓溪梅月池塘柳 附與閑窓手枕眠

春 日 雜 感 扇山狂人 (中野治平)

あな憐れ賤がうなひか手折もて

めてよとをくる梅の初花

正 勝 (山口姓)

爲狂爲賊任人呼 千載公論誰得誣

取義捨生男子志 唯悲世事日將燕

述 懷 正 虎 (大西姓)

君をしたふますら武夫か赤心を

盡せしのは誰もしるらん

永見和十郎明久

幾旬風光已漏春 梅鬚柳眼又將新

此間送年俱無恙 遙拜再生天地仁

右前三位大原公徵詩千我賜韻予仁字

大西正虎

君恩未報素志空

幽居徒然山寺中

廊廟是非難認得

春來感慨轉無窮

幽居隅成

隅山 (吉田直人)

孤窓夜々意悽如

殘夢有時歸舊廬

拜讀幾回須愛重

老爺燈下手裁書

幽居感懷

扇山 (中野治平)

白龜州接黃薇地

風月紅山如委棄

今我暫來爲主人

不妨問事領間事

黑坂謫居

船山 (佐藤元立)

明治四十五年五月鳥取藩史編纂員橋柴竹造氏史料採訪のため黑坂宿に來り泉龍寺を訪ひて左の詩あり。

黑坂偶感

壬子五月赴黑坂宿訪泉龍寺索廿士逸事有感賦之

回頭五十餘年前。

尊攘論驚八州天。

因藩此時亦同轍。

廿士憂國義膽堅。

一拳打破因循說。

却被幽囚黑坂邊。

空揮筆硯遺無聊。

里閭今猶重殘篇。

吾索史料訪蕭寺。

僧展遺墨滿澗々。

就中血書國字詠。

詠來心氣自慄然。

一州正義益煥發。

藩公大節寔空宣。

嗚呼黑坂關國史。

舉與烈士千載傳。

自註廿士幽囚黑坂宿泉龍寺後將移鳥取大西正虎切指出血書和歌以與寺僧今尙秘藏十一句故及

鳥府 橋柴水竹 (黑坂校郷土史料)

編者曰、二代大岩八郎は伊吹市太郎門人にて、扇面二十枚の書畫を藏せり。又故縣會議員杉景壽緒形弘義は河田景興に學びしことあり。藏品多し。

闇の道芝拔書

河田精之丞

(淀江足立正義)

慶應元丑春

二月廿四日友とちと袂を分ちけるせきとめぬ涙に言の葉もかはさて巳の刻さかひ立出でぬのこる

八たりのまとみ淋しさいはむかたなし

ますら男のたくひとそおもふ我なるに

なそや涙のかくこぼるらん

三月三日の日

とにかくに別れし友のおもひあまり

うきを汲しるけふの盃

五日

泉龍寺の庭のさくら咲みちぬる花の枝にかき添へける

是そこの花はさかりといふならん

咲そろひつゝ散はしめねば

一本の花のさかりをみるからに

おもひやらるゝ嵯峨の山かけ

誰みよとさける櫻の花ならむ

人しらすてふ假の菴に

假寝せし泉龍寺の院主へ文机をのこし置とて裏へかきとめける

第三章 沿革

なき後のかたみともみよあさなゆふな
涙の袖になれし文机

廿一日雨ふりぬ黒坂の里をたちいつる折磐間戸の神社に詣て攘夷祈願の幣奉りつゝ

秋津洲の四方に海まにみしめ繩

ひきはへならぬ磐間戸の神

かゝりせはますら武夫のつきもせん

御代は常盤に磐間戸の神

皇の御國の仇のえみしらを

はらふ旗手に神かゝりませ

下黒坂のほとりにて雨のひとりあはれもいやましぬ里人の送りいてゝ名残をしむさまうれしくはたかなしくありければ。

里人の涙とおもふ雨なれば

ぬるとも我はいとはましやな

道すから

春雨にしほめる花の山櫻

いまやちるらむ身のたくひなる

溝口の里にて

別れとのそのうきことをみそくちの

うきを慰む心ちしにける

さくら花今をさかりの色はえて

霞か世屋もときめてみゆ

新兵衛のなを送り來つゝ竹奥の傍に居ければ

みる毎におもひ深むるさくら花

といひかけければ新兵衛

暫しなくさむらき旅のそら

たそかれ時の淀江の里に着ぬとも宿れるは太田ぬし佐善ぬしやつかれ付添ふ人は入江ぬし津田ぬし足立ぬし仲田主河田主野一色

ぬし黒坂人新兵衛芳右衛門若黨文五郎なり廿三日空晴ぬこゝにて里人の送りけるゝ折新兵衛へ

かたらひしことはかたみにわすれしよ

ほしだにあへぬ春雨の袖

ゆく／＼御來屋に着ぬこは名和の港なれば昔戀しくしはしとゝまりまほしく侍れとも罪人の身なればいはす過ぬ付人のなさけに

て氏殿權現へ詣てける名和氏を祭る處也御すかたは鎧をき給ひ弓を持たまふ山の麓に御やしきの跡のこりぬ石ふみのかたはらにさ

くらの花咲ければ

墨染に咲と見へねどおのつから

昔にしのふ花のいろかな

いにしへにおもひくらへて皇國を

守るたけをに神かゝりませ

申の時はかりに赤崎の驛に草まくらしける宿のあるしのこふにまかせ太田ぬし佐善ぬしと諸共に筆をとりてけり

おもひきやこの赤崎に旅ねして

ふてのすさみにさよ更るとは

廿三日泊りの驛に假ねしける

廿四日けふは友とちの別れにあなれば三とせのまとぬもけふまでとおもへは心苦しさいはむかたなし初て久松の御城をおろかみて

罪とも忘れてさらけられしけれ

君の御ためにちかつきつゝも

末の時はかり湖山といふ里につきぬこゝに別れの酒くみ交しける夕まくれに千代河を渡りこゝよりおのか住へきかたへ行かむとき

今更になにかなしまむますら男の

かねてさためし別れなりせは

程なく歸り着きぬ我も一小室に幽閉しともし火にむかひ三とせのうきをおもひいつるつれづれに松風のいとさひしくきこはければ

なき数に入る日を今は稲葉やま

いなにはあらぬまつ風そふく

とうたひつゝ夢を結びぬ

右關の道芝は去る慶應元丑春河田政直か吟詠なり則黒坂なるしるべのものへおくる所の自筆を見る事を得て感慨に堪へず勿々寫し置ぬ

千時慶應三丁卯仲春望 柴田 楠洲

三 嗷訴(百姓一揆)及争論

徳川幕府の形式政治壓制政治消極政治は、平民勢力の伸張と共に本郡の如き亦全國の例にもれず強訴暴動となりて破裂し、或は大膽なる江戸公事となりてあらはるるに至れり。

イ、元祿の頃今の福塚の内大阪村畑屋惣左衛門が御手山(直營の製鐵所)の制を利用し、山林の無代占領をなさんごせしより、宮内西村及川上村村民は歎願書を提出してこれに當るといへども願意更に達せず、遂に山奉行杉本直一及義民市兵衛、壯三の三人はこれが犠牲となりし事件あり。(傳説部参照)

ロ、享保十八年因伯兩國の百姓徒黨を組み強訴し、先づ日野汗入會見三郡の者汗入郡坪上山に群集し、それより因幡に入り、千代川に迫りし時我日野郡人古都源八久富これを鎮撫したることあり

(傳記部参照)

ハ、天明六年十一月中門院谷の禪智院の義惣治赤松の五左衛門兩人先導し、同月二十四日頃より少々發動、彌々十二月八日汗入中祖の兩組、日野の山手組に大勢入込、夫より大山に強訴、大騒動を爲したることあり。事に座して入牢戸々叱責等の處刑にふれしもの多く、またこれが鎮撫に努め或は暴動に加はらざりし旨を以て褒賞せられたるものあり。就中足立利助深田宗八は永代苗字帶刀御許免の榮に與りたり。(参考裁許書)

御裁許書

赤松村 五 右 衛 門

右領内百姓強訴之節禪智院義惣治兩人の差圖に付村々致勸發不届之至り重き御仕置可被仰付之處格別之御憐愍を以て永入牢妻子共儀は領内追放家財缺所被、仰付候事

天明七年丁未十一月五日

御裁許書

大内村 庄 屋 源 八

右擡動之節格別致出精其上薄手を負ひ候程之儀に付爲御褒美青銅三貫文被下候事

天明七年丁未十一月五日

御裁許書

赤松村内 五 名

右之者去冬領内百姓強訴之節頭取義惣治五左衛門被相催村々爲致騒動候段不届之至り依之急度御答可被、仰付之處格別之御憐愍を以重き御阿被、仰付候事

天明七年丁未十一月五日

御裁許書

金戸村内	四	名
前村内	二	名
今在家村内	三	名
佐康村内	三	名
坊領村内	六	名

岩立村 利助

同村年寄 宗八

金屋谷村 清左衛門

丸山村 六右衛門

小林村 利助

明間 又兵衛

大川原村 市右衛門

栃原村 九八

大瀧村 三郎右衛門

小柳村 民八

右村々騒動之節他村より大勢入込候に付無據罷出候得共於其村頭取之者無之全村被入六平日御上を奉重示方宜敷之儀爲如蒙美書願

壹貫文宛被下候事

天明七年丁未十一月五日

御裁許書

足立利助

深田宗八

大山領去年冬遠近之村方百姓徒黨強訴之節大勢之中へ立入差留候處却而被致打擲一命にも掛り候程之儀漸途養生此節及快氣候由畢竟平日公儀御大法を奉重故臨時格別神妙之働依之爲御褒美永代苗字帶刀御許免被仰出者也

天明七年丁未十一月五日

藥樹院考覺 花押

御領内十九ヶ村庄屋共へ申渡書

徒黨強訴之儀天下の御大法重き御法度之處去冬御領内百姓及強訴候段不届之至急度御定法にも可被 仰付之處全禪院勸發より事起り百姓一統願之趣意無勘罷出候趣相聞候に付格別之御憐愍を以頭取共斗り御仕置被 仰付候以來心得違仕不様役人共へ平日急度相示可申事

天明七年丁未十一月五日

二、花口村（今の石見村の内）争論は有名なるものにして寛政十一年より文政六年まで二十五年間にわたり、鳥取に直訴し、其間數人の主動者の入牢するあり。蓋本郡稀有の大訴訟なり事件の真相は當時の訴狀及裁許書等田邊家文書として残存し居るを以て頗る明瞭なり。直訴の要旨は御田地附鐵山所二歩なりを彌七郎なるもの株として下渡されたるより、鐵山所を離しては到底田地經營の困難なるに鐵山所運上金五十七匁を六十七匁として庄屋定右衛門より林藏まで三十年間取立てられたる

さへあり。村方窮境忍び難き所以をのへ加損米にあつかり且不法取扱の損害賠償を受けんとするにありき。

乍恐御歎奉申上口上書

文化十二年八月 日

一日野郡花口村之儀殊之外山中惡所に而麥作も出来不仕候得共御田畑高免の土地に而御座候先年請免に被爲 仰付候節より當村彌七郎代迄は鐵山所も上み下も二ヶ所御田地に付居申上候處彌七郎代に下も鐵山所壹ヶ所緒形氏へ永代に相渡し被申右同人追々不勝手に相成上鐵山所壹ヶ所の内式歩通彌七郎家爲相續の先遣候様 御上様より御評議御座候得而則遣し申上候得共彌及繼に候其後同人株へ先定右衛門入渡り申上候處右彌七郎株の内御田畑御高拾八石斗リ之處作り荒れ之場所御座候而作舞六ヶ敷右彌七郎家爲相續之御評議に而附居申候山式歩通附吳候様被申右様は難相成と申候得共作り荒れ場所多く御座候而先付置申上候處右作り荒し場所は其後御上様より御役人様方被爲遊御在出右荒場所御見分之上物成引に被爲 仰付候村中御高附鐵山所之儀は追々減り百姓中殊之外困窮仕 御上様より御慈悲之上百姓爲相續之安永八亥年より御加損米貳拾五石宛村中惣高割々被 仰付難有頂戴仕百姓取續居申上候所其後 先定右衛門より彌七郎株大惡田と預上げ候由に而あの方斗リへ被 仰付村方は追々御願申上候而も少しも不被爲遺極難儀に御納所仕申上候右同人より彌七郎株惡田と預上げ候而も同人株に限り惡田と申筋は無御座様奉存候何卒御田地善惡御詮作之上貧家の小百姓も御加損米御高割合に被爲 仰付可被爲下様御願申上候百姓中追々困窮仕御田畑開作難相成行詰り必至に難儀仕候何卒 御上様以御慈悲を百姓取續候様に偏に奉蒙御影度候

内

一右申上候當村之内上鐵山所一ヶ所之内式歩通彌七郎へ附置候分最早百姓中へ戻し先年之通惣高割合に相成候様奉願上候是迄山代銀貳歩通は右同人へ引取御運上は百姓中より御上納仕候而難儀仕候何卒願之通被爲 仰付可被爲下候様奉願上候

一分緒形氏へ永代賣申候
上山壹ヶ所御運上五拾七匁

此分唯今當村御田地高附ニ而御座候

右之通村方御高く所持仕候上鐵山所壹ヶ所分御運上村中惣高割合に御上納仕候分五拾七匁に相極り居申上候由然る所當村先定右衛門役中之節より唯今庄屋林藏殿迄三十年餘の間六拾七匁之割合御取立被致候村方小百姓は愚人斗り居申上候而拾匁宛庄屋所へ引込候儀是迄一向存不申右間違此度相知れ候に付庄屋所へ相尋申上候所不埒の儀斗り被申其上に様々之帳面を出し候而村方をせり付被申難儀仕候結句高懸り杯之儀は乍不及念入に相尋聞申上候得共御運上之御年貢之と申物に右休に帳面を遊御取立被成候とは毛頭存不寄難儀に難儀を重追々御未進引必至に難儀仕候右庄屋所引込居申上候御運上銀元利立戻し銘々御未進に相立百姓中相續仕候様奉願上候

右之通之入割に而百姓中追々困窮仕必至に難儀仕候何卒 御上様より御愍之上村中一同に相續仕候様偏に奉蒙御影度候委細は口上に可申上候以上

文化十二年亥八月 日

日野郡花口村百姓惣代五人組頭

孫 右 衛 門 判

同 斷

嘉 吉 判

同 斷

傳 兵 衛 判

御 上 様

第三 章 沿 革

添願書八月

乍恐奉申上只上書

一別紙願書之通五年以前未三月緒形氏役中之砌願申上及數度に追々催促仕候得共一度も御開合不被 仰付甚難儀仕候右に付當二月二十一日大庄屋所段塚氏へ右願書の通御歎申上候尙請込置候而一向御詮作不被成下催願書等も差出し猶又口達に而追々催促之儀は無幾度共仕候得共更に御吟味不被 仰付尤是等之儀は黒坂甚兵衛と手代七兵衛此兩人之仕業に而御座候段塚氏には初所より請込宜敷候得共兎角外より何角と邪の儀申含候者御座候得は新役の儀殊に御年若に而邪にても外より申儀御用被成候就如何様に催促仕候ても御開合不被成下二月二十一日より七月十二日迄請込置候而同日大庄屋所より被 仰候は村庄屋取立無御座候而は開合不相成と被申右願書七月十二日御差戻被成武村庄屋は相手之儀近村庄屋へ相頼候得共取次吳候者無御座候此儘に而捨置候而は百姓中相續難相成一村及亡所に候様罷成申上御直訴之儀は奉恐入候得共右之入刻に而無據御歎奉申上候

一別紙願書に申上候柄役御連上間違之儀七年以前己年に相知れ庄屋所帳面悉相改候處質帳面を相認候而村方御取立銀取立仕候儀一々相頼れ庄屋所へ引込申上候御連上銀元立戻し候様願出候處甚兵衛より申候は盗人と申者縦盜仕候共利をして戻すと申儀は無御座候油断を仕被取者之可爲損と被申候得共利筋を得と相考不申上尤元銀程は立戻し候様爲致と被申候得共御請不申上其内は無之儀御國御法通に候へば無據儀に御座候委細は口上にも可申上候何卒御憐愍之上宜敷御裁許被爲 仰付百姓中相續候様偏に奉蒙御影を度候以上

文化十二年亥八月日

日野郡花口村

百姓 中

御上様

御裁許書 文化十二年十二月

一花口村先年惡田多ク過半總作に相成村方難相立節定右衛門と申者惣作不殘引請御開作致出情候得共年々御貢物不足に相成難儀之

趣段々相頼候に付寛政元西の年御取調へ被仰付候處四拾石餘之不足有之依之格別之御評議を以壹ヶ年限爲御救と加損貳拾五石被遺其後も年々相頼去年迄被遺候處村一統割合相頼候儀畢竟當地所も直り外田地も同様に相成候故に付當年ヨリハ右貳拾五石御取上ヶ被 仰付候

一山柄役運土銀五拾七匁に有之所六拾七匁之割合村方取立致し候得共喜平六衛門共ヨリ相企取立過に相成候儀には無之全目安算違にて取立過に相成候段御吟味之上相分り候に付年々取立過に相成候分村方夫人別へ喜平六右衛門ヨリ割戻し可申候

一鐵山毛賣代銀貳歩通先年定右衛門へ遺し候儀は前文之通村方惡田不殘引渡候節村中連印之一札ヲ以永代遺し候儀に候得は村方頼之筋御取上ヶ無之候間相對可致候

右之通此度御裁許被 仰付候間以來村中致和順農業出精可致候

御裁許書

花口村先庄屋

喜平

同 村當庄屋

六右衛門

其方共儀式村嘉吉茂平與申者當八月及直訴願書差出し其筋先達而御吟味之所貳拾五石之加損村中へ分配に相成候様并に山柄役五拾七匁に有之處六拾七匁之割に年々取立候に付拾匁違之所割戻しに相成其上鐵山請所山生木賣拂候節以前以之趣に致し度旨願之儀大庄屋所許へ度々及願達候得共筋立不適依て致し出訴候御吟味之上申上候に付其方共手元諸帳面取糺之上御吟味被 仰付御不審之筋者夫々相分り候得共山柄役銀算用等萬端不分明之取斗致候より何れも疑心差含不埒之及働に候様成行庄屋役に有之間敷次第甚不埒之至に付被 仰付品も有之候得共先此度は右等御宥免被成出牢所返し急度追込被 仰付候

但六右衛門庄屋役御取放村方より相頼候儀は夫々御裁許大庄屋所より申渡し候事

乍恐御歎奉申上口上之覺

一先年當村彌七郎株御田地惡田にて御高六拾石斗リ之當村中惣作に相成村方難儀におよび候に付安永五申年私祖父定右衛門右田地不殘引請御開作仕右に付村中持鐵山所生木貳步通村方より右定右衛門へ永代に遺し其外人夫助力等別紙寫之通り萬々取極め仕候儀に御座候且右貳步之所壹步貳厘父喜兵衛持分に仕殘八厘方六右衛門へ相譲り分家爲候儀に御座候然ル處右六右衛門手前勝手に相成牛銀拜借餘程借送りに相成候處六右衛門所持御田地惡田多御座候に付引當にも不相成捨置候ては追々高借相成難儀に付無據右山八厘之所引當銀子借替之手段仕候に付借用証文相認役印之儀は御役人中へ相願候處村方故障之儀有之に而印形出來不申左候へば如何共上納手段無御座及潰候外無御座千方歎數奉存候時分柄奉恐入候得共何卒御慈悲を以右之山引當に差入御未進上納仕御百姓相續仕候様被 仰付被爲下候様偏に奉願上候以上

文政四年己十二月 日

花口村

定右衛門

分家六右衛門倅

佐右衛門

頭組

吉藏

庄屋

正左衛門殿

年寄

幸左衛門殿

乍恐奉願上返答書

一當村定右衛門佐右衛門兩人より彌七郎株之儀并に鐵山所貳步通願出候由にて返答書被 仰付奉畏候先年當村彌七郎及繼々御田地

村惣作に相成居申上候處先右衛門入渡り御開作仕別而惡田之所其筋同人一方に取立候様願出候得共決而左様之儀にては無御座候尤其節右之家及繼に候程之儀作荒し之場所も多く御座候御田地も捨り居中上候に付御田畑爲開作之鐵山所生木一毛貳步通遺し并に村中より貳拾年之間貳千人役餘之人夫仕根草肥等迄仕村中より取立助力御開作仕候儀に御座候右作荒之場所御高拾八石斗リ之所安永八亥年不殘物成引に被 仰付其後彌七郎株に限り惡田と申筋は無御座候外御田地同様之儀に御座候

一當村鐵山所貳ヶ所御田地に付居中上候處彌七郎代に下モ鐵山所壹ヶ所緒形氏へ永代に相渡し申候申右同人追々不勝手ニ相成上ミ鐵山所壹ヶ所之内生木一毛貳步通彌七郎家爲相續之遺し候様 御上様より御評儀之上遣し申上候得共相續不仕及繼ニ申上候其後同人株へ先定右衛門入渡り申上候處右彌七郎株之内御田畑作荒し之場所多く御座候而作廻六ヶ數右彌七郎家爲相續之遺し申候山生木一毛貳步通相添吳候様申左様ハ難相成と申候得共右ニ申上候通作荒し之場所多く御座候而無據生木一毛貳步通り相添遺し申上候處定右衛門佐右衛門より右山貳步通は永代取遣り仕候儀ニ御座候得ハ何れにても御運上相立不申者無御座候勿論定右衛門ハ御役儀等迄相勤候者御運上御年貢之立引不存者ニ而は無御座候一毛之儀故先年より年々御運上ハ村中御高割合ニ御上納仕申上候委細入割之儀ハ八年以前亥年ニも御歎申上候通當村至而大惡所高免之御田畑御高附之鐵山所除き候而ハ御田畑御開作難相成一村亡所ニ候様罷成可申上候右ニ付佐左衛門借狀ニ得印形不在候右之通之入割ニ而御座候宜敷被 仰付一村相續仕候様偏ニ奉願上候以上

文政五年午正月 日

花口村百姓惣代年行司

茂平

甚左衛門

同 吉藏

同 勘兵衛

同 次兵衛

候ニ付届候には無御座候得共相手方より申出候通り村方へ御田地山貳歩共ニ請取候様被 仰付候は引請可申候處左様相成候得
ハ双方懸り合ハ無之道理に候得共右彌七郎株之儀ハ一通不成趣意ニ相聞其上度々被 仰渡候御裁許之趣も有之如何共早速御差圖
難被成下ニ付双方申立候始末御伺可被遺旨奉畏候此餘奉懸御苦勞候儀ハ奉恐入候得共兎角宜敷被 仰付被爲下候様奉願上候以上

日野郡花口村中惣代頭百姓

組頭	甚左衛門
同	勘兵衛
同	吉藏
年行司	茂平
年寄	幸左衛門
庄届	正左衛門

手嶋伊兵衛殿

伊田市右衛門殿

文政六米年二月二十九日

鳥取表ヨリ御裁許被 仰付候由ニ而根雨宿大庄屋所ニ而被 仰渡候御裁許之趣左之通り
一定右衛門佐左衛門兩人持分御田畑不殘鐵山所共ニ村方へ引請御開仕仕候様被 仰付左候へバ鐵山所山貳歩通之儀ハ村方存付之通

利分ニ相成申候其上兩人持分御田畑不殘村方へ請取候へバ村方ハ十分ニ餘る利分也先方相手方ハ甚不外分千万之至リニ御座候尤
兩家共ニ家屋敷程ハ遣し候様 御上様ヨリ被爲 仰付候由ニ而大庄屋所ヨリ其趣被 仰聞候御田畑不殘請取申様相成候へバ家屋
敷ハ猶以請取不申而ハ不相成儀ニ御座候得共右之通ニ被 仰付候ニ御座候へバ 御上様へ何角と申上候ハ奉恐入候間御裁許之通
速ニ御請奉畏候

一右御兩家之御田畑不殘村方引請五株ニ分ケ地主相商申候壹株分ハ當村喜左衛門へ永代賣渡し代銀三百五拾目壹株分ハ彌吉ハ賣渡
し代銀貳百五拾目貳株分ハ庄屋へ賣渡し代銀七百目下ノ原少々御座候是ハ周六へ賣渡し代銀百目宮ノ谷邊リ田地六畝斗リ御座候
是ハ氏神之神田ニ献上差上ケ申候其外少々畑貳畝三々ニ賣渡候場所も御座候右之通ニ地所取分ケ候而御開仕仕候様相納申候
其後文政六米年十月定右衛門家内不殘月ヶ瀬村へ永代引越申候分家佐左衛門も家内不殘申八月同所へ引越申候
ホ、上菅江戸公事、僻遠の地隠昧の世、なほ大膽に江戸幕府に訴訟して勝訴せるが如き、蓋し稀有の
出來事にして、民衆勢力伸張の一端を窮ふに足るべければ、こゝに全文を採録す。

上菅小谷福三郎所藏

文政八年上菅江戸公事記録

乍恐以書付御訴訟奉申上候

松平越後守御領所
備中國阿賀郡實村
百姓太田正藏願ニ付代
同居親類
訴訟人 吉太郎

山林立木伐採候出入

松平因幡守様御領分
伯州日野郡上菅村
庄屋 藤兵衛
相手 百姓

表ノ高

一同四百五十五匁
政左衛門分右同斷
一同九百六十五匁九分

茂助分江戸表へ罷越候請入用書付表

ノ壹貫五百九拾九匁四分

右は備中太田銀藏ヨリ當村人別相手取津山江戸兩所へ及出訴候ニ付爲惣代罷越候請入用之内先達書付差上候之所段々御苦勞被成遣此度御渡し被下儘々に受取申上候以上

文政十年亥六月 日

上菅村庄屋 藤兵衛

御告中ニ付庄屋役兼

同村年寄

喜 左 衛 門

手 嶋 伊 兵 衛 殿

へ、磐川事件（もと半川といへり）

八郷村と西伯郡縣村にかゝる磐川の灌漑係争は安永四年水騒動以來頗る有名なるものにして現に大正十一年八月中殺傷を見るに至るまで、幾多の屈折を見たるものなり。材料の提供を請求せるも、村の死活問題故、村民大會承認の上ならでは、提出すること能はずとの回答を得たり。これその事件が如何に重大なるものなるかを裏書するものなり。

ト、明治四年山上村大字笠木字松ヶ峠三千八百七番三の地に大倉庫を新築し、年貢米を該倉庫に納入せしめ、後郡内溝口宿に設置の官倉に搬出する旨發令せられたり。當時倉庫は粉葺にして縦十八間横三間、奉行小屋は粉葺にして縦四間横二間半、外に門二ヶ土屏ありき。然るに其年十月十二日多里村の農民大舉竹槍を携へ今の山上印賀を經沿道の農民を誘集め、宮内村大字矢戸に大集合を爲し、歎願せしかば、左の通り聽届け相成りたり。

乍恐奉歎願覺

一御貢物御納所柵之義者是迄之通り村々地藏へ相納め願次第御出米被爲置候事

一御直段は隣國平し相場を以て御定め爲置候事

一西年五歩上ヶ免御容免可被置候事

一當年貳歩五厘御高懸り米御宥免可被置候事

一此度多人數寄集歎願仕御恐入候へとも全く困窮に差迫り候故之義に付此段格別之御見切御告少しも不被仰仕候様奉願上候

右之條々一同難澁立行不申無餘義奉御愁訴候御慈悲を以願の趣御聞届ヶ被 仰付候様偏に奉願上候以上

五ヶ條歎願の内

(上菅宇田家文書)

一御貢物御納所柵の儀は、是迄の通り、地倉へ相納め願次第御出米可被爲置候事

一御直段は隣國平し相場を以て御定可被爲置候事

右二ヶ條聞届候事

一多人數寄集愁訴の儀は不容易事柄に候得共數千の生靈に替り聞届遣候間早々鎮靜可致事

明治四年辛未十月

筑 波 權 大 屬

内願之趣無餘儀聞届候に付拙者共前以て聞届候間早々願書可差出候事
一米納之儀者御差圖有之候迄先づ御藏之差出に不及候間是迄通年貢米仕立銘々居宅之積置可申事右條々可被申請候也

鈴木 富藏 正矩 花押
奥村 重藏 弘道 花押

西村 吉平 治殿
入澤 斧藏 殿

右の如く歎願聞届けられ十月十六日一同解散せしも發頭と目指されたる者は、何れも入獄の悲運に陥れり。斯の如く漸く竣工するや、納米を中止することとなりしかば、一粒だも納入せずして、村の學校として拂下げられたり。(山上村是)

本強訴の鎮撫に功ありし入澤格治氏傳記を参照すべし。又當時在奉行奥村弘道、一行等の宿泊所は山上村大字茶屋丸屋久代家にして、強訴民衆等同家に繩をかけ引き倒さんなどひしめき、同家の上なる矢原神社境外の若竹は、竹槍材料として伐り盡されたりと。以てその剛勢を窮ふべし。奉行等は民衆の壓迫に刻へず田圃に追ひ込まれ這々の體にて逃れ去りしが、下役某は當時の創痕より遂に死亡せりとも傳へらる。當時の奉行奥村氏直話を左に掲げて一層真相を明かにす、一讀更に興味の湧くを覺ゆ。

明治四年喧訴願末

當時當局奥村弘道直話

原因日野郡ノ租税ハ從來銀納アリシニ米納ニ改正四斗二升俵ニ造リ四斗ニ算シ二升ハ差米トナル是ニ於テ從前ノ納付高ト差額ヲ生ス(郡内ハ各地地藏トイヘルモノアリコレニ物成米ヲ積ミ藩ヨリ米價ヲ定メ來リ銀ヲ受取リタル後其米ヲ戻スモノナリ)經過多里村ヨリ暴動ヲ始メ各地ヲ嘯動ス當時黒坂ニ郡政所アリ郡司アリシモ病ノ爲鳥取ニ歸リ日付奥村弘道ニ代リテ諸般ヲ統理ス當時然ルニ亂民一揆ハ多里ヨリ黨木ニ越エ山上ヲ煽動スコ、ニ於テ奥村弘道部下ヲ引率シテコレニ赴キ久代藩一邸宅ニ依歸部置ヲ

配置ス。コノ時恰モ會見郡又暴動ノ舉アリコレト合センコトヲ慮リ人ヲ派シテ之ヲ阻止セシム

亂民奥村以下郡吏ノ休メル久代ノ宅ニ至リ亂杭ヲ打チ瓦礫ヲ投ジ危險極リナシコノ時亂杭家宅ノ壁ヲ貫キタルモノ數フルニ違アラズ奥村一行ハ潜ニ難ヲ避ケントシテ一揆ノ爲ニ追撃セラレ役人中十手ヲ携スルモノ亂民ト格闘シ溝渚中ニ入レ負傷セシメシカバ亂民益々激昂ス奥村等辛クモ逃レテ印賀村ニ至リ青砥家ヲ訪ヒ宿泊ヲ乞ヒシモ恐レテコレニ應セズ遂ニ福長村柴田家ニ入り避難スルコト三日亂民鎮定ノ策ヲ講ス當時米子ニ小參事トシテ荒尾勝河アリコレト謀ラントシテ奥村ハ早飛脚ニ昇カセテ出ツ二部村ニ於テ荒尾小參事ノ密使出井小監察ノ至ルニ逢ヒ再ビ携ヘテ黒坂ニ達シ旨ヲ諭ス亂民肯ズル色無ク

首魁ヲ罪セサルコト

再銀納タルヘキコト

ノ二條件ヲ請願ス強硬ノ態度ヲ以テ之ニ當リタルモ遂ニ幾部ノ要求ヲ容レココニ鎮定ノ形勢トナル後密偵ヲ派シ首魁ヲ拉シテ處罰ス

更に他の半面をうかがはんがために當時の庄屋恩田文八の記録を掲ぐ

明治四年末十月十二日晝四ツ時頃隣邑村尾村より極内容として申越候趣

- 一 多里筋之者共去る十一日より四五百人斗り寄集り同所萩原村迄押寄せ同所よりも式手に相分れ山上へ罷越し候も有之川筋へ向ケ押出すも御座候様聞及候に付私共村方には其用意にて飯米等手當仕候様使糠庄村常右衛門を以て極内々爲知置し候
- 一 口書之事
- 一 同日晝九ツ時頃使村尾村作兵衛を以て極内密申通候右強訴之者共西村大森邊迄も押寄せ來る趣にて私共村方へは一時も早く矢戸村迄罷越し勢揃て致候旨軍勢之者より使者相立候に付無據其手當に致し候間隣村の事故此段相達し可申と申越候事
- 一 又々同七ツ時頃使糠庄村常右衛門を以て申越候赴私共村方へ右配軍の者共矢戸村押寄せ同勢よりも數度の使者を以て及懸合候に付無餘儀も人別共罷越候手當にて御座候と申通候事

一又々同日夜九ツ時村尾構より使村尾村瀬平悴を以極内密申來候趣右配軍之者矢戸村出立山上村へ罷越し狩屋原村通行大宮村え罷越し大宮上阿比羅筋より下山邊迄村々人別不殘相添大軍勢にて又々矢戸村へ後歸り同所にて支度仕居候右同勢之ものより村尾村庄屋録平殿へ懸合來り居には未だ霞村の者共は一人も此所に罷越し不申候まゝ貴公より使者相立候様及懸合候間左様御承知可被成度候

一又々同夕夜九ツ半頃に使村尾村彦右衛門を以申越候には先頃も瀬平悴を以て御内密申送候通配軍の者共矢戸村にて惣勢を相揃一同心にて貳手に相別り虫祭通行久塚筋へと川筋へと相別り候様配軍ノ者より申越候間其御村方も否哉御返答御申越可被成候無左ては申立つ私の困りに御座候間得と御考之上御答之趣此者に申越可被成候

右に付早速霞宿儀一郎村尾録平方迄使彦右衛門同道にて罷越用體承り御配軍の衆中霞宿迄も被押寄候筋は無差支御附添申上候間今一應貴家様より厚く御取計の程偏に奉願上候と申出候録平殿答曰御頼談之筋承知候得共迎も此度に於ては私共力には取計杯と申儀は聞而程相叶哉奉存候間何卒配軍之者え否哉返答不仕而は不相成候間霞人別罷越すとしか得罷越さずとか二方に一方の返答不被下而は私方行不申候左候へは配軍の者共考に可致哉奉察候左様に

右に付儀一郎早速引取り用體之趣霞宿人別へ内々申通得ば皆々評議の上矢戸村へ十三日朝五ツ時頃罷出申也
大庄屋入澤格治より各庄屋への書面

至急得貴意候然者私儀只今當生山村迄罷出候處郡政書役人様當地へ御出張に相成居候に付厚く相願候處御目付衆中の曰くに拙者共聞届候義出來不申然る處米子表には小參事尻尾十郎様御出張に相成居候に付從是格治同道晝夜兼行にて右米子へ出張小參事へ相願置し可申候間夫迄之間矢戸村にて事靜に相待莫度明晩迄には是非引取善惡可申答被申候に付格治も從是御目附様同道晝夜兼行にて米子へ罷出相願可申候間何分明日申遅明後日迄之間御待被下度奉願上候是迄私へ對し御繰出し延引被下候に又候延引御頼申條實に申兼候得共何卒前願宜敷奉願候且米子へ罷出候迎是非御聞届相成候と格治より請合杯は決して不仕米子へ出浮厚く相願候而も御聞届に不相成候へば致し方も無之候間此義は一統御承知置被下度候此段是非も奉願上候どうぞ明後日迄御待被下候様貴様方此段取計之程奉願上候

十月十四日七ツ時

入澤格治

構内拾六人庄屋様

外ニ月瀬構之内

霞三ヶ村庄屋様

連印議定之事

一御年貢納方之儀に付大勢集強而奉願候前代未聞不成容易願向に付後日に於て如何様之御叱被 仰付候哉も難計若何れも配下へ罪人出來候とも此度一統談示會之通り遠變中間數候諸入用等連印之村中平等割合に致之可申議定萬一議定に洩候村有之候へは如何様にも御懸合被成候とも一言申譯無之爲其連印仍而如件

明治四年未十月十四日

拾六人庄屋申連印

新倉懸訴一束 (日野郡野史)

○五ヶ所の郡倉新設 日野郡内茶屋の大戸下石見の市場黒坂宿根雨溝口宿以上五ヶ所に貢米納所の郡各所に桁行二十間内外梁行三間の土倉端に事務所物置便所等を新建し周圍に塀入口に門戸を構ふる設計にて明治四年春期より起工し八月頃に完成せしめらる

○貢米納所區域 此新倉納所區域は其後村の分合等あり詳細は容易に調かたきに付現今の村名により概略の所を記す即茶屋倉區は菅澤、印賀、阿比羅、川上、多里也下石見倉區は元石見、福榮、霞、宮内也黒坂倉區は黒坂、石見の内元福成也根雨倉區は根雨

日野、江尾、米澤也溝口倉區は二部、野上、旭、溝口、八郷、金澤、米原也以上の内より大山領諸村を除く
○郡倉の工事出夫 郡倉新築申出夫の有様茶屋の大戸新倉に付概略を記せむ普請中定詰奉行田中某定出人夫使備傳四郎谷口半六巡回監督員三好儀一朗なり出夫區域は山上、印賀、菅澤、阿比羅、多里にして其距離は近村二里遠きは三里半なり然るに出夫到

着時限は極早朝にして若し少しにても迂参したるものあれば大に嚴談し出直しを命じ其内種々歎願するものは欠夫として使用し全體の出夫を苦使するのみか田中奉行は人夫を牛馬犬猫の如く呵り付け晚には日暮に至り通の者にて七分乃至九分役極優等の者に壹人役を認め放免せらる此頃の農民は專制時代官尊民卑に育ち居るも全日牛馬の如く呵り付け苦使せられ僅に七八分の夫役を認めらるゝに過ぎざれば出夫不平を抱くも無理ならず殊に夜中三里餘の長路を踏んで出で晚には又三里餘の夜道を凌ぎ歸る等其勞苦察するに餘りあり各村より出夫せし多數の農民は田中奉行を恨みざるものなし誠に秦朝の萬里の長城造築に人民苦役に斃れしもの多かりしに譬ふべきの有様なりき

○郡倉貢米納方 新倉に貢米納方は前以て庄屋所より雛形等を示し精細に談示せらるゝに第一米の精撰方より俵拵方まで尙製俵の上量目に定限ある趣又新倉榭は從來の物に比し容積多量なり以上新制度により此地方の産米を以て納濟せむこと到底能はざる所なり其上二里乃至三里半餘の遠村より持參せる米に仕立直しを命ぜらるる等の事を考ふれば農業を棄るの外なしと何れに行きても三人寄れば此事六人集れば此話にて農民一般深く歎き居れり

俵拵の概略元俵は四斗入中符五寸より六寸五分まで其兩脇符五寸兩端六寸五分拾尋半四ツ切編み量目八百目中一ヶ所結上度俵拾壹尋四ツ切編み五ヶ所結立繩九尋二ツ切機俵共壹貫貳百目に致候事

○新倉歎願の農民發動 己人窮すれば親族朋友に語る村民窮すれば隣村に譲り官廳に訴ふ之止むを得ざるに出づ當地の農民新倉貢納の窮極に迫り十月十二日多里全地の農民一時に發動し新榭を携へ山上に向ふ途次谷中鎗にて中飯を濟し笠木に入り竹螺を鳴らし閨の聲を上ぐ笠木農民即時に出で來り同行且つ縱極急飛山上全地皆來りて此一行に合す其迅速なりしこと人の力には非らじと疑はるる然るに時の役人奥村重藏三好監督田中奉行有志池岡彦三郎の諸氏は新倉愁訴の一行を茶屋の矢原に於て堰止め路邊の久代丸屋に構へ數多の集合者に對し郡倉新設の御旨趣を解き實施に應ずべき旨を勸諭せらるるも愁訴者は今之に應ずる能はず種々歎願して止まざれば奥村氏聲を勵まし身を跳らす一利那腰の刀抜け出で、風を切るあなやと思ふ内五礫空に飛び雷音風聲四方に響き天地震動す奥村氏色を失ひ田中三好兩人顛ひ萎れて三人共急に奥に引込み終に床下に潜まる集合人は既に丸屋を取圍み怪異の根元を探究せんと勢ひ益壯かんれば三人は陰に後へ抜け出で田の中を奔りて逃げ去られたり間もなく風靜まり鳴止みぬ實に

何とも云ひがたき大變なりしなり是より集合者大に意氣あがり危難の防備として所槍を製え之を携ふる者數多あり又此地方は近年盜難急報のため竹螺を拵へ居たれば之を持出す者多し夫より多里山上兩地農民の一行に阿毘緣に向ひ人家の見ゆる所に至るや例の竹螺を吹き立て閨の聲を數多上げければ此音聲山谷に響き之に驚かさるものこそなかりければ即時に阿毘緣農民出で來つて加はる日既に黄昏に及ぶも足を止めず夜中折渡を経て印賀宿に致り例の竹螺を鳴らし閨の聲を上げれば此物音に驚き取る物も取敢へず即時に出で、此行に加はり夫より横見に於て木家、前、福市屋の三青砥家より夕餉の饗應を受け尙木家より酒を出し勞を慰せられ集合者は皆此深切なる饗應に腹を満たし元氣付く内出發に後れし者も追々馳集り惣人數凡千二百人と算せられたり夜半の頃はより狩屋原に向はんと惣人員動き出し一同閨を作り竹螺を吹立て用意を整へ彌出發の時鯨波の聲を上ぐる數回又竹螺を鳴らす此聲此物音山川に響き涉り百万の大雷一時に鳴響くが如く夫より一同歩を進め道を新道の險に取り十三日の早朝に狩屋原に着す例の竹螺と一同音響にて山谷を震はせ池岡家の朝餉の饗應に應じ一同腹を仕立ながら峠を越え狩場栗俣を経て大入峠を越え矢戸に出る時又例の竹螺を吹立て數回の閨の聲を上げれば此聲音天地も崩れんばかりなり一同矢戸に至り此所にて中飯を整へんとて百方即時の手配により永江屋の前に十二ヶ所の火土を構へ各六枚の釜を掛け白米足らざれば玄米をも用ひて飯を焚き之を食し此時休憩をなせり此間に宮内霞の農民及九塚石見の農民惣代來り合體す此大變既に全郡に鳴渡り九塚石見は下石見に集合を催し此行に加はらんとの計畫なり黒坂地方は旅裝をなし待居る趣日野諸村も皆應ぜむと陰に其準備を爲す由聞えければ此一行は是より黒坂に出で日野川筋を下り全郡を合して鳥取に向はむと道中非常防禦のためとて矢戸村の竹林を伐り竹槍を製する者夥し之を以て見れば人員の増加するに従ひ人氣強剛となり實に破竹の勢呑海の氣を顯はすもの如し

○入澤氏強訴鎮靜 時の大庄屋入澤格治西村吉平治兩氏矢戸に出張し無慮千八百餘人に及べる新倉歎願に對し自分等大に決心訓諭する所ありとて數多の集合者を制し庄屋一構母に札を建て其許に分集せしめ先づ入澤格治氏大に訓諭し自分は衆人に代り鳥取に出府願志を陳上し許可を蒙り歸らむ其願意を詳細に述べ委託せらるべしと懇に口諭され西村吉平治氏又大に勸諭せられれば集合の農民皆々相談するに其中にも當度の御勸諭に服従せんとて之を勸むる者多し然れども今の勢となりし場合纏り兼反覆勸奨に盡力せられ漸く夜半に至り熟議し結局五ヶ條の願意を以て入澤格治殿に委託し氏の歸郷あるまで此所に待居る事に協議し此旨を

述ふれば入澤氏之を即諾し十四日の未明に早馬にて鳥取を差して出府せらる夫より氏は道を急ぎ黒坂の矢倉峠にて筑波權大屬に出曾大變の實況及願意を陳述し五ヶ條歎願の内最も重大なる三ヶ條御許可の書面を得直に引返して集合の願人に次第を細説き示めし一般に承諾せしめられ十五日左記請書願書其他請件を完うし十六日に全く歎願人集合を解散せり

本件無事に鎮靜せしは有志諸氏の勸誘陰に力を添へしと雖も第一入澤氏の功勞顯著なりと才氏は才能人徳兼備し公衆の信任厚きにより此好果を得られたり若此人微かりせば歎願人は多人數を力に猛進し思はざる危難に遭遇如何なる結果を見むも計り難しに氏の此好期に於て鎮靜せられしは後世忘るべからざる村民救護の大恩人なり

前記の文は當時の事情に照らさざれば解しがたかるべきに付事情を併せ記す第一項御貢物納所之儀は是迄通りとは當度新製の榊は在來の貢米納用榊に比し尙多量の嫌あり依て新榊の御廢止を歎願したるにより前記の通り榊は是迄用來の榊を用ゐるとの御意なり此處にて文を打切り又地藏へ相納願次第御出米可被爲遣とは御貢米を新倉へ納付を困難なりと歎願により從來の通地藏へ相納め尙御定の直段により代銀を納むる旨を以て願出づれば米を出して遣すとの御事にて本項は二ヶ條なり第二項御定直段とは鳥取藩廳より貢米を代銀にせらるる直段を御定めになる時隣國の平均相場により御定め下さる様歎願により之を聞届になりたる御儀なり

愁訴鎮靜後差出の願書

乍恐奉願上覺

私共難澁筋五ヶ條奉愁訴仕候處別紙御請書奉差上候通三ヶ條連に御聞届 被仰付重々御仁恤全御陰を以一同立行冥加至極難有仕合奉存候然る處四年五歩免上り當年御高貳歩五厘御懸米二ヶ條之歎訴御評議被爲遣候旨雖有奉畏候處三ヶ條結構御聞届被 仰付候上此餘奉強願候儀實以奉恐入儀は皆一同感服候に付右免上り并に貳歩五厘御懸米共無滯上納可仕候ニ付此儘御願下ヶ仕度奉存御慈悲之程偏宜敷奉歎願候以上

明治四年辛未十月

何村惣代小頭何某印組頭何村何某印庄屋何村何某印大庄屋氏名宛
乍恐御請申上候覺

- 一 御貢物御納所之儀者是迄之通御地藏へ相納願次第御出米可被爲遣御事
- 一 御直段者隣國平之相場を以御定可被爲遣御事
- 一 多人數寄集り愁訴等之儀は不容易事柄に候得共數千之生靈に被爲替願之通御聞届被 仰付候事
- 一 右之通難澁多人數寄集奉御愁訴仕背御法度候段重々恐入奉恐縮居候處數千之生靈に被爲替前件御聞届被 仰付候段御仁恤冥加至極難有御請申上候以上

明治四年辛未十月

何村惣代小頭何某印組頭何村何某印庄屋何村何某印大庄屋氏名宛

米納方申渡書

明治四年十月米納之儀ニ付申渡書大庄屋西村吉平治同入澤格治氏方に達す
内願之趣無餘儀聞届候ニ付拙者共ニ於聞届候間早々願書可差出事
一米納之儀者御差圖有之候迄先づ御藏へ差出ニ不及候間是迄通御年貢米仕立銘々居宅へ積置可申事
右條々可被申渡候也

鈴木 富藏 正矩 花押
奥村 重藏 弘道 花押

入澤西村大庄屋宛

前記五ヶ條所の郡倉は不用となり各所在地の小學校校舍に下渡されたり
尙特筆すべきは當時の郡長近藤喜八郎が、全郡の鎮靜に努力せることにして、左の文書は當時の功績

を物語るものなり

日野郡長

近藤喜八郎

舊冬日野郡動搖候節構内村々奔走説得ヲ加へ遂ニ鎮靜候段奇得之至ニ付爲褒賞目録之通下ケ遣シ候事

壬申六月(明治五年)

鳥取縣

一金二百匹

チ 血税騒動(註血税とは徴兵のことにて同令にあり)

王政復古と共に從來の士族世襲主義は廢せられ明治五年を以て徴兵令の發布を見るに至れり無智昧世の事態に暗く素朴頑冥なる僻遠の民は法の精神を解する能はず少らざる疑惑と恐怖の念を起せり殊に太政官より發せられたる告諭中血税の文字ありたれば或は其生血を搾り取らるるものならんとの誤解より端なくも暴動は起れり血税騒動これなり始め會見郡西南隅の暴民は各々竹槍を提げ蓆旗を翻し致る所庄屋所を襲ひて文書を奪ひ財産を蹂躪し學校を衝いて教員に危害を加ふる等(註洋服を着たる異装を見て子供の血を啜るものなりとの誤解をなせるものなりと)其勢誠に侮るへからざるものあり岸本村にては教員某遂に其手に斃れたりと云ふ暴民は路次漸く其勢力を増し進んで溝口を衝かんとするの形勢あり口日野暴民亦之に呼應せんとす大庄屋野坂彌右衛門の如きは其災害を

免れんとて一切の文書は深く之を庫中に秘し大に酒食を調して之に備へたりしも此等暴民は遂に本郡に入り來らず口日野暴民幸に笑を後世に遺さざりしも人心の動搖は暴動より尙ほ著しきものありしなり明治六年、美作國に血税暴動おこり、本郡を通過し餘波松江にも及びたりといへば、蓋西伯郡の暴動もこれに連關せるものならんか。國史眼に左の記事あり

徴兵令ニ血税ノ字アリ美作ノ民因テ流言シテ蜂起ス延キテ丹波、備後、伯耆出雲ニ及ブ
リ、日野村大字津地大谷山事作及び石見村大字神戸上三本松事件は史料缺除せるが爲詳記するを得ず

又、享保四年江尾村大字佐川大谷山鐵山三箇所久連村と紛議を生じ御上へ御取上の上大庄屋宮原村豊藏(姓不詳)へ御下げになりたりといふ詳細不明

因に明治六年參宮してかへりたるものが、流言蜚語したるため、京阪地方に於ける牛肉を人肉なりと思惟し、これ小學校に人學せしめたる子供を屠殺せるものなりとし、殊に米子町に暴動おこりしかば藩士鎮定に向ひしも意の如くならず。此時日野郡侯野源泉寺住職洞野禪透は、下蚊屋大岩鹿次郎と共に僧形にて入町し、言辭を盡して慰撫戒諭につとめ功を奏したりといふ。(史傳參照)

ル、爭議に因める自治生活の民情を知らんがために、最も古くして有力なる締合書類(調停契約)を掲ぐることをせり。

細屋の山働方證文 (日野郡野史)

山上村茶屋の細屋村山働方に付元文四年の證書を同村に保存あれば爰に記す

仕渡壹冊之事

一 細屋村薪柴草山今迄數年及出入別而此度双方より御願申上候に付山御奉行野崎龜兵衛様大庄屋古都助八様宗旨庄屋霞五郎兵衛様庄屋次助殿所迄御揚被遊山御見分之上に而如何様共可被爲 仰付旨御意に御座候上あひれ彦兵衛殿潤谷村庄屋友右衛門殿見田村庄屋幸右衛門殿坊村庄屋次兵衛殿萩原村庄屋孫左衛門殿御扱に付惣方同心埒明仕候

一金井谷と尻なしとの間の曾ねさかへ水流切奥芳が谷西の曾彌切此間私鐵山所相定請取申候此山にて永代村方より小木一本而も切中間數并柴草切島仕間數旨證文請取致承知候乍去平鳥頭たからから惣而草類并に笹は勝手次第蒞せ可申候

一金井谷無坂目井あな内谷村中入合柴草切島山に相定申處相違無御座候尤我等も同前人并此山寄合に可候はて木此山にて御切可被成候

一 今度相定申地下山之内私鐵穴仕來之通永先次第にながし可申尤御用水井手用申候間永代御用水の儀水懸井手損不申様に可仕候

一金井谷鑛床此以後鐵山有之筋鐵山師勝手次第に鑛鍛治や諸兒や共に先年より仕來之通可仕候事

一 かない谷しり鑛床大川端迄并此内切畑只今迄仕開有之場所村中并我等仕來之通此以後相違無之候

右之通此度御扱に付相定申上は永代相違無之依而如件

元文四年未十月二十七日

細屋村砂子田
左 右 衛 門 印
同
權 九 郎 印

細屋村五人組
彦 右 衛 門 殿
同 五人組下
惣 百 姓 中

右之通出入扱に而相請申候趣存届出候

十月二十七日

年寄矢原村
與 三 兵 衛 印
庄屋大内谷村
次 助 印

彦 右 衛 門 殿
組 下 中

久住山鐵山所境目書并人別ニ分ケ由前書

(山口林太郎保管)

一 西村山之分下もは久住谷ばり瀧下もの采香黒との境下たと谷切峠道切渡瀬上り村之内は谷切立字坪道切上代今山境會見郡笹畑大木屋分境菅澤山妻木山谷山布施谷山堺同黒坂大谷之頂堺右之通久住村中持居申鐵山先年より賣拂申儀代銀割符之仕様四分通竈數割六分通持高に割來申候然る處に右鐵山所伐荒し不申様に友吟味仕候得共近年猥に相成申候に付銘々打寄相談之上を以右之山竈割四分通見及殘し置相殘る高割分六分通今年持高に割符仕尤其場所善惡之儀は聞取仕相互に何之申分無御座候委細分目人別之次第其外諸事此後定之儀左之通に相極め申候併此儀近年庄屋殿より時々願候得共難成段被仰聞届無御座候に付今年達奉願内證にて御割付被下左之通に仕候事

四分通山 忝夜座と見申譯は立木はで木頭に成り申時分の心持にて見合忝夜座と見定申譯に御座候尤村中壹人も不殘見合定申上げ向後何廉申分無御座候

中 山
一 三夜座山 但利右衛門境峠ノ後上は同人林さかへ留ケ田の向はげらきり
かけ山尻

- 一四夜座之山 同かげ山しりより天狗谷しり五ろそりそね切
- 一三夜座之山 同同所の上も小ばりたき下ものそね切下たは狼落淵の上迄うへ小ばり瀧の頭迄
- 一三夜座之山 同同所の下もばり瀧中のかまのうへのそね切向はたきのうへ黒坂山とのさかへ迄
- 一七夜座之山 同同所奥水流之分不殘
- 一三夜座之山 同かげ山頭は九郎兵衛釜下ものさこ切
- 一壹夜座之山 同小ばり瀧奥は五兵衛釜也
- 一三夜座之山 同かげ山じり右同人釜かけ山の内
- 一二夜半座之山 同藤四郎釜上み下も二口
- 一八夜座之山 同かげ山しりよりといしが谷の内水流の分かけ山しり迄
- 一壹夜座之山 同同所下も蛇はみ迄西は藤四郎内林さかへうね切
- 一七夜座之山 同のごろ大峠左右下もははげの谷助い山さかへ右も助い山さかへ
- 一壹夜三分座之山 同のころ吉釜同所の後市三郎釜のろ
- 一壹夜座之山 同同處の下も七三郎釜下もは權右衛門山さかへ
- 一壹夜座之山 同同所の上へ三右衛門釜下もは九郎兵衛山さかへ
- 一壹夜座之山 同大鐵穴の上助次郎かま下もは權右衛門山のさかへ
- 一壹夜座之山 同大鐵穴ひの木合こし四角かま下もは中間山さかへ
- 一壹夜半座之山 同ひの木谷之内堤ヶ谷下の米切下もは草山上みは半兵衛そりり谷田
- 一壹夜座之山 同下もの原右之平草山さかへ上みも采切草下さかへ
- 一七分座之山 但妻木谷越し下もは藤四郎山さかへ

ノ五拾四夜座

右之内六分通山

又 左 衛 門

- 一壹夜座之山 以下省略
- 右之通割符仕人別書付之通互に得度銘々合點仕申事に御座候依之此以後之儀諸事相定左之通に御座候事
- 一高割山六分通委細分け境を定尤内林も高相應に割右人別之通に御座候
- 一此以後御田地賣買又は家別り之後此度割符之通に山添渡し可申事
- 一竈割四分通山之後銘々友吟味仕隨分木立申様に可仕候若此上にも不埒の者有之候はは早速取出し御吟味願可申候其節いか様之人用御座候得共其段かへりみず事に御座候并竈増へり御座候而も立木賣拂儀之竈數に割符申答に御座候
- 一荒場高に山分置申候此分賣拂候節代銀高割にノ取可申候尤此後所の内其外新開仕候はは其高に相當り候者と共に人遣し残り分村中高割にノ取可申候事
- 一御運上銀前々之通四分六分に割差上可申事
- 一山立木賣拂申度節人に別賣申間數と存候共中々左様には不成候村方大概同心仕候時分五人哉三人我儘は中間數候一統に賣拂可申尤内林と立相殘し置候分勝手次第に可仕事附り銘々山見及申譯に御座候へは賣中間數と存候ものは見及之高下に付何廣申殘し申様成作廻仕間數候并鐵山師手寄近き方は細木迄も少も不殘遠方は少し伐殘し申様に候はは其譯は場所に寄り申譯に御座候上少も申分無御座候事
- 一草山前々之通山未殘置申候内に而入邊に取可申候事
- 一薪は草山の内に入込に可仕候事
- 一夏草普請茅前々通入札に可仕候尤細木にても伐不申様に可仕候事
- 一此度分山并殘し置候四分山若心得違ふ木壹わにても盜樵申者御座候はは見合に訴へ仕前之御法之通に可仕候事
- 一御用の材木被 仰付時分は六分山四分山人別相應に割合可申事并村役人高にも割可申候

一他郡他村え山賣拂申度存候もの有之候はば此度割符高相應に相添賣可申無左候へば賣申事壁不成候
 一東鐵山所之内には柴草取申後前々手寄近き田地の小屋く田地く相應に積り取可申事若格別餘慶に取申し御座候はば御吟味可
 被成候尤日數五日之内取可申候其節は山方え相達取可申候山方宿に不被居申候はば山主方迄斷其上え取可申候事
 右之通村中相談之上に而相定申上は此以後互に申分無御座候尤 御上え斷不申上下事に仕故何廉申者御座候はば村中として埒明可
 申候并此通帳面貳札相調庄屋殿年寄殿兩方へ預置申候御役所替り之節は村方へ受取御帳目録に書載又々新役人之御方へ預可申候右
 相定相違無御座候後日爲念銘々印形如斯く御座候以上

元文六年西二月十二日

久住村 半 兵 衛 印

外 二十 二名 略

久住村 年寄 武 兵 衛

庄屋下黒坂 久 右 衛 門

ヲ、下石見と生山の境なる大巖の境界標

霞村大字生山の内田の原より下石見村に越ゆる山道あり。舊藩時代迄の重要道路なり。奥田の原より登ること數町にして高八尺巾一間半にあまれる大巖あり。俗に乞食岩といへり。この岩の上面稍梯形をなせり。その面に上りて見れば凡五寸角位の大文字を以て一行に一間半にわたりて左の文字を刻せり。「下石見生山境往還々東西此岩之通宇彌切山境」年號はなけれども、傳て云有名なる大庄屋古郡源八が藩役人をこゝまで迎へに出で居たるに、役人境界を問ふ。源八直に「此處なり」と答へたるより分水嶺を生山に下ること一町餘なるこの地點が境界となりしなりと。爾來この境界について兩村の間に係争止まず。何時の頃にや。この文字を彫付けたるなり。かゝる處に境界を定めたるも珍らしく殊にかくの如き大巖に彫付けたる境界標は頗る珍とすべく、この間に伏在せる争議を察するに餘あればこゝに記しつ。

四、一清隊及農兵 幕末多時の時にあたり、因幡は非常に備ふるために、一は中央に守城隊以下九隊を設け、一は地方に郷士をして農兵を組織せしめたり。我郡に於ける段塚農兵は會見郡松波農兵と、民間義勇兵の双壁と稱すべきものなりき。九隊中の一清隊は、神官の子弟を以てこれに宛てたるを以て、我郡内神宮これが選にあたるもの四十餘名に達し、出府訓練を受けたるもの十數名に及びたり。何れも洋式（段塚農兵は佛蘭西式一清隊は英國式なりしと。）にして、我等の想像以上に進歩せるものなること、當時一清隊の一員として出府せる内藤兵庫（後の義彦）の手記せる「嘆則生兵號令詞」「嘆則小隊操練號令詞」「嘆則旋條銃使法號令」「嘆則散戰演習小隊號令」「嘆則大鞍手續令記」等によりて窺ふべし。

今これら諸隊の設けらるゝに至りし動機の一部として、將當時の形勢を窺ふ材料として、鎌倉空騒動の顛末をあげて、一清隊及農兵の事に及ぼさんとす。それに先ちて當時の民情を知らんが爲鎌倉空騒動の事實を擧げん

鎌倉山空騒動

維新前尊王攘夷の盛なりし時に於ても、我日野郡は土地僻遠文化未開のため、中央の政界を殆んど交渉すること少かりしが如く、僅に小椋爲四郎兄弟勝部靜男が時局に慨して、京阪の間に往復活躍せるあり。内藤忠徹が大勢に激して刀圭を抛ち砲術を學び軍國に盡したる等は異彩とすべし。（傳記参照）郡全體より見れば、桃源裡の黎民として、戴星踏月の閑生涯を送りたるものゝ如し。

日野郡巡りありける時

年 平

浪風のいかなる世とも聞かずして
眠れる窓の安げなるかな
かゝる内にもひしんと打寄する風潮はこの山奥に波及したるものなきにあらず。有名なる鎌倉山の空騒動は當時の真相を語りて餘蘊なく、また噴飯に値す。

鎌倉山騒動調査

(生田家文書)

慶應二年寅五月會見郡大木屋村右衛門と申もの鎌倉山にて大炭稼致し候ニ付釜場所へ罷起し候暫くられに浪人ていの入四五人小袴にて火をたき居り浪人より其の方向を致し候ものやと相如メ候ニ付私儀ハ此所ニの大炭稼業致し候ものに御座候相答候處銘々は此山籠り候ものニ有之候幸持合候餅有之候間其方も喰候様申候ニ付じたい及候へども立て喰候様相進メられ候ニ付貳ツ三ツ喰ひ候處種々の事申談候得共兎角取合不申様致候へハ其方罷歸り候得バ返日之内大勢罷越し候間白米五六斗用立致し置可申旨其村庄屋へ申談候様被申直様罷歸り右之次第具に庄屋定吉に申聞候同人□ハ隣村へ右之次第有之共進退ニも不及早速大庄屋細田米四郎方右之趣相達し申上候ニ付直様在御用場へ御達申上候上ニて黒坂警衛先キ在御目附へ相窺へ候ニ付黒坂御警衛の様方久住村へ御出張被遊候積之處壹番手に御役人様方久住村人別召連實ニ鎌倉山に浪人籠り居候哉御見届に御越し被遊候處誠ニ跡形も無之何れ方に籠り居候哉一向次第不相分誠に浪人體のもの壹人も懸け形すも無之に付久住村へ御面々様方御出張御延引相成申候
右細田より御達し相成候ニ付願米子御家中様方御大勢會見郡法正事定常金山邊ニ御出張相成日野郡二部宿へハ倉吉御家中様方左之通御出張に相成誠ニ以大方不成大變に有之候

倉吉御家中様

一筆 頭 高木 右馬 充
一諸隊御目附 村岡 彌右衛門
一組 仕 淺田 多賀之 充

一御使役 笛田 新左衛門
一組 頭 米田 奎之 充
原田 九右衛門

友松 武右衛門
岸 原 薫
能 澤 菊 藏
沖 田 澤 藏

熊 澤 平 内
伊 木 吉 司
米 田 芳 助

一組 頭

鷺見才兵衛
長谷川 儀兵衛
加藤 彌 平
林 靜 市
小谷 熊之 進

一組 士

金井久之進
奥田 庄藏
中村 惣助
奥野 彌 録
伊木 平 八

一炮 長

小谷 藤兵衛
小谷 定 藏
前田 哲之 丞

一炮 手

中村 兩 一
高木 好之 丞

炮率 四人

一銃 頭 松 同定之助
小頭 壹人 銃率拾 四人
一醫 師 奥田 昌 平

原田 鐵 堂

裏馴御吟味役

第三章 沿 革

伊木安太夫
足輕五人

下役 原田伊平

右者二部宿ニ御滞留相成申候

衆人舊庄屋不行届ニ付跡形無之事大變ニ相成候哉ニ風舌致し候事。

註そのものしさを知るべし。蓋し長州兵の立籠りしものと見惟せしが如し。虚報を傳へたる、右衛門は「狐に誑されたる旨答へて罪をまぬがれ、庄屋は叱咤をうけたりと。

一 清隊

第二征長後慶應三年比、鳥取藩、左の兵制を立てたり。

- 守城隊 天英隊 驍勇隊 恒衛隊
- 攻撃隊 勢神隊 新國隊 新英隊
- 建勇隊 直衛隊 一清隊 力士隊

因伯紀要による。但明治元年出府せる内藤兵庫「一清隊出府萬袖日記」中には尙忠衛隊、壯衛隊、歩兵隊、新兵隊等の名あり健雄隊とあるは前記健勇隊のことか。

右各隊の内一清隊は神官の子弟中強健なるものを選び警備に當らしめたるものにして、本郡に關する史料中重要なるものは下石見梶見家文書山上茶屋内藤家文書上菅宇田家文書也。

(宇田家文書)

一書中入候然者左之神職共此度兵隊御展被 仰渡之趣有之候間中合意兩人爲物代來ル廿七日迄に、致出府候様可被申渡候不悉

寺社御役所

開四月十六日

野坂彌一右衛門殿
近藤喜兵衛殿

- 江尾 伊織倅 岡 益衛
- 同 二男 同 皆 盤
- 佐川 住田 左馬之介
- 大倉 信濃倅 蘆立 鹿之助
- 宮市 同 近 江
- 外構 山根 播磨
- 舟越 民部之介倅 山脇 甚之丞
- 同 倅二男 同 二 三
- 久古 長門倅 船越 標之輔
- 同 倅二男 同 同 貢
- 二部 定之進倅 安江 日向
- 宮原 蘆立 千代之助
- 千代之助伯父 同 中 務
- 千代之助弟 同 雅 夫
- 上菅 宇田 近 江
- 勝見倅 石原 雅之助
- 下安井

榎	長谷部力之進
	長谷部典勝
	典勝悱 同 惠雄
	出羽孫 佐藏 石見
	伊豫悱 佐藏 幸之進
眼角	甲斐之佐悱 長尾 實之進
金持	梅 林 環
	環悱 同 定之進
	梅 林 和泉
細中	船越 土佐
印賀内大宮	安江 武夫
茶屋	紀伊悱 字 田 久男
笠木	淡路悱 内 藤 兵庫
	内 藤 石見
下岩見	石見悱 同 清之進
	豊後悱 相見 定之進
多里	同二男 同 鶴之輔
上石見	日向悱 多田 豊之丞

右之通仰参り候間御申合壹兩人來ル廿七日ニ御出府可被候以上

閏四月廿一日

宇田 美濃殿
 長谷部 典勝殿
 相見 陸奥殿
 多田 日向殿
 相見 豊後殿
 相見 左治馬殿

慶應四年即ち明治元年の文書也

この文書を次の文書に照合するに前文書に加らざる人にして後の文書に加へらるゝあり。前文書にある人にして、後の文書に無きあり。思ふに、前文書は、一清隊として、選定せられたる人員にして、

多里内河本	富田 大和
村 尾	河内悱 山崎 真人
神戸上	陸奥悱 相見 慶之進
阿昆縁	内 藤 薩摩
	薩摩悱 同 民 衛
下岩見	相見 左治馬
宮内	東彌宜 田邊 津守
同村	上總悱西彌宜 富田 周防
	定之進悱 大江 祐之進

近藤 喜兵衛

ついで代表者出府之上、打合の結果更に加へられたるものあるらしく、愈々確定の上、各臺場に割り當て(會見郡とも混合して)られたるものならんか。

被仰渡

(相見家文書)

御兩國神職直觸始々幣頭平社家共海岸御警衛被 仰付左之人別左之御臺場受之助砲隊被 仰付臨時之節は同所に致出張諸事其御臺場請願日の差圖を受可申且又當今之形勢何時何方に異變も難計右等之節も御差圖次第罷出壹方可致候依之此已後神用透ニ者武藝心候無様被 仰付候

淀江 御臺場

會見郡馬場村

内藤 志摩

日野郡黒坂村

同 倅 光之助

日野郡下石見村

梅林 佐渡

日野郡宮内西村入澤豊前

同 倅 左京

同郡高代村田邊伊豫

倅 民部介

同郡宮内東村

倅 長門

日野郡大宮村

三吉 遠江

會見郡馬場村内藤志摩

片田 紀伊

日野郡月瀬村

多田 日向

同 倅 豊之丞

同 倅 源五

日野郡多里宿

木山 大隅

同郡黒坂村

同 倅 千之輔

同郡下岩見村

長谷部 典膳

同郡上菅村

同 倅 惠雄

同郡霞村

相見 豊後

同郡神戸上村

宇田 近江

同郡下岩見村

相見 伊豆

同郡下阿比良村

同 倅 陸奥

同郡下岩見村

同 倅 啓之進

同郡矢原村

同 倅 玄生

同郡日谷村

相見 檀之助

同郡日谷村

内藤 藩摩

同郡日谷村

相見 山城 弟 貞 順

同郡日谷村

内藤 播摩 倅 淡 路

同郡日谷村

同 倅 孫 兵 庫

同郡日谷村

内藤 加賀 倅 石 見

同郡日谷村

同 二男 喜代作

同郡日谷村

同 三男 清之進

同郡湯谷村	木山 中務
同郡宮内東村	田邊能登 悴 津 守
同郡宮内西村	富田上總 悴 貞治 郎
會見郡吉定村	遠藤 若 狹
	同 悴 中 務
同郡八新庄村	永原伊紀 悴 市 正
同郡八幡村	住田近江 悴 長 美
日野郡上菅村	宇田權頭 悴 美 濃
同郡村尾村	岩崎河内 悴 貞 人

註右の内會見郡人七名あり。日野郡人三十四人あり。年月日を缺くは例の古文書中の缺點也。
左に掲ぐるものは同封紙中にあるよりして同時のものかと思はる。

御兩國神職壯健之者共此度御雇被 仰付兵隊ニ御組立隊名之儀ハ一清隊と被 仰付候依之師範家之儀ハ追て可被 仰付間致入門神務之暇專致習練臨時御用ニ相立候様精々心懸自己之席合等を不論一隊ハ勿論一統一和可致盡力勵精候尤右等被 仰付候迎武藝而已ニ心を委收職業怠慢致し候者有之候てハ職分之本意ニ相觸以之外之事ニ候間兼て其旨を會得し一統中合嚴重可致勵行且席合之上下を争ひ彼是申立候者は御雇不相成間其旨相心得可申事

但惣隊之頭取并一隊之内へ筆頭役等被 仰付候付諸事差圖を受違背中間敷事

註、月日なし。

一清隊員内藤兵庫日誌の一節

(一清隊萬袖日記)

明治元成戊辰十月五日夕西村入澤豊後守宅ニテ會合有之手續爲稽古出府被 仰付同八日出立ニテ入澤、田邊、多田、山崎、右五人

同道ニ而生由書所黒坂高野屋泊り九日溝口書所御來屋船屋泊り十日大塚書所長瀬子田屋泊り十一日青屋書所中ノ茶屋泊り十二日四州鳥取御役所九ツ着至御達シ申上ケ同所川端三丁目多留屋治右衛門御差シ宿ニ相成同日八ツ時中本直文先生口入門仕候夫ヨリ宅ニ而木駒(編者曰木駒トハ算木様ノ木四ト將基駒様ノモノハツトヨリ成リ、前者ヲ隊ニ後者ヲ兵ニ擬ス)ニテ生兵ノ稽古八ツ時下リ及テ庭ニ而足並ノケイ古暮ニ及ビ宿ニ引取申候

十三日先生モニテ詰メ右等ノ稽古仕候十四日同事十五日ヨリ先生差扣ニ相成同書迄會合書後早々古海ニテ炮術三發ツツ

十六日半日炮術 十七日 同

十八日古海馬場ニテ運動ニテ士分四五人世話致吳候事

十九日同事

二十日晝後湯所大榎ノ下吉田志實之助ト申ス御物頭ニテ六百石ノ宅ニ行典ノ間迄通り本駒ニテ稽古右ノ人者中本先生ノ看坊也

廿一日晝迄休日尤宿所ニテ手續執行晝後古海ニテ炮術御軍式役人出張一テ壹人ニ付五發内二發空炮三發實丸ニテ稽古仕候

廿二日晝後ヨリ古海一テ炮術實丸五發ツ、御役人同事

廿三日濱坂出中本看坊關源之進是モ六百石ノ人也同人隊長ニテ隊中八十人斗訓練仕候コト

廿四日休日也

廿五日古海ニテ足並稽古也

廿六日晝時分ヨリ炮術行

廿七日晝迄古海ニテ運動晝後炮術ニ行

廿八日吉田氏エ行駒遣ス其砌モ中門人段々ト出席ニ有之候皆千石取位迄ノ若侍

廿九日晝迄同事後古海ニテ運動

晦 日朝ヨリ暮迄古海ニテ同事

十一月朔日晝迄休日後寺町炮術都合付御差向ニ相成罷行

- 二 日士列以上ノ望ニ付濱坂出(人名省)右ノ人別ヨリ頼ニ付濱坂エ行訓練生兵小隊大隊杯ヲ仕候
- 三 日砲術御運式并ニ看坊關源之助出張
- 四 日整武館ニテ稽古仕候ヨウ相成日々辨當持ニテ罷在候

附リ整武館ト云ハ御用之外ハ入來不成第一御殿様并御家老士列徒士足輕ニ至迄一切御用掛リハ皆出張之事

中略

十二日晴天招魂祭御執行被成候段或 仰出十二日朝七ツ時身拵仕中本エ行勢揃イ仕夫ヨリ學校エ集リ鐵炮ハ前日御渡ニ相成各々方花美盡シ天晴ノ拵ニ御座候

註この次に行列并に各隊の配置等圖解せり尙各隊長等の名を記せり。

因に別に「嘆則生兵號令詞」及中本先生直傳「嘆則小隊操練號令詞」嘆則旋條銃使法號令「則散戲演習小隊號令」「嘆則大太鞍手續令記」等の小冊子あり。

被仰渡書 内藤家文書

- 入澤 民部之介
- 田邊 長門
- 内藤 兵庫
- 相見 鶴之助
- 多田 豐之丞
- 山崎 真人
- 長谷部 惠雄
- 梅林 定之助

- 長尾 實之進
- 意立 千代之助
- 山脇 甚之丞
- 船越 標之助
- 船越 貢

其方共儀此度引取被 仰付候間左様相心得早々出立可致出府申出精致候段殊勝之事ニ候引取之上猶又心懸出精可致事

註年月日を缺けるは遺憾也。

これによりて見れば、前掲文書中の若人を選抜して、出府せしめ前後二箇月に亘りて訓練したるもの如し。

段塚農兵

幕末より維新の當初因藩農兵を置く。我日野郡にては霞村大字生山なる郷士段塚家これが統率の任にあたり、段塚郡之丞(後郡治)洋式の訓練を傳へて、威風堂々近郷を練り歩きたり。(史傳部參照) 當時農兵たりし矢田貝千賀藏談に

當時段塚家は猪之助の代にして弟久藏農兵の長たり。(編者曰農兵組織の文書は、段塚四郎宛名にして、郡之丞後見たるべき旨を記せり)兵員三十六人、農家より拔擢せられ、一人扶持一年一石六斗(註他に四斗五升俵四俵とあり)鳥取藩より支給せり。兵器はクワン打銃にして、後、藩より二十四振の大小(力のこと)來り配付す毎月六日間訓練あり。段塚邸の裏庭板井谷尻河原大倉山麓大仙原等に於て舉行云々(明治四年解散)

五、幕末事情

幕末當時に於ける國家の政治騷擾が如何に本郡にひびきたるか。今下黒坂生田家文書「與路壽於保惠」(嘉永三年戌年より)を抄録して、その概況を窺ふこと、せり。それにあらはれたる主要な史實は米艦の渡米と本藩及本郡地頭福田家の動靜、本國寺事件に連座せる二十士を中心とする事實、蛤御門、長州征伐備中倉敷騒動聞書、大政奉還、江戸征討等に關する書類寫し等なり。たゞふしぎなるは。「章魚にや骨無しなまこにや目無し伊井の掃頭さんかみんにや首がない」とまで地方に喧傳せられたる櫻田門變のなきことこれなり。

與路壽於保惠

嘉永三戌年

(生田家文書)

北亞馬利加國之軍船四艘廣軍左由與中處方六月朔日致出帆同三日未ノ中刻相州浦賀表に着船調候控

内

蒸氣船貳艘

長サ五拾間程帆柱三本息出筒壹本帆柱之間ニ蒸氣之車壹ツ宛左右ニ貳ツ右車之羽差渡し五間程厚サ壹丈程惣鐵にてスカシ車也車之覆ニ白ク半月車輪之繪有此船ニ而晝夜火之燃事夥シ煙出シ長サ六七間程差渡し壹間餘之筒也舟者惣體黒鐵板ニ而包ミ有之

大筒

艦之取掛二三挺ツ、中程取掛面掛表口ニ壹挺ツ、都合金挺人數三百人程ツ、相見申候表ニ金ニ而鷲之彫物有之

右浦賀觀音崎ニ壹艘燈明臺之前ニ壹艘此船ニ金ニ而唐草之彫物有之艦之真中ニ鷲之如ク成ル鳥壹羽金ニ而彫物有之左右ニ彫ル此者貳ツ、右之フルカッタ船二艘

長サ五十間程帆柱三本息出筒壹本

大筒

取掛ニ十一挺面掛ニ十一挺一段ニ備ヘ艦ニ貳挺ツ、有之貳艘共有同斷人數貳百人程ツ、相見申候右六月三日未ノ刻相見候ニ付與力壹人同心壹人通詞壹人小船ニ而參候處大筒差向寄付不申候ニ付押而乘込ミ候處格別之子細無之候而北亞馬利加國王方大日本國王に使節之趣ニ而書簡者浦賀奉行へ相渡候可申旨申聞且又異國舟近邊に日本舟近付不申様禁吳候様申聞日本ニ而禁方行届兼候得者此方ニ而禁方可申候強而近寄候ヘ、鐵砲ニ而打拂可申旨申聞六月七日方異國船朝六ツ時晝九ツ時暮六ツ大筒三度ツ、相放申候

一六月九日亞馬利加國王方之呈書御請取渡シ候ニ付曉七ツ時兩奉行久里濱と申所迄致出張野陣假宅ニ而御持受右ニ付爲御固松平肥

後守殿千五百人松平下總守殿七百人舟手相堅メ井伊掃部守殿貳千人松平誠丸殿千人陸手相固之段御達し有之

一同日辰ノ刻陸方八丁隔リ蒸氣船三艘共押寄排留メハツタイラーと申小船十四艘ニ而大將四人士官之者五百餘人笛大鼓を鳴し致し

上陸其筒空砲十丁計放發致し

一同日午ノ刻双方呈出御請取渡し相濟候處御返簡之儀者早速之義にも相成間數候ニ付來三月御返簡爲請取參候間此度は速ニ引取り

可申候□居候内ニ異國船四艘は一度ニ内海へ乘込ミ小芝與中處に掛留り候ニ付如何之儀哉と尋候所重而參り候節外海掛留り候而者

波高候故内海へ乘込ミ候間致測量置度右ニ付三四日逗留致し度由申候同日呈書御請取渡し式双方將机(床几か)に懸り候得共鳴物

止メ四人大將之上へ(意味不明)大筒銀杯差置此方へ差向威勢を作り暫して大筒銀杯相納夫方應對通詞取計相濟書簡者十二三□共兩

人ニ爲持奉行に相渡し候

書に者御固め之御人數死々有之候得共實正承り候所諸家様數十家嚴重ニ備ヘ凡御固之御人中三十七萬餘千人與承り居候事

嘉永七寅八月

一殿様右異國船爲防相州本もく(牧カ)と申處御出張被蒙 仰候ニ付福田丹波様(編者 日野郡地頭なり)江戸詰被蒙 仰八月十日御

發駕被爲遊候事

一同卯九月江戸詰御暇被蒙 仰候ニ付御歸國ニ相成候事
一安政六年未年

福田丹波様烏府表三月廿七日御發駕同晦日黒坂へ御着被遊御殿に被爲入直様山上御用場に御下り御逗留同四月十一日黒坂御發駕
會見郡和田村へ御越灘手海岸御出張所ニ付三日御逗留十五日御發駕ニ而烏府へ御歸り被遊候事
一文久三年亥五月

殿様御巡國被爲遊候旨被 仰出候米子方二部根雨通り黒坂に御越し御止宿夫方二部尾高通り夫より大山に御參詣汗入(註、西伯
郡の内舊郡名)に御下り御歸城被爲在候旨奉傳承候所俄ニ上京被 爲遊候ニ付御巡國御延引相成候事
一文久三年亥十月 但州生野銀山一揆の事省略
一文久二戊辰八月廿二日參勤御暇之刻猶豫之件省略
一文久三年亥十一月

福田様(造酒井に御隱居丹波様)黒坂爲御警衛御越し被爲遊御殿に被爲入御逗留被爲遊候事并に御家臣ヲ初御用達御供之御面々小
ものニ至迄不殘御殿内ニ御入夫に御役所ヲ立御追留ニ相成候事
一福田様御組ニ御家中様方左之通り引續黒坂に御越被遊候事

一、五百石 組頭 岡村喜兵衛 一、四百石 同斷 山田新九郎
一、五百石 由宇勘十郎 一、三百五十石 澤新吾

但當時ニ而者拾五人扶持ニ五拾俵

一、貳百五十石 中村繁馬 一、貳百石 益田靜男

一、貳百石 不破平内 一、百石 溝口源太郎
一、拾人扶持 吉村仙之丞 一、六拾貳俵 淺井又藏

一、四人扶持 箕嶋久之助 一、四人扶持 林鐵太郎
一、三拾俵 辻久馬之進 一、三十俵

一、拾三人
メ拾三人
岡村山田様 御宿 出店七五郎
中村、不破、林、辻様 御宿 泉龍寺
由宇益田吉村箕島様方 御宿 光徳寺
澤、淺井、溝、口様 御宿 山形や 仁右衛門

一元治元年子八月九日京都ニ御逗留有之候御家中様(二十七)左之御面々黒坂に御歸り被遊泉龍寺へ御着御家臣并ニ家來共六拾人右
同寺ニ御逗留被遊候事

姓名省略(別ニあり)

メ廿貳人(註新庄貞藏、奥田萬次郎ヲ加ヘタル數ニテ黒坂ニ來リシハ二十人)
右之内加藤金右衛門様同増之進様河田精之允様メ御三人之外殘拾九人之様方(編者曰、河田精之丞は打入の一人にて拾九人とあ
るは二十人の誤なり。)御申合去ル亥八月十七日夜御側御用人三人京都御旅宿ニおゐて御打被成候之由にて御邊ケ中と傳承仕候

一右之御人別之内加藤泉龍寺より正法寺へ御越し御逗留に相成候事追々に加須屋様彌川様御兩人も加藤御一緒に正法寺御逗留之事

一太田様河田様御兩人泉龍寺より光徳寺へ御越御逗留被成候事

一福田様御隱居様共八月廿七日黒坂御發籠にて烏府へ御歸被爲遊候事

一御組の面々も引續御歸被成候事

一十月朔日 福田様御隱居様共黒坂へ御越し被爲遊御殿に被爲入御逗留ニ被遊候事
第三章 沿革

第三章 沿革

一 福田様御組之御家中様左之通り黒坂に御越御逗留被遊候事

組頭 四宮郡司 同斷 河瀬金之丞

澤源吾

西村猪之助

中村繁馬

和田辰之進

武田鐵平

森川力之助

福原孝之助

石上鐵三郎

溝口源太郎

喜多村金左衛門

吉村仙之丞

大竹友三郎

垣屋直次郎

小倉林藏

紅林金之助

箕島久之助

上橋力之助

北村斧之進

伊藤平七

辻久馬之丞

伊藤傳之衛門

中野喜平

小林清兵衛

安倍庄助

二十六人

元治元年七月十八日

一 松平肥後守様

一 松平大膳太夫様

京都におゐて御打合に相成大砲數々御互御打放し不怪大騒動に相成り諸大名様方大内は御詰被爲遊候略中(浴中なり)一圓に大火と相成り焼失致し會津勢長州勢とも入亂し莫大の討死と相成り誠に死人之山積古今稀成ル事直様長州勢伏見へ引取り出船致し大阪へ下り候由同廿日長州殘兵東本願寺に居候旨にて會津勢太砲にて打込み候ニ付焼失致し候右等大變出來候事故長州様御謀叛と相成候旨にて既長州征討(伐か)被仰出候
尾張前之大納言様大將軍被爲蒙 仰中國九州四國御大名様方ハ不殘御出陣被蒙仰候旨傳承仕候

一千ノ十月廿(缺)

殿様御先手左之通り御出馬

壹番手

荒尾志摩

貳番手

和田數之進

荒尾千葉之助

荒尾帶刀

高木宮之丞

佐分利軍兵衛

唯武次郎

山本玄蕃

平野吉之丞

御旗本

御旗本先手

池田織部之助

白井豐後

米村加久馬

伊藤集允

三浦形馬

戸頭半平

武宮丹治

和田準太

御旗本後備

荒尾近江

殿様

荒尾駿河

宮脇縫殿之介

青木助之丞

物頭以下略之

惣人數壹萬百三拾人

第三章 沿革

十一月廿七日鳥府御出馬廿九日米子へ御入城被在候事
貳番手御入用

小人百五拾人

奥日野郡

荷七拾六疋

同 斷

一殿様御入城之節

人夫 三百人

奥日野郡

汗入郡御來屋より米子迄御入足

一公義御目附十一月六日御通行二部宿御止宿夫より石州迄御越傳承仕候

内 藤 彌右衛門様

大 島 主 殿様

永 井 類 吉類

浅 倉 小 源 太様

御歸國被遊候事

丑正月十四日板井原御止宿にて御歸り被遊候事

十一月七日

一越前丸岡五万石

有馬遠江守様二部宿止宿夫より石州に御越しと承り候所雲州阿たかへに御逗留被爲在丑正月六日同所御發駕二部宿御止宿ニ而御歸國被遊候事

十一月十二日

一、作州勝山拾萬石

松平越後守様二部宿御止宿石州に御越しと承り候所雲州岡之庄(宇賀莊か)迄御越し同所御逗留丑正月十日根雨宿御止宿にて御歸國被爲遊候事
編者曰當時に於て尊王攘夷を中心にしたる渦巻に、我邊陣之地も人馬織るが如く、人心恟々たる有様手に取る如し。

次に長州攻め配備東西南北諸大名配置のことを記せり省略。

後丑正月六日

殿様米子御發駕にて御歸城被爲遊候事

一、御地頭福田造酒様十二月十九日黒坂御發駕にて米子の御越し中將様の御窺之上四日御逗留之上廿四日黒坂へ御入城被爲遊候尤

御歸り懸けにはかに當方(生田家)へ御腰懸ヶ被爲遊候

一、殿様正月五日頃には黒坂に御入城被爲遊候御内沙汰福田様の御座候由にて専城御普請御取繕に御座候

一、殿様正月六日米子御發駕にて被爲遊倉吉に御立寄二日御逗留被爲遊夫より御歸城被爲遊候事 但石州長濱と申所濱田表より

一、貳番手和田様方正月九日石州長濱と申御出張御出馬同十七日澁江に泊りにて御歸國被爲被候事

壹里西に有之候由

一、壹番手荒尾千葉之助様方正月十二日石州あつたと申御出張御出馬同廿一日米子泊りにて御歸國被遊候事

但石州あつたと申所者濱田より廿四五丁西にて長濱ニ續候所之由

一、御先手大西様方石州一ノ崎と申御出張所正月十五日御出馬同廿四日米子泊りにて御歸國被遊候事

但し此出張所長濱より五里西之由承り候

一、藝州廣島へ御出張之諸候様方正月朔日より同所御發駕にて順々御歸國被爲遊候由承り候事

一、尾張前大納言様正月六日御發駕と承り候

次に長州家老同信濃、益田彈正、福原越後三人の首級廣島國泰寺にて實檢の次第問書あり。その大げさなること驚くべし(省略)

次に備中倉敷代官騒動の記事あり。騒動委細は掲げず。黒坂へ詰めたる面々の名あり。近藤頼藏以下土分十五人の名をあげ、次

に戦兵二十九人としその外御雇より職人に至るまでの名をあげ辻合貳百四拾七人とせり。その恐慌おもふべし。備中倉敷御代官騒動ニ付鳥取より黒坂江御越し被遊候御面々様左之通り

- 一、七百石 近藤 類藏 宮脇 軍兵衛
- 一、六百石 荒木 連五郎 伊田 助左衛門
- 一、六百石 渡邊 久之丞

- 内貳百七拾石 御藏 米
- 百石 物成 米
- 一、五石七拾石 佐分利 甚右衛門 秋田 郎雄
- 一、五百五拾石 前田 鐵彌太 山田 彌兵衛
- 一、五百石 毛利 孫左衛門 乾 英夫
- 一、五百石 横尾 利兵衛 花房 彌次兵衛
- 一、五百石 島田 彌右衛門 衣笠 肇

御雇

- 一、中村 彌三 庄左衛門二男 惣左衛門三男
- 一、大谷 猪雄太郎 路廣三男 祐助三男
- 一、山下 又之進 清太夫甥 次右衛門伴
- 一、平野 岩之丞 植次郎二男 文藏伯父
- 一、每野 孫之進 吉次郎弟 祐川三男
- 一、山根 吉之助 庄左衛門二男

當分増組御雇

- 一、大久保 準之佐 一、富山 外衛
- 一、藤岡 信藏 一、中野 定之進
- 大砲隊被 仰付爲御警衛黒坂へ相詰候様被仰井ニ山張中其方へ御預ケ 一、松瀬 松之丞 八兵衛伴
- 一、圓城寺 芳藏 隼門 一、村瀬 東藏 彌平伴
- 一、桐谷 重太夫 長次郎伴 爲之丞弟
- 一、石川 爲三郎 十之丞從弟 彌久馬弟
- 一、岡村 龜太郎 幸助三男

教導方

- 萩野 準人
- 束夫 拾三人
- 藥夫 四人
- 遊銃隊頭

一、瀧川 吉郎 綱島 半

御爲警衛黒坂へ暫時相詰候様出張中其方へ御預ケ

- 小頭 貳人
- 足輕 三拾人
- 御使役
- 田中 並之丞
- 御使番

佐藤 清左衛門

爲御警衛暫時黒坂へ相詰候様

御目附 兩掛持壹人

御軍式方

松本 藤之助

御合圖役

辻 郡太夫 横田 豊之進

御道具作廻

岡本 隼太 下作廻壹人 小使壹人 方領一人

諸隊目附

佐藤 吉之進

爲御警衛黒坂へ暫時相詰候様

見廻り本役

奥田 丈助 岡田 文三郎

御用物持壹人 小使壹人 御馬取壹人

行口三人 沓駕籠壹人

裏判手 下吟味役

森島 左平太

數類手傳 森田 勝藏

御飛脚 紋次郎 彦左衛門

鉦持 貳人

加藤 判次郎

下吟味役 高田 庄録

苗字付 小原 周藏 小畑 安藏

職人

澁川 彌四郎、中井 幸吉、橋本源太郎

方領足輕五人

辻合貳百四拾七人

次に慶應二年鎌倉山浪人立籠の風説についての騒動をあげたり。黒坂陣屋は云ふに及ばず、倉吉御家中米子御家中まで出張の事を記し、誠に以て大方不成大變に有之候」と結べり。(前掲)

倉吉御家中様として筆頭高木右馬允以下御使役、御目付、組頭、組士、炮長、炮手、銃頭、醫師、吟味役に至るまで三十三人の姓名と、小頭、卒、足輕計廿四名をあげたり。(別項にあり省略)

一、丑二月日侍様方島府へ御歸り被成ニ付御親類中御迎ニ御越被遊左之通り(二十士のこと)四百九拾三石 加須隼之丞御若黨一人

御家來一人以下夫々各士別に記し、都合四十八人と記せり。

一、慶應二年寅ノ六月長州征討被仰出候由に而紀州中納言様大將軍ニ而藝州口井に石州口東西方御せめ懸り之由石州口占し松平出羽守松平右近將監松平相摸守様御家老和田様初として御大勢石州濱田邊に御陣取被遊候紀州御家老安藤帶刀御大勢御陣取其外雲州御家老初多勢井ニ石州松平右近將監様夫々御陣取相成候所長州奇兵隊多勢押寄合戦と相成火花をちらし候所不思紀州勢不意被打大敗軍と相成にけ去候ニ付雲州勢井ニ石州勢共敗軍に相成すでに濱田城に者自分方火を懸け雲州さして御引取相成候奇兵隊も陣を引候ニ付四州勢も雲州今市迄御引取同所ニ御陣取に相成候事

一、中略

一、石州濱田領井ニ大森領井ニ豊前小倉領少々とも長州差配に相成候由
 一、次に二十士の一部手結浦にてうたれたる次第を記す。これは前節に譲ることとせり。
 一、雲州今市に御出張の御面々方十月中頃方夫々御陣拂ニ相成御歸國相成候事
 卯の十二月十四日小泉十兵衛京地早追ニ而罷歸り鳥取方境御役所へ申候寫し
 一、薩州土州藝州長州入洛、幕府井ニ會津二條城ニ櫛籠り今や火蓋を切らんとする次第より因州上洛に付人心和合すべき旨の文を
 のせたり。
 (十二月十六日付)

次に御所より出候御書附と申事有之寫し左之通りとして慶喜大阪へ退去の次第より仁和寺宮を征討將軍に被仰付については、是迄偷安恣情に相過或は兩端を抱候者は勿論假令賊徒ニ隨ひ譜代臣下の者たり共悔悟憤發國家之爲盡忠の志有之輩は寛大之思召にて御採用可被爲在旨丁寧懇切にさとし之をのせたり。

次に戊辰正月十三日付の幕府恭順の書
 次に御制札の寫し左之通りとして

今度從

御所被 仰出之趣厚く相心得愈朝命遵奉可致もの也

慶應四年戊辰月日

次に奥州會津、播州姫路、若狹小濱、備中松山、伊豫松山、勢州桑名、丹後宮津、日向延岡計九拾九萬三千五百石 家名斷絶の事

御所より被 仰出候と詳細記述

一、松平備前守様 山陽道御幡頭被蒙 仰候由

中略

一、松平因幡守様 山陰道御幡頭被蒙 仰候由

予時但州生野御領因幡支配と歟申事都而但州夫領者因州支配と歟申事由因幡國是又因州支配と歟申事由

一、二月十五日 雲州征伐申事ニ而十六日云州出入さかなニ至迄御差留同國通路之事手相成不怪事ニ候其後廿五廿六日迄候得者征伐御延引と申事而通路御免相成候事

一、西國寺宮様(原文のまゝ、當時しか考へしものか)山陰道鎮撫として、二月始方京都御發籠ニ而三丹州方因州へ御越少々御逗留

二月秤三日が米子、御越し同前ニ而者鹿島出店御本陣相成同秤四日御出立雲州に御越し安來ニ御泊り□長州薩州之侍分米子より五百人計舟にのり其日に松江へ着致し案外之儀に付同荷ニ而者不怪混雜之由傳承致候事夫々梓築へ御越し松江五日御出立八日

二部宿御止宿ニ而御歸被遊候事(編者曰松江藩の順逆語問が主目的らし) 次に二月十一日江戸御解として

慶喜東叡山謹慎恭順の文をあけ 更に奏聞寫として同じく慶喜一身之不束方生候儀ニ而天怒に觸候段一言して申上様も無御座次第云々委曲を盡したる謝罪文を掲ぐ

次に會計に關する仰渡書あり。會計局係には鴻池屋善右衛門外十二名の町人の名をあぐ(二月廿二日)

次に 外國交際上洋銀一枚金三歩に當る旨の文書(二月廿七日)

次に外國公使通行に對する心得達し(二月廿八日御觸)

次に御親征之件ニ付來月五日被爲遊 御出輩戰地御巡覽大阪へ行幸西本願寺へ應行在に相成海軍御、點檢之上云々の文書

次に古金銀通用停止御觸文 最後に當時の狀況を伺ふに尤も面白き事柄をのせたり。時局に對する人心の歸向を知る料とす。

京都易の先生判斷

幕ハ縛也	自縛也	會ハ乖也	乖天也
桑ハ走也	俱走也	薩ハ殺也	殺姦也
長ハ張也	張武也	土ハ塗也	黑塗也
藝ハ計也	時計也	細ハ才也	有才子也
因ハ因也	有所因也	備ハ備也	欲備武也
越ハ越也	越衆也	尾ハ尾也	欲首尾全也
水ハ衰也	極衰也	阿ハ阿也	阿諛也
藤ハ黨也	幸免黨也	彥ハ現也	梢現魂也
黒ハ黒也	不潔白也	鍋ハ過也	途過也
馬ハ馬也	不龍馬也	加ハ可也	無可也
仙ハ遷也	欲遷善也		

編者曰、會ハ會津、細ハ細川、藤ハ藤堂、馬ハ對馬等藩名にして、同音の字をかりて態度を示せる也。當時いかに興味を以て民間に喧傳せられしかを知らるに足る。

曆の中段

開 百民歎のまゆを	健 有難御變革の制札が
破 御追討先陣が敵陣を	閔 忠誠の方に國家を
執 薩長土之勇士敵の首を	危 同謀之御大名は國が
定 大政政官ニて御役が	滿 九勤の諸侯ハ京都に
平 王天下ニ成國ハ大ニ	納 御國の貢が御所へ
除 強欲の役人土つはり	成 米穀詩色道々下直ニ

編者曰民心が幕府より離れ、朝政を喜べるかを何ふに足る白面き史料といふべし。

本下萬作の歌 (文學部参照)

亞 米 利 加 船

ゑみしらがさはへることは伊豆海

そののみくづとやがてなりなん

その意氣の壯敬すべく、當時に於ける民衆の氣概を窺ふべし。

征長軍の通行 (日野郡野史卷之二十五)

長州征伐の際當郡通行及び宿泊の軍勢左記の通り元治元年十一月七日公儀軍御目附内藤彌左衛門大鳴主殿淺倉小源太以上三名作州より入郡同月八日越前丸岡城主有馬遠江守道純侯同勢七百人と共に大阪より作州を経て入郡二部に泊り九日米子に發行せらる同月九日美作津山城主松平三河守慶倫侯の一軍勢千二百人入郡根雨宿泊り十日天方に向發行せらる

同月十一日同二番勢千百人入郡根雨宿泊り十二日天方に向け發行せらる

同月十二日丸岡の後勢五百人作州より入郡二部宿泊り十三日米子に向け發行せらる

同月十三日津山城主松平侯同勢千三百人と共に入郡根雨宿泊り十四日天方に向發行せらる

同月十四日丸岡の後勢三百人作州より入郡根雨宿泊り十五日天方に發行せらる

附記津山松平侯は出雲宇賀庄を本陣として在留の處十二月初旬藝州廣島に發行せらる

(松尾家記録)前記八日間に五千百餘人の軍勢當地通行宿泊は近世で大變事也

征長軍の歸國 (日野郡野史卷之二十五)

越前丸岡侯出雲宇賀竹矢に在陣の所元治二年正月元日より五日まで陣地より入郡二部宿泊り各翌日作州へ向け歸國せらる

美作津山侯出雲宇賀庄に陣の所同正月七日より九日まで陣地より入郡根雨宿泊り翌日作州へ向け歸國せらる又軍御目附同正月十三日米子より入郡板井原泊り作州へ向歸府せらる(松尾家記録)

因幡中將の出入 (日野郡野史卷之二十五)

鳥取因幡中將侯元治元年十一月二十五日鳥取出陣二十九日米子入城同所滞陣同二年正月六日米子發中將侯家老荒尾駿河殿と共に鳥取に歸城せらる前記往復共主従同勢皆優美の舊式軍の服装なれば見物人甚だ多かりき(松尾家記録)

征長因幡軍の出入 (日野郡野史卷之二十五)

長州征伐の時鳥取藩先手大西義左衛門殿同勢六百人を率し元治元年十月石州津和野に出張同地在陣同十一月一番手荒尾千葉之助殿二番手和田鷲之進殿此二方同勢二千人にて石州在陣せられしが同二年正月下旬鎮靜に付歸國せらる(松尾家記録)

長州に攻められ根雨通作州領へ落ちし時の謠

濱田旦那さんは鯛かじやこか

鯛に追はれて岩の影

民ちよぼくれ (宇田文書中なり、如何に民衆の興味をそそりたるかを見るに足る)

長州征伐當時流行に俗語ちよぼくれ

是き皆きん確と聞きねひ今度は彌々長州征伐親玉出かけて道中混雜御察し申すぞ一體當時の老中野郎にベラボウ斗りが揃而居上去年七月長州不埒に尾張の總督出かけた所が軍がこわくてどうしたもんだひ戦ひ目附と相談取極め靜かに御座ると不殘引上京都へ歸れば誠に不首尾で夫から間もなく長州再發どうした事だよ身留のないのに征伐ないとの書付出して一統人心ゆるめた所へ又々觸出長州位に親玉不出共濟むではないかい塚原御手洗ひ何處迄遣ふた様子もしつかりしらいことだよ、京都へ恐れてまごごするなよ御江戸は御手薄非常の時にはどぶする積りだ旗本御家人役界なんぞを調べて置ても役には立たぬぞ長州一條註文通りにいかねい時にはどぶする御氣だよ、親玉不出ばどぶでもなるのにむだかねつかふて諸人の難澁病人死人は澤山出來ます畢竟野郎の諸色は此節日に増し引上げ世間のこまるはちつとも不構、町人なき事なひしうは不届そんなやつらを首でもボン／＼切たらよからふ町人奉行もひく／＼しあがる是では仕舞にや騒の元だよ腰拔大老、名ばかり強いで、己が一家はしきりに取立て、少しは諸人の難儀を察し、いゝ智恵なければかしてもやるふに、親玉空気で老中べらぼ役人返上世の中胡麻かせ末には騒だ能く、薄情奴らが揃ひきもそろふた皆きん合點か月日の光はいつでもぬからぬやれ

落首いろは歌 (宇田家文書) 人の來たが亂のもと、ろくな役人なきゆへぞ、はじをかまねぬ公儀沙汰、にくいやつめと井伊掃頭、ほしい／＼に目がくらみ、へたな政治をするゆへに、とう／＼内輪われとなり、ちうざな方は非に落し、りくつねい人御取立、ぬら／＼武士の計略に、るいれいもなき六ヶ國、をためお盆とついしやうし、わが國詰るは何事ぞ、かなしやつらやと泣民を、よそに見て居る慈悲しらず、たゞ今日が無事なれば、れんちよく顔に日を送り、それが征夷の職柄か、つねの事とはちがうぞや、ねが唐人を討たぬから、なんきになるはしれた事、らんをこのむは何事ぞ、むりに異人を大事がり、うしろ立とは馬鹿らしい、みつん先がわからぬか、のちは異人に這ひかゝみ、おれい動るようになり、くやしい事と思はぬか、やまと魂ぬけたのか、まが見入たか口をしや、け唐人等を城に入れ、ふみあらしたる天罰で、御殿の焼も無理ならず、いんりよゑしやくも有べきに、てん子様まで迷わかし、あだありさうな御縁組、さて／＼全よきものか、きんてい迄がしりにつき、ゆう／＼とした評議ゆへ、めて物見せし長州武士、みちを立てたる忠臣を、しかりちらして追いなせ、ゑいきになりて御座るから、ひろい日本が氣配だち、もとのよふにはならぬとも、せめて交易なりとやめ、すくなる制度するよふに、京より改め直されよ

時局に關する角力甚句一束 (曆利家文書) アー 元治元年寅の三月、三日の朝間 井伊の掃頭様の御登城に、赤いカッパで十六人 櫻田御門の其内で、難なく首を打取つて 高家のお醫者に見せたなら そこでお醫者の云ふ事にや 骨次ギアあれども、首次ギアない。 所のお醫者に見せたなら 横根にカンソはなほせども ひこねを下すよナ醫者はない。

(宇田家文書)

大政官ともいはれる人が、一にりつばにこしらへて 二には日本を無茶にして 三にやさむらいを御はして 四には四方に杭を立て 五つ異人を大切に 六つ無理から髪切らせ 七つ難儀な庄屋さん 八つ屋敷を賣りはらひ 九つかうして居らりやせぬ 十で東京へ逃げて行く

六 鎮撫使及藩知事巡視 王政維新の大業なるや、鎮撫使を各道に使はし、王政復古の事を徹底せしめ、且王化に服せざるのものを鎮撫せらる。我山陰道へは、西園寺公望公出張、慶應四年三月八日米子より我日野郡に入る。越えて明治三年、舊藩主、藩知事池田慶徳公、因伯兩國巡視の事あり。僻遠の地、直接に王化に浴し、君侯に按するを得て、覺醒の曙光をみどめたるなるべし。

尙西園鎮撫使として西園寺勅使の下向せられし内情は、次にかゝる文書及前節掲ぐる幕末事情中にある史料の如く、薩長土肥因といはれたる因藩は、勤王側として、朝廷の御覺目出度、隣藩松江は、去就明かならざりしため、領地沒收、討伐のうき目にもあはんとせしを因藩が救解の勞をとりしことを物語るものにして、當時ことに松江藩の人心炯々たりし様は、見るもあはれなるものなりしと。

(前節参照)

(曆利家文書)

明治三年午四月朔日矢戸御通り

一般様御通り

外ニ上下

一五拾人様

ノ外ニ

一郡役人村役人足八十人斗り先はらへて二人ほうき引二人庄屋年寄案内二人

あふれ止宿霞御書が黒板泊り

西園寺鎮撫使

(日野郡野史卷之二十五)

慶應四年三月八日山陰鎮撫使西園寺公望公米子より入郡し根雨宿に御一泊翌日作州へ向け出發せらる此御一行西園寺公は御馬に召され其他は徒歩にて屬僚従者共數百人之に當郡内の郡村役人有志者并に隣郡より送迎の郡村役人其外人足等都て大多數に及び當日宿所の騷擾家屋の内外大波の打つが如く此事豫て示達の趣もあれば宿所の準備として屏風蒲團膳碗其他器具を郡内村々の頭分より差出さしめ村方人夫にて根雨宿に運寄せ置く等古來無比の大繁劇を極め又此取片付等迄始終重大の事件にて隨て多數の費用懸り村方小百姓にても金壹兩餘を支出せり

一西園寺様山陰道鎮撫として二月始方京都御發籠にて三舟より因碕へ御越し少々御逗留二月二十三日米子へ御越し同所にてハ鹿嶋出店御本障相成同廿七日御出立立雲湯へ御越し安來ニ御泊り〇〇長島薩島之侍分米子より五百人許り舟ニ打のり其日ニ松江へ着致し案内之儀ニ付同所にてハ不怪混雜之由傳承致候事夫より杵築へ御越し松江五日御出立八日二部宿御止宿にて御歸り被遊候事。
(杉原調査員採集文書出所未詳)

編者曰一行は二部より根雨板井原を経て四十曲を越えて去る。前掲日野郡野史には根雨宿とあり

勅使西園寺侯下降

慶應四年二月廿四日、西園寺勅使下向ニ付因薩長三藩ノ士、大山ニ登山、王政復古ノ旨ヲ傳へ、廿五山下山セリ。西園寺侯ハ途ニ登山セラレザリキ。

勅使障中ノ御達書

大山一山并郷村寺領社民政等諸事御歸洛ノ上大政官代ヨリ御沙汰有之迄因爲へ取締被 仰付置候間萬事彼藩致依頼取計可申御沙汰候事

辰 二 月

鎮撫使御守衛役所

右御達書ハ本坊即西樂院御留守居下山勅使陣中ニ參リ受領セシモノニ。

皇政復古御改革御觸書寫抄(宇田家文書)

此度從

御折紙別紙之通御達有之追々西園寺三位中將殿御越しに御通行之節御家中之面々爲見物罷出候儀堅無用家來男女末々迄見物出し申間敷事

一御從者仰付添之人々末々に至迄市中通行之節行達には可成程懇懃に致如何様之儀申懸り候共口論致間敷并止宿中如何之申分有之候共互に代り堪忍追而之御沙汰可致事

正 月 日

山陰道爲鎮撫西園寺三位中將出張に付萬一不服 王化者於有之者惣督之奉食早々可奏掃除之功御沙汰候事

以て如何に、勅使に對する取扱の懇懃なりしか。將尙封建の遺風の儼存せるかを見るべし。

同文書に、また左の文書寫あり。親藩たりし松江藩が如何に狼狽せしかを知ると同時に、因藩が勤王派として如何に勢力を有せしかを窺ふに足る。次に掲ぐる史料は鳥取藩として重要なものなり

御一札請書

今般被 仰出候

王政復古御一新御趣意

因幡池田中將様御取計ニ而此度

御勅使

西園寺殿當地御下向被成候儀者全因藩の御蔭と薩長藩立會之上被 仰渡難有奉感戴候右に付國內之もの下々に到迄不洩様因藩此度雲藩を救候之一件宗門改之節年々宗帳之上國內下々之者へ不洩様爲讀開候様被 仰渡奉畏候仍而如件

從

朝廷改而

御沙汰被爲下候之日諸事因伯之御法道本相守尤形勢伺之儀者因幡へ伺之上御差圖ヲ蒙様薩長藩より被仰渡奉畏候仍而御請書奉差上候以上

慶應四年辰三月初日

雲州家老六人

名代 荒尾 近 江 殿

尙鎮撫使下向につき本郡にて功勞を表彰せられたるもの左の如し

奥日野郡大庄屋 近 藤 喜 兵 衛

其方儀昨年西園寺殿御通行之節諸事御用向致精勤候ニ付金三百疋被濟候

大字大河原村 吉川 政 太 郎 實 話

西園寺公御下向當時の大山領

西園寺公鎮撫使として慶應四年松江藩に御下向(當時松江藩ハ朝敵たるべしとの聲高かりしによる)し給ひしが流石逆の理ハ辨へたりけん事なくして勅使は本郡を経て駕をかへしたまへりこの時に當り大山領民謂らく松江藩にして若し朝敵たらバ鎮撫使ハ大山寺を以て本營と定め近國の兵を徴して松江藩を征せらるべく或ハ兵火の慘状を見るべしとて領民は云ふもさらなり一山物情恟々たるものありけりとぞ。

鳥取藩知事の巡回

(日野郡野史卷二十六)

明治三年の春鳥取藩知事從二位池田慶徳侯因伯兩國御巡國に付諸般凡天下の御巡見役御通行の取扱に準じ又荷物人足二十人位乗駕五挺計り郡内より差出し御用に供し本郡へは三月二十九日會見郡定常村より御入郡奥部より御巡行四月三日當郡を終り會見郡岸本村に御出遊さる豫定にて溝口の野坂大庄屋より村々庄屋組頭へ左之通達相成候

御通行筋村々へ觸達書

(溝口野坂家文書)

一二位様明二日根雨宿御舍宿明後三日二部宿御小休溝口宿御晝休會見郡岸本御小休同郡岡成村御舍宿御通行被爲遊候に付諸事取計振左の通達候間左様相心得末々迄無洩様可申渡事 四月朔日 一其村傍に庄屋組頭小頭共御道筋へ罷出三四町位相隔居拜見之者取締可申事但着用割羽織一刀股引脚袴之事

一二部溝口は家毎に盛砂致し置可申事

一御通行御道筋先日以來取繕候得共尙又明二日晚刻より三日朝迄に入念掃除致し其村出入口兩側へ盛砂致し置可申事

一御道筋石地藏墓所不淨所等青松枝又は青笹等を以て圍ひ置可申事

一御道筋村々御馬口洗水成丈新しき擔桶に清水を汲入大村は四五個所小村は二三個所宛間配り御道端へ指出置候事

一御通行御當日御道筋牛馬牽出候儀不相成素より村々へ相達置候に付牽出中間敷候得共罷通り候はゞ差留可申事

一火の元燭以入念可申様御見懸りに煙出候儀不相成素よりくよし等差留心を付可申事

一御通行筋辻拜見不苦尤御道より高き所に居候儀は不相成丈間を隔て低所に下座平伏し非禮無之様可致勿論華美之拵致罷出候并に於拜見所に火杯焚候儀堅く不相成事

一宿場村々人家座敷并に二階戸窓等障子締置内庭にて莛を敷下座平伏し非禮無之様拜見可致事

一御通行筋草履草鞋共其外何に不限店先へ出し置候儀不相成無失念片付置可申候

一二部溝口兩宿之儀は持合候者は天水擔桶へ水を汲入等相添門先へ出し置可申事 尙以村々手廻しも有之に付此回狀少しも無遅延順達村名の下へ到來之時付可致候且觸留より此廻狀急御用使可有返却事

御本陣

一高張臺 二つ

一新御風呂呂桶用意之事

一大小參事様方御宿取斗間合候事附り宿亭主御送り迎之儀御伺之事

一御馬建場拵債候事

一飼葉馬沓は素より草鞋用意之事

一御本陣亭主麻上下にて御送迎之事

一御火鉢御煙草盆差出候事

一御熨斗御茶菓子出候事菓子盆腰高に限り可申事

(註飼葉は飼料のことなり)

- 一 御^〇仮^〇雪^〇隠^〇御^〇駕^〇籠^〇臺^〇共^〇拵^〇置^〇候^〇事
- 一 御本陣附御供方御人數三十八人内御手廻り十二人別宿
- 一 黒坂郡政所より御渡相成候御書附寫
- 一 御道筋村々傍に限掃除致し并に村々役人之内股引脚伴にて御送迎可致事但箒引兩人宛差出し可申事
- 一 御書御泊りも御臺所相廻し候に付左の通用意之事
- 一 御膳米 御料理物 附り御召馬一疋分飼葉大豆并に建場用意之事
- 一 御供其外へも宿料は篤と御渡しに付無指支取斗可申事但印^〇紙^〇之^〇受^〇取^〇書^〇取^〇置^〇可^〇申^〇事
- 一 御道筋村々火の元彌入念可申事但御泊り所にて兩三人宛宿へ番可致事
- 一 御前筋宿々人足三十人斗り立置可申事
- 一 御本陣亭事麻上下着用村外迄御送迎可致事

御 供 役 氏 名

○眞長大坪周藏橋本集 ○監察宮崎行衛 ○近侍梶川吉夫清水長太野田隼太佐橋東作林多嘉 ○御醫師西村民 ○御納戸佐銅金彌 ○御臺所太田伊作林重治郎吉田醫賀藤井口太御押壹人 ○家扶山田新九郎荒尾金藏 ○用度方須知酒禮若林正藏 ○御馬役木森勝平 ○用度方小林政治郎 ○用度方仕人貞次郎民藏 ○御駕籠權治郎良藏啓治郎又藏謙治外七人 ○御馬取三人(松尾家記録)

池田從二位候の御行路御休宿所并に歌

三月二十九日會見郡定常村細田鉄造方御晝飯夫より五輪峠通り日野郡印賀大前青砥孫市宅に御泊り

大宮に至り青砥が家の松を見て

慶 徳

十返りの花咲く松を友として

此山里に千代やへなまし

同晦日折渡通り狩屋原地岡彦三郎宅にて御晝飯此時故長八の聞きし村の事蹟を申述べ夫より谷通り下阿毘縁に至り解脱寺に御參詣あり下向上阿毘縁西松田屋木下九八郎宅に御泊り

題逸す

慶 徳

(、、、、上句滅失)

この下蔭に雉子啼くなり

四月朔日笠木大入峠通り矢戸に至り入澤治平宅にて御晝飯夫より日野川に沿ひ御下り檜原の柴田甚壽郎宅にて御小休同家の袋戸棚に桑門大綱の「ひく人もひかるゝ人も」の歌を書きてあるを御覽じて

慶 徳

同じ世に同じく人どあれ出て

民の貢を受くる我身は

夫より黒坂宿に到り同地判屋緒形四郎兵衛宅に御泊り御目見格ある宿主は素より當所緒形平夫根雨近藤喜八郎溝口野坂彌一郎の人々は御前に伺候し其他郡内重立たる人々并に近地の庄屋組頭の方は次の間まで御伺ひ申上其外種々の御趣向ありし由
同日孫四郎が苦心して架け渡したる岩田の橋を打渡り根雨宿に赴き同地の梅林喜平治宅にて御中飯

暫く御休息ありて

梅林てふ家にやすらひて

慶 徳

匂ひをば風にまかせて咲く梅の

柴の庵をけふぞ尋ぬる

夫より金持村後谷銅山へ御越し事業御覽遊され今夕同所近藤喜八郎宅に御泊り茶室に亭號を與へ

禪味亭の水屋のふすまに

慶 徳

世の宇治に木のめるものは外にあらじ

心なぐさのみちや此道

又河田弘藏(景興の弟)に命じて禪味亭の三字の額を書しめて與へらる

獻上物 ○羊羹○鯖魚○御樽

御飯時 ○御料理献立奉期

同三日舟場の川舟を涉り間地峠を越えて二部宿に至り足羽文平宅に御小休

慶 徳

あるじ弟是茂がききだつころ大御軍にも
のして身まかりけるにこたびそが家に憩
ひければ追悼の心を



藩主侯の和歌

玉の緒の命にかけしますますらの

いさをは世々にくちせざらめやも

夫より中祖に至り此村は緒形家が開きし由を聞食溝口宿に着き野坂彌一郎宅にて御晝飯

慶 徳

八束穂の因幡は、きの民草に

露の恵みのか、れどぞ思ふ

同家のしのぶ珍しと仰られ後に献上せらる

溝口郷校に御立寄り伊藤宜堂先生を訪はる其挨拶甚だ鄭重なりしとぞ夫より大江村に至り此村は大江

家が開きし旨を申上げ會見郡岸本村へ向け御出行に付賑はしく御送り致し畢ぬ。

七、三大歌人の入郡

因伯の三大歌人飯田年平、門脇重綾、小谷古蔭、維新の當時本郡に入り、神社を調査し、各地巡回の

際歌を遺せるもの多し。本郡文化に異常の光を投したるもの、如し。

大山領丸山岡田家に武右衛門と云へる庄屋役をも勤めたるが、還暦賀筵の當日小谷古蔭來舎歌を寄

せられたりと。

三大歌人の一人

門脇重綾の歌



寄松祝

古 蔭

よろづ世もかならず經なむためしには

巖ながらに松やひかまし

上 菅 宇田清隆藏

遅日

咲く花の木末はなれし春の日は

年 平

猶山のはにいそくともなし

重 綾

美人

風にだにしくれぬものをまごの内

花のゑまひは何かほるらむ

古 蔭

馬

海ゆかばみづくかばねごうつむちに

嘶なれた、すば駒もなにせむ

同 人

五月五日

軒つゝきあやめの露やかほるらむ

くす玉ゆらくおすのゆふ風

年 平

上 菅 宇田一郎藏

霞

暮かたににはふ霞の一重山

へたゝるいもが宿もとはまし

古 蔭

遠山雪

我まごの光りとならむ白雪を

をちの高嶺に見そめつるかな

重 綾

春人事

山ゆけは野へにと急く花ゆゑの

心ごゝろも世の中を閑し

上石見 多田猪熊藏

重 綾

常盤

つくまゑのをしのふすまをかさねてや

つらゝの床の音はきれけん

古 蔭

二月餘寒

鴈かねの國おもふ時になりけり

なほさねぬらむ山おろしの風

重 綾

郭公

さをどめかどるや早苗の手もすまに

をちかへりなくほとゝきすかな

年平

不老門前日月遅

世の中はうつるともなく御溝水

常盤に春のかけをどゝめて

題畫

(流し雛の繪)

古蔭

茶屋 内藤岩雄藏

柳さくらかたみにえみて三日月の

かけのどかなるこのゆふべかな

二月餘寒

(前出省略)

古蔭

黒坂 島田順藏藏

同

寒山月

雪しろき遠山あひのほこ杉を

たち氷になしてさゆる月かな

同人

川邊菊

こきわたす川瀬やいづこ朝霧の

とたねににをふしらきくの花

同人

海上夕立

見るかうちに沼島ははれつはた、神

なるとや雨のゆくへなるらむ

妹尾正治藏

鉄山のうた前にあり省略

古蔭大人の祝歌

(日野郡野史卷之二十五)

大山麓の丸山村岡田家に武右衛門と云へるあり庄屋をも勤めたる人なるが氏の還曆祝の當日小谷古蔭大人の來られ左の歌を即詠して書置かれしを今は額に仕立文五郎主の所藏せらるれば寫し記しぬ

寄松祝

古蔭

よろづ世もかならず經なむためしには

巖なからに松やひかまし

八 天變地異 天變地異と民風との關係も蓋し尠少なからざるべく、況や生業上農業を主とせる本郡に於てをや。太明古來幾多の災厄ありしならんも、文献口碑の徴すべきものなきはとらず。従て木節所掲のものは悉近世のものに屬す。又全國的史料なきにあらざるも、それらは國史に譲りてこゝに贅せず。

地方の言草に申年(天保七)飢饉、巳年(明治二年)飢饉といひて、今日尙ほ相識むるも宜なるかな。享保、天明、天保、にかけての天變地異は、天怒つて、人間を亡ぼすにあらずやと思はるゝほどにて、聞くだに身の毛のよだつ計なり。此等凶事は日本全國にわたれる大災厄にして、國史眼にも淺間噴火の歲(天明三年)大風洪水。東北早寒シテ殺登ラズ。斗米錢二貫五百文。餓死者多シ。明年又饉シ。

米價石ニ銀百三四十^{金三}兩余諸藩ヲ閉ヅ。幕府半價ヲ以テ米ヲ三都ニ賑ス。又明年夏旱秋霖冬暖。明春霖雨シ。七月大雨八晝夜ニ連リ。暴風數起リ。天下大ニ饑シ云々。」といへり。慘憺たる光景、目に見、耳に聞くが如し。今文書に残れるものを主として、その前後に亘りて、真相を傳ふべき材料を列擧せん。

文書中出所不明のものは、多くは杉原調査委員が調査せしものに係り、今これを知るに由なし。暫記して後日の闡明を待つ。本章以外またこの類多し。

本材料の多くは主として彼の有名なる板井原吉岡家文書歳々覺日記、田邊家年々書留覺帳、霞村久代家年來記、下黒坂生田家文書因府年表等の文書に依るものなれば、同所附近の事實、その大部分を占むるは當然なり。その他推して知るべし。

日野郡野史卷十八の如きは、天明凶變の巻ともいふべきものなり。詳しくついて見るべし。

一寛永十二年八月十二日洪水は五大水の内遷封水或は御國替水と稱す(岩美郡史)

一慶安二年大凶年(生田家記録)

一寛文十年九月より米村所右衛門殿日野會見汗入の三郡在中請免年貢御取立の所大凶年に付百姓中より御檢見を願ひしに特に之を許さる(久代田邊兩家文書)

一寛文十三年五月十四日洪水は五大水の一、當郡加持村御下札に洪水の荒地を記せり(野史十二)

一延寶三年江尾佐川大火、六十七軒焼失(野史十三)

一同卯年大凶年(生田家記録)

一元祿六年六月十一日夜伯耆國大風雨にて民屋多く吹倒さる(據因府年表)

一元祿八亥年大凶年(田邊生田家の記録にあり)。九月五日此度の洪水にて御兩國水損多しこれに依て毛見のため今日役人七十二組を發遣せらる(因府年表)

一元祿十一年五月十九日下黒坂の鶴の池の堤崩れ大水出る(生田久代兩家記録)

一同十二年五月九日大震降る(田邊生田兩家記録にあり)

一同十四年八月十二日因伯一圓洪水(因府年表)

一同十五年壬午八月二十七日より雨降二十八日夜より水出二十九日大流水近來希成儀に候(久代年來表記)

一同十五年壬午八月洪水にて二部田畑二町五段餘永荒となりしこと仲田文書に見ゆ(野史十五)

一同十五年八月晦日西北の風強く吹き大雨沃ぐが如くにして出水す(因府年表)

一同十五年八月二十七日より大雨二十九日洪水にて諸方大損害黒坂泉龍寺流亡(久代生田兩家記録)

一寶永三年六月二十五日大風同八月十六日無類の大風(久代家年來記)

一同七年間閏八月大地震(田邊家年々書留覺帳)

一同八年二月朔日夜四ツ半大地震(久代家記録)

一正徳元年十一月十三日より雪降り翌二年二月中花口村邊雪六尺三月二日迄郷内牛馬通路なし(田邊生田兩家記録符合)

一同三年九月十三日花口村邊庭雪壹尺七寸降る(田邊家文書)

一同五年六月早のため水法度出づ(因府年表に據る)

一享保元年六月八日大風雨あり此年氣候不相(同)

一同二年御申渡書日野郡近年惡立毛云々(野史)

一同四年土用に入前後炎旱四旬に亘り畑作物皆枯る其間兩度の雨ありしのみ。七月二十四日大風あり甚しく禾稼損害す。米價百四十匁に至る(據因府年表)

同十四年九月入澤家文書に兩度の洪水に田畑水押し腐り之儀は云云とあり。

同十七年諸道蝗あり西海山陰山陽最甚し。(國史)淨塵子のため大凶年(宇田生田田邊文書)

一覺 寶永五年上菅字田若狹「諸秘法御札本」中雜記

享保十七年壬子の七月に、うんかと申出で作物をいため、同十八日より二十日までに、村々にて虫おくり仕申し、稻のねよりくさるおくて、わせ稻共に、

十八日に上菅村虫おくり其時哥に

古のうんか乃虫が波幾出て神の工利幾に虫曾退

一 同十八年西南四道大に饑ゆ。饑季十六万九千餘人(十三朝紀聞)

ちねんご(編者曰竹及笹の實之事)取りの覺(宇田若狹)

一 同十九年甲寅の五月二十六日より六月七日八日まで一日七斗八斗づつ取申し村々三石五石皆々取申す。

因に此年正月より犬と狼方々に狂ふ(田邊家記録)

一 享保中江尾村柿原の傳次郎方より出火し拾軒焼失す

一 元文中折渡船越家に飼牛十六匹二三日の内に斃死(野史十五)

一 寶暦元年四月二十五日強震(野史)

一 同五年大凶年(吉岡生田兩文書)

一 同六年諸國凶年 昨冬より二部谷の者共舟場村へい。の。ほ。り。に。續。々。來。る。同。年。五。月。日。吉。の。飢。人。五。人。に。對。し。て。救。助。米。三。斗。給。與。せ。ら。る。(文書出所未詳) (註)い。の。ほ。り。は。葛。の。根。な。り。

一 同春昨年凶作に付其冬より當春は山野にて葛根を掘るもの多。又糠壹升錢十二文。(吉岡文書)

一 同五月板井原昨年凶作にて飢人五人へ藩より米三斗遣さる。(同)

一 同七年江尾大火事あり貝原村不殘焼失せり。

一 同九年拾壹月二十五日黒飯泉龍寺焼失尤も本堂のみは焼けのこりたり。

一 同十一年六月十八日土用に入る當日より雨降り殊に冷氣強く土用中僅に三日丈の晴天あり。(吉岡文書)

一 同十二年五月朔日より二十三日まで雨ふらず田地植付に困り中構大庄屋一同花口村に於て雨乞御祈禱行はれ其夜より雨ふり百姓

の喜限なし。(吉岡文書)

一 同七月十五日より十六日朝まで大洪水にて川筋地大流(吉岡、生田兩文書)

一 同十三年四月二十一日根雨宿延曆寺諸室不殘焼失せり。

一 同四月昨冬より疱瘡流行と板井原にても五十五人の患者を出し内六人死亡其他は當月に至り大概全治す。(文書不詳)

一 明和二年十二月七日夜黒坂上町いもの屋定平方より出火十二軒焼失(吉岡家文書生田文書)

一 明和三年二月二十六日夜根雨宿松田や長屋より出火とだやよこや限りに下不殘焼失外に御地倉一軒焼(同)

一 同四年四月溝口宿大火あり焼失家屋四十二軒

一 同四月毛虫山野に發生多くして農業者難儀す(生田文書)

一 同五年二月十一日夜俣野の地の内火事十三軒焼失(吉岡文書)

一 同五年二月十二日多里宿寺の外殘らず焼失木代繩代郡中に割賦(同文書)

一 同年五月二十七日より大雨二十八日二十九日洪水(同)

一 同年七月二十一日夜大雨にて寶暦十二年の洪水に強ぐ大水なり(同)

一 同六年大山嶺大凶年に付大庄屋に歎願書差出救米下賜(吉川文書)

一 同六年麥柄出来は能かりしも實入悪し。五分覆り(吉岡文書)

一 同七年正月生山村段塚彌右衛氏は凶年に付當郡内難澁人へ米を施與し板井原へ參年施さる(吉岡文書)

一 同年二月二十三日より村々飢人へ粥被遺差候黒坂御構の内粥場七箇所程被仰付意人前納七勺當尤も白米一斗に水一石の積也五合入柄杓一杯宛被遺米の儀所々車役にて白米にして被遺當所分私宅にて相渡す粥人の内廻り番にして毎朝薪持參いたし相濟候迄相勤候當所飢人々數三十七人書上げ二月二十三日より三月晦日迄被遺夫より十五人御減し被成三月二日より二十二日に相成意人

前納六勺積に相成三月二十二日迄粥にて仰付られ候然る所遠方へ罷出候村には難儀の人も有之に付村々より願書差上げ三月二十三日より米渡に被仰付候尤も一人前玄米納五勺宛迄度にて二日分相渡候様に被仰付候四月十八日迄被遺候(吉岡文書)

一 御救米下賜(洲ヶ崎佐々木家文書)大山嶺同様

一 同八年二月二十一日夜多里上町十五軒焼失(吉岡文書)

一 同四月早魁宮内大社にて雨乞御祈禱(同)

一 同九年八月二十一日洪水寶曆十二の洪水に亞ぐ(同文書)

一 安永二年六月頃疫病流行甚敷 御上より御郡乃大社にて御祈禱被仰付當郡も於宮内大社六月十五日より十六日迄御祈禱有之に付村々庄屋中十六日に參詣仕様被仰付候。(吉岡文書)

一 同三年三月十八日より五月朔日迄早魁畑物凶作六月十七日より七月十日迄雨天其後ひかた吹き田作悪稔(同)

一 同四年四月十七日より六月十三日まで五十六日の間十日計り曇天ありその外雨降り殊に五月十一日大雷大豆大の雹、地面白く成る程降り麥凶作又六月十三日より七月十七日までの内夕立兩三日あり其他晴夫(同)

一 同冬雪少くして寒中暖氣にて度々雨降り氷る時なし(同)

一 同五年當郡春以來麻疹流行板井原宿中患者七十人(同)

一 同六年二月十一日四つ大地震翌日風強し同二十一日夜五つ下り地震翌日雨降る(同)

一 同三月二十四日夜宮原村火事拾三軒焼失す(同)

一 同四月二十二日大震にて板井原吉岡家に左の記録あり又下黒坂生田家にも同日大震の記事あり。

四月二十二日八つ時より大雨大雷あられ大分降る當所邊は平常のあられ位其内五六匁位の雹交り降る根雨邊は二十目位の雹交りふる黒坂は別冊餘計にて二三寸もたまり其内四五目位の雹交り申由晩は晴又夜半時分より大雨大雷二十三日晝前少しふる。生田家記事には四月二十二日暮七つ時分大あられふり一つにてかけ目十匁より二三四十目までのあられふりとあり。(日野郡史轉載)

野郡史轉載)

註日野郡野史子、杉原調査委員共に同文書を探録したるものなれども其取捨各異り、原文抄録の仕方多少異なるものあり。今弊を避けそのままとし、敢て原文に復することをなさず。本史材料の過半は野史より轉載せるものなるが、今更に野史子抜粋の勞を思ふて、轉々追懷敬慕の念に堪へず。

一 安永六年猪鹿大に作物を死す、麥作近年來の上作稻作も豊年益後古來長久極石代六十三四匁新米小賣四十五匁(吉岡家文書)

因に明和の比今の福榮村の内大阪上阪二村に猪鹿多く出てて稻を荒したる記事あり。安永七年正月七日八日中構大庄屋構内猪鹿狩のことあり、同年春以來猪鹿大に作物を荒すにより板井原宿中宮にて御祈禱をなし神札を内井谷と峠根に建る。(吉岡

文書) 同八年十二月十五日十六日中構猪鹿狩執行(同) 同九年秋も例の通り猪鹿作物を荒すにより初秋迄は作物の番を爲したるに粟實落盛になり猪鹿出でず(同) 同十年正月朔日大雪積ること四尺餘三十年來の大雪四日より猪鹿獵を始め十三日迄に板

井原にて鹿八十疋猪鹿大小十疋都合九十疋惣方村々大獵せり(同) 同年正月下黒坂にて庭雪四尺もあり、此時猪鹿郡中にて凡

三千疋獵獲せり(生田家記録)

一 同七年七月二日大雨晩方洪水同十一日も大雨大水(吉岡家文書)

一 同年中大竹村(火災後大瀧と改む)に大火災あり拾餘軒焼失(野史)

一 同八年四月久連村火事全村焼失(吉岡家記録)

一 同九年三月十三日朝より辰巳風吹起り追々強くなり夜中大風十四日朝より雨降り晝時分大雨風歇む、所所風損あり(同)

一 同九年八月七日朝夜の黒坂上町火事三十七軒焼失す。御家中井に大手より下町別條なし(生田、吉岡兩文書)

一 同年田作宜しからず畑作も亦悪し。殊に蕎麥は蒔付の頃早夫續にて生出大に後れ又九月二十八日の大雨霰にて葉畑草蕎麥を損ぜ

り(吉岡文書)

一 同年十二月三十日より大に雪降り翌正月黒下坂より黒坂まで通行ならず庭雪四尺餘なり(生田家記録)

天明年間の饑饉

天明元年七月七日大雨洪水にて損所多し(吉岡家記録)

一同二年 當夏天氣相不正に付爲五穀成就民安全於鳥取唯識院二夜三日御祈禱被仰付村々へ御札一枚宛被遺七月二十六日參る。
 一六月十日午刻土用入前日より雨當日大雨十一日は少晴天より土用中晴天なし六月二十七日頃より七月十四日まで殘暑強し
 (吉岡文書)

夏痘瘡流行し板井原の峠根にて十七人痘瘡に罹り内三人死亡、又七月二十日頃より板井原宿中五十一人痘瘡に罹りしも全治(同)
 一因伯御兩國不作尙御郡五分位の事と申すなり。

一同年二月十四日晚暮六つ過ひびき音す。(吉岡家記録)

一七月地震あり。(日野郡野史)

一十月二十九日本年凶作に付御高二分通當作に遣さる(吉岡文書)

一凶年に付難澁人へ心付米大庄屋より御割賦板井原宿へ七斗に有之辻二十六石下判屋中判屋桐屋(黒坂)米屋松田屋(根雨)上石見貞吉(名越氏)渡し甚左衛門(宗旨庄屋久古西古氏)より被出候に付云々(吉岡家文書)

一天明三年大凶年米値段百三十目、文銀にて當御郡米少も無之よどひ(淀江か)藏爲替米御郡へ御入御拂被遊(田邊家文書)

一前年の不作に付三月に至りて極難澁人へ心付米大庄屋より御割賦を以て下さる。

一昨天明二年夏より流行し來れる痘瘡六七月の交に至りてその蔓延甚敷多數の患者を出したり。

一當年の米直段根雨小賣五月頃迄七十四五匁位夫より追々高直に相成盆前に至りては八十五匁位作州へも追々米參り候て新庄小賣百文白米百二十文當所(板井原)白米六月末迄九十六匁七月に入りて百文七月末より百十文其の後百二十文粟一石四貫五百匁參三貫六百匁位ひ之に二貫五百匁位追々高直に相成八月末には參四貫文より五貫文位粟五貫文位

一同八月朔日暮方武庫村の内半の上辻堂に狼現れ同行七人順禮二人を喰殺三人に大疵を被らしむ(吉岡家文書)州ヶ崎村佐々木貞十郎所藏文書)

一同八月十七日夜濁谷村の大町の善治方より出火し寺共八軒焼失(同)

一當秋凶作に付爲御何安原新右衛門殿鳥取表へ御越九月七日立十時四日點坂マデ歸られ候

一凶作にて米高直に付末々及難儀候趣御兩國造酒停止被仰付候尙他國酒賣買御差留被成候。(吉岡文書)

當所坪田畑共作物實入不申田作は所によりては種籾も無之程の義故田主中より御檢見の願申上度様申候へども左様致候ては一統に鎌懸も相成不申事故麥時の場合共は至て迷惑致し候義に付大庄屋様へ右凶作之趣段々御狀候迄にて御檢見之願は不申上候當御郡にても花口、神戸上、久住別して凶作にて種籾無之大庄屋所へ願出種籾村へ被仰付御渡被成候由其外奥部村々并奥渡村等格別乃凶作也然れども御檢見奉願候村は無之候由大庄屋所く段々御狀申上候に付右奥部別而凶作之村は御見分被成候由村々共田作られおそくかり上げ日數二三十も遅く相成麥の時付延引に相成候晩稻別而凶作なり。

一御郡中村々より凶作之趣奉願候に付大庄屋所より鳥取表へ爲御何安原新右衛門殿出府被致御檢見等之御法相伺被申候

一御檢見御法の事水損一ヶ所限、旱損當作限 風損一村限 凶年の御檢見之御法無之義故追て御評定の上御法相立て被遺旨被仰候

由。
 此年を卯の年がしんといひ虫がしんともいふ。松の皮を食ふ。(山口林太郎直話)

天明四年
 去秋諸國凶作に付壬正月八日於 大社御神前今年五穀成就之御祈禱國造様并社家中一統御執行被成候由荏田氏内福島千重殿壬正月二十七日御越村中へ右祈禱之辻御札一枚なわしろへ入申候御神田土一袋田へ立候御札軒別に被遺

一二月十四日夜今の二部福岡の内郷原の源四郎方より出火し軒八焼失(吉岡文書)

一三月御兩國五穀成就并疫病除祈禱於唯識院被仰付村々御札一枚宛被遺三月十五日に參る。

一辰三月福永末鎌兩村へ御救米七斗四升七合被遺(内藤治五郎文書)

一飢人へ粥米を被遺、男一人一日壹合一人一日五勺九才以下は給與期間所によりて同しからされども板井原宿の如き正月十六日より四月五迄なりしと。

一五月に入りては三、四、十一この三日を除きての雨天なりければ村々氏宮にて止雨御祈禱

一六月二日亥刻土用に入其朔日晴天二日晚大雨三日雨四日五日大雨六日半晴七日雨八日半晴といふ有様(吉岡文書)

一 御机村前年大凶作にて稲苗なし岡物作致し大山寺より取調の上免一ツ八分に特免(同)

一 殿様より御祈禱被仰付候

唯識院にて御兩國五穀成就御祈禱

最勝院金城院觀音院にて疫病除御祈禱

六月二十六日野田へ村々庄屋御呼被成此度の御祈禱は殿様御直之御意を以被仰出候間別而難有旨申渡候様村々へ御札四枚宛被遣候。

一 當秋双方田作よろしく相聞候。

一 十月十六日十七日大雪、板井原宿に二尺積り根雨と新庄とへ馬通せず(吉岡文書)

天明五年

三月一日昨年凶作に付年貢米未進難澁の者共へ御救米左の通り(吉岡家文書)

一米六百八拾石 奥構大庄屋構

内六拾石 御粥米に成る

一米五百石 拜借米

一米五百六拾石 中構大庄屋構

内五拾石 成粥米に成る

一米六百四拾石 拜借米

一米 里構大庄屋構

内六拾六石御粥米に成

一米百三十五石 拜借米

一 七月十二日大洪水根雨勝山間の道橋大損亡根雨裏町田地川成(吉岡文書)

一 大麻悪し殊に割上の頃雨天にて荒学不充分(同)

天明六年

一 二月十二日夜黒坂中町火事あり焼失家屋十五軒。(同)

一 六月二日より雨天に成七月八日迄の間晴天なし夫より晴れたれども白雨多し。

一 七月二十二日洲河崎の上村久兵衛方より失火七軒焼失す。(同)

一 九月歎願之爲取調の上田方は天明三年の凶年より少し善方畑方は一ツなりと見改む(同)

一 當秋凶作に付御兩國御高に三步を被爲遺候當秋凶作米穀不自由に付諸國酒造半石に公義より被仰候因伯御兩國は一切停止に被仰付寒造御差留被成候。

一 閏十月六日夜江尾宿の下町火事(吉岡家文書)

一 凶年に付ところ(カナドッケイ)を掘り取りて飯米に足すべき觸あり。

一 凶作に付貢米御高三分通御救ひ仰出さる(吉岡家文書)

一 大凶年なり米直段百三十目(田邊家文書)

一 御救米八十石丸山村より三机村迄格別に被仰付候(吉川家文書)

天明七年

一 多賀大社にて御兩國五穀成就御祈禱 (註租税篇に多賀米の徵集あり蓋し祈禱料なるべし)

殿様より被付村々へ御札一枚宛被遣七月七日參る。

一 八月十三日十四日洪水(吉岡家記録)

天明八年

一 鳥取唯識院にて御兩國五穀成就の御祈禱あり村々へ御札夫々下さる。

一 酒造の儀來り候石高三分一造候様公儀より被仰出候に付酒屋酒屋御改として御下役市瀬順藏様村々御廻り酒屋桶に諸道具三步一

分極印御打被成其外不用の桶諸道具是亦別極印御打被成候由十月晦日根雨へ御制札も御改め被成候に付當所へも御越し御制札寸尺等も御改め御書取被成候

一天明九年(註寛政元)四月六日巡察使御巡見の一行淀江より入郡し黒坂宿に御泊り明日は法勝寺の發行の筈なりしが大雨にて溝口川支に追々延引(吉岡家文書)

天明八年御代官所へ被仰渡候御書 (註藩政時代の害蟲驅除法面白し)

當年田方之儀出水等不作之場所は格別其外は一統養生も宜當時之趣にては無難の年柄と相聞候然る所霖雨の後俄に暑氣強りければ其所により虫付等有之事も候由及承り候當年之儀は右鉢之義も有之間敷候得共差掛り防方世話致し候而は難行届筋も可有之哉虫防義其土地に寄り品々の取斗も有之夜分畦々而火を焚き或は毒を流し又は空鐵砲を打候儀も其國により致し覺候取斗も有之各へは別而油斷も有之間敷事に候得共虫付候田方へは鯨油を凡壹畝に二三滴程宛打そそ候得ば虫を去り候由鯨の油無之土地は曉天風上より石灰をふりかけ根虫に候はば用水口より石灰を流し候得者虫去り候由に候右石灰にて翌年土地しまり候にも存候はば竹葉を入置春に至り切通し候得者地のメリ無之趣に候間右之通兼て相心得村方者へ茂虫防虫之儀敷置候様に可被致候右兼而の手當て心得の儀上にては御世話有之越中守殿被仰合候候間各油斷無之事に候共尙又之法を兼而村方へ申合候様可被致候(佐川文書出所未詳)

寛政二年 二月十六日五つ時小柳村(今米原村の吉原)の長右衛門方より失火し三十五軒焼失(吉川文書)

同 年 五月二十二日晝より夜大雨洪水にて日野川堰所々流亡(吉岡家文書)

同 三年 冬は少し寒氣弱し十二月二十八九日板井原邊庭雪無くして乾き居れり(同)

寛政四年 三月九日より四月二十九日まで晴天續にて蒔物發生せず宮内大社に雨乞御祈禱せらる(同)
同 年 六月十二日夜添谷村の才治方より出火し拾九軒焼失す

同 年 七月二十六日大風雨洪水にて損害多くあり(久代、田邊、吉岡三家文書に依る)

因に五年は大豐年六年奥郡郡に大豐作

寛政八年

四月二十八日大あられふる(田邊家文書)

四月二十九日の洪水は五大水の内乙卯水と稱す(岩美郡史)

因に四月二十四日大山智明大權現御本社長ら下山櫻の宮せいらく寺迄明六つ焼失大山初り立てより三度目の火難(田邊家文書)

寛政十二年 黒板宿火事配木代の内藩廳より御下附銀を引殘銀七百二十一匁六厘を郡中高割にして支出(松尾文書)

享和元年西八月十九日より二十日迄大風洪水(久代年來記)

同 二年 五月洪水(同)

文化八九兩年寒中寒氣大に強く米子内海水張り草履にて歩行(生田家記録)

文政九年五月二十一日夜より二十二日五つ時分まで大洪水(同)

同 十一年七月大風(國史)七月十八日より十九日まで大洪水(生田家記録)

八月十五日大風(松尾家記録)

同 末年根雨原村火事十軒焼失(野史二十)

天保四年已此年凶年(田邊家年々書留覺帳)

同 六年未此年凶年

天保七申大飢饉

所謂申年がしんとて明治二年の己の年がしんと並ひ稱せられて地方民の口碑にもこの相戒むる言ひ草となり居れり。

今當時の状況を知るに足るべき材料を列記せん。

此年は日本全國大凶年にし此地方亦此厄に遭ひ饑餓するもの類々茲に於て頭分より多少の御粥米を施與せりと雖本本(佐川)素より

貧村なれば充分の救助も行届ず庄屋宅に於て粥を炊ぎ村内貧窮者に給與せり米及水の割合は一定し居れり素より一人一椀なるを以て被施者は更に草木の葉を入れ量を増して食せりと云ふ路傍に生せるオホバコ等都で食するを得る草葉木葉を入れ再炊して食せり常年は梅雨期より引續き降雨あり殆ど太陽を見ず隨て溫度低く夏期裕を着老人は袖なしを着たり除草の爲め田の中に入るもの亦袖無きを着たり

當時米一升二百文に暴騰したりと云ふ亦以て當年を想像するに足る

當秋佐川田の稲作の状況壹反歩に收穫米五斗乃至八斗

大工作料の如き一人の掛切賃米五合

石工 同

日雇人に對しては朝食は粥中食はあめ飯夕食はさばり酒一杯切りと定めたり

雇人に限らず中流以上の常食なり

酒は子房酒と稱し酒の粕に水を混し其内に少し味を付け鹽を振り出して燻をせしものなり

天保七年の秋より同八年にかけて佐川に於て死者二十名の多きに及べり

普通の年は佐川柿原根雨原の三村にて一年に死者一名或は二名なりと云へり(野史子問書)

盆十四五兩日久住村屋根白く雷降る。夏中三日天氣なりしと(山口林太郎直話)

田邊家年々書留覺帳にいふ

一同七年 申 此年大凶作西三月拂足石二百五十三匁五分同六月拂足二百拾參匁六分此夏當御郡賣米少しも無之に付米子藏米よど

ひ藏米御登り米御郡中へ御入被遊候米高生成米にて行届不申山の木のは草のはゑのこ餅(編者曰葛の根にて作る。)にて世渡

送り命をつなかり松木のかわの餅も致し候者に御座候也

天保九年 此年凶年なり(同上文書)

嘉永二年 此年大風にて大凶年也(同上文書)

同 五年 八月二十四日大洪水(同上文書)

文久二年 八月二十四日大風あり(同上文書)

付記己の年の凶年

明治二年夏以來冷雨霽れず、陰冷續にて、初秋より冷氣甚しく、稻莖は可なり繁殖せしも、成熟期に至り、水日稻及伊賀稻、すくばり稻は稍平年作を得たるも、概して早稻は結實充分ならず。中稻は成熟せず、晚稻は不稔不熟にて天保以來の凶年なり。(日野

郡史)

春は暖なりしも、植ゑ終るや、風吹き續き、雨は大低日數の半位なりしも、霧かかり通し、秋の彼岸前まで同じ様打續きたり。

田の草取には綿入を着て居る有様にて、やう／＼秋の彼岸前より晴天となる。

かかる天候なれば、稻田熟れず、十石の所へ僅に二石五斗乃至三石の收穫を見るに過ぎず。明治元年比一升二匁の米は三年の春は一升十三匁に騰貴し、葛根令法の葉はいふに及ばず、からむしの根、タンバシバの葉、ワカゴ(沼澤にある五寸位の葉を有する草)を食ひ、中にタツの葉を食ひて腹を下すものもあり。労働者も、竹の筒に粥を入れて山に行く有様慘鼻の極なりき。久住三十戸の内老幼者の衰弱して死するもの二十人に及びぬ。他領より米を移入することも出来ず、小炭一升(方二尺五寸の入物に一抔)を焼き、て、やうやう二匁八分を得るに過ぎず。(一日凡二升を焼く)その窮狀殆ど口語に絶したりと。因に二年の冬は舊年内雪降らず、山焼けありき。(久住 山口林太郎直話)

第四章
神
社

第四章 神社

第一節 總説

本郡に神社少しとせず。然りと雖、式内三千二百六十二座の内に列ならず。又六國史以下の正史所載の名神大社にも加らず、唯近年著述の日本歴史地理要覽に著名の神社として、日野上村兩樂々福神社を記するあるのみ。

案するに、當時郡司其人を得ず或は缺員なりしか、調査其宜しきを得ず、遂に明神大社の列に入らざるを憾とす。各國班幣のこと諸書に散見すれども、明確に社名を載せざれば、これ亦憶測に過ぎざるものあり。唯、郡内石見地方に郡司所在地として推定され(伯耆誌に據る)たる。郡家地方神戸神戸上の稱あれば、やがて神地神戸を隸屬せる天社國社を推測すべし、今何れの神社なりしか知るに由なし。(各論參照) 編者石見村内に古式の神事あるを知る、當時の遺風を傳へたるものならんか考ふべし。郡内僧寺を兩部神道時代、神社に佛體を祭り佛具を混用し、僧寺これに屬して僧侶亦祭典に參與せり。郡内僧寺を有したる神社は、兩樂々福神社の神宮寺に於ける、瀧山神社の泉龍寺に於けるが如し。瀧山神社の享保年間神職梅林主計と泉龍寺の係争問題を以てもこれを立證するに餘あり。該問題は瀧山神社の項に讓る。荒神(素戔鳴命)山神(大山祇命)を祭れる小祠、發達して神社となれるものあり。諸國名神大社を勸請し來れるあり。郷土の偉人にして祭祀せられたる長谷部信連の若宮(嚴島神社の末社にして今は合祀)櫃田四郎三郎の宮田神社、伊田平内太郎隆正の伊田八幡宮(以上二社何れも福榮神社に合祀)に於

けるが如し。社領として各社由緒に見ゆるものは、尼子時代に初まれるものにして藩政時代吉村清左衛門寄進のもの少からず。何れも現今は其記録を有するに過ぎず伯耆誌にも見わたり。産土神多くは部落本位によりて經營せられ其數夥多しきものあり。

神職は何れも世襲し京都吉田家の裁許状を得て就職せり、當時賣官の弊あり、位階を得て昇殿を許され、一頭角を表はして、郷貫に榮達を誇りたるものあり、薄墨御綸旨とて今尙これを保存して家寶とす。藩政時代神社行政の任に當れるは、寺社奉行宗旨庄屋にして、郡内神職を統一する觸頭はこれを幣頭と稱して神職の首班たり。これに關する行政事務は宗旨庄屋といへる職司あり藩命を傳達す。本郡内神職にして幣頭を命せられたるもの左の如し。

幣 頭

編者曰く、幣頭の史料は村役人と同じく系統的の根本資料無く漸く神社の棟札より拔萃せるものにて元より十全を期し難し、史料調査員の齎らせる報告書によりて漸く其の梗概を知るを得たるのみなり、されば自然遺漏無きを保し難し尙郡内に於て大庄屋構と共に其員數も之に準じ時代によりて異なりしものか又は郡内一人の幣頭なりしにや定かならず後日の考證に譲らむ。

天和三年 上石見 多田 信濃 重次

(註 正徳元年迄他家の人を見ず此の人の勢力下にありしものか)

正徳二年 上石見 多田 主水

(註 多田家系圖に見えざれども同年の棟札に多田越後正輝とあり蓋し同人ならむか)

正徳二年 上石見 多田 越後 重義

(註 享保十四年頃迄棟札に散見す以後同十九年迄は記録に見えず)

享保二十年 黒坂 梅林 主計 敬書

(註 寶曆十三年迄記録なし)

明和元年 黒坂 梅林 主計 家定

(註 明和二年に記録なし)

明和三年 根雨 梅林 和泉 屋次

(註 黒坂梅林の幣頭と相距ること遠からず或は口構を管せしにはあらずや明和六年迄の記録なし)

明和七年 大倉 蘆立 和泉 正重

(註 口構の幣頭ならむかしかしながら前記梅林和泉と共に奥構神職の就職者を見ずしばらく疑を存して後日の考證に待たん。明和八年に記録なし)

安永元年 黒坂 梅林 主計

(註 前記家定か後記連賢か明ならず安永四年に梅林主計ありおなしく不明なり安永八年迄記録なし)

安永九年 黒坂 梅林 主計 連賢

(註 天明元年に記録なくして同二年梅林主計あり連賢と同人ならむ天明六年迄記録なし)

天明七年 黒坂 梅林 主計 連賢

天明七年 根 雨 梅林和泉屋次

(註 同年に口構の根雨梅林奥構の黒坂梅林見わたりこれは同時の就職か否か疑問なり寛政元年に記録無し)

寛政二年 上石見 多田越後重正

(註 子信濃己に神職たりし時にて神職を退きたる後の就職か)

寛政三年 黒坂 梅林 主計

(註 黒坂梅林の家系詳ならずしばらく名乗を缺きて記せん)

寛政四年 上石見 多田信濃久般

(註 子若狭己に神職たり前記越後と同様なり寛政五年に記録なし)

寛政六年 高代 田邊 長門

(註 同人寛政七年の棟札にも見わたり)

寛政七年 黒坂 長谷部亘信繼

(註 同人寛政十一年に見わたり以後文化元年迄記録なし寛政年間交迭頻繁注意すべし)

文化二年 宮内 三吉 越後

(註 文化三年に記録なし)

文化四年 黒坂 長谷部亘信繼

(註 文化元年迄記録なし)

文政二年 宮内 三吉 越後

(註 文政三年に記録無し名は不明)

文政四年 黒坂 梅林主計業廣

(註 文政十年迄記録なし)

文政十一年 印賀 宇田丹下正員

文政十一年 黒坂 長谷部亘信繼

(註 同年に於て交迭し丹下の就職期間甚短かし其間何等かの問題あらむか天保二年迄記録なし)

天保三年 宮原 蘆立和泉正敏

(註 口構なれども他に幣頭見えず天保四年に記録なし)

天保五年 奥渡カ 佐藏 佐渡

(註 本郷の佐藏家系圖に見えず名不明奥渡ならむ天保十四年迄記録なし)

弘化元年 印賀 宇田丹下正員

弘化二年 黒坂 梅林 主計

(註 名不明なり弘化三年に見わたり)

弘化三年 下榎 長谷部 譜岐

(註 嘉永六年迄記録なし名不明)

安政元年 矢原 内藤播磨茂敬

第四章 神

同 今宮大明神

×二十三社

大原村

一大原社

廢止 地荒神七社

同 塚

同 伽藍荒神

合祭 九

同 神

同 神

一横見上社

合祭 山ノ神三社

廢止 世羅御崎

同 荒神十八社

同 道祖

同 山ノ神

同 金山子

同 風呂屋荒神

一上代社

×三十八神

同 若宮大明神

同 山神三社

同 胞荒神

×十三神

廢止 四拾九

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

合祭 山ノ神

同 愛宕ノ神

同 姪子ノ神

廢止 荒神

×三神

一神戸上社

合祭 山ノ神四社

廢止 若宮神

同 石原村

一大山祇社

廢止 日御崎

同 鐵屋荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

同 伽藍荒神

第四章 神

合祭 日御崎

一山根社

廢止 六十六神

同 六十六神

同 六十六神

同 六十六神

同 六十六神

同 六十六神

同 山ノ神二社

同 荒神九社

同 荒神九社

同 荒神九社

同 荒神九社

同 荒神九社

同 荒神九社

一大山祇社
第四章
神社

同	同	同	同	同	廢	合	一松	同	同	同	廢	同	合	一宗
					止	祭	屋				止	祭	山	金
					三	宮	社							社
秋	金	地	風	伽	牛			伽	地	三	牛	金	山	
葉		荒	呂	藍	王			藍	荒	寶	王	屋	子	宗
神	神	神	神	神	神			次	神	荒	荒	神	神	金
村	神	神	神	神	神			村	神	二	神	神	神	村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
道	大	荒	金	三	山			金	荒	若	日			
祖	番	神	屋	寶	ノ			神	屋	神	御			
神	神	二	荒	荒	神			荒	二	宮	崎			
神	神	社	神	神	二			神	社	神				

第四章
神社

同	同	同	廢	同	合	一郡	同	廢	合	一津	同	同	同	同	同	廢
地	丹	伽	止	道	祭	家		荒	牛	祭	山	金	風	三	荒	止
神	後	羅		祖	御	社		神	王	社	神	風	呂	寶	山	牛
神	神	荒		神	崎	村		神	荒	友廣社ノ社地ニ寄宮ノコト	神	屋	荒	六	王	
神	神	三		神				社	神		神	神	神	社	荒	神

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
地	金	荒	山					伽	三							
荒	屋	神	ノ					藍	寶							
神	荒	七	神					荒	荒							
神	神	社	三					神	神							

廢止	合祭	同	同	同	廢止	合祭	一松尾社	廢止	同	廢止	合祭	一宮田社	同	同
百九十九	二十	伽藍	本山	荒山	宮荒	道祖	白谷村	×十四	本山	大歲	伽藍	山	×三十一	大道
下石見村	九十六	藍荒	山荒	神十五	荒神	祖神	白谷村	×十四	本山	大歲	伽藍	山	×三十一	大道
	九十九	神	神	社	神	神	村	神	神	神	神	神	神	神

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
×二十二	御注連	山神	大箭八幡	山	金屋	金屋	荒神	稻荷	地	本	山	荒	神	神
社	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神

同	同	同	廢止	同	同	合祭	一高代社	同	同	廢止	同	廢止	合祭	一井原社	廢止	合祭
伽藍	三寶	疫	金毘羅	花紙	山神	稻荷	高代	道	大歲	金屋	伽藍	荒山	井原村	×三	山	山
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
四社	二社	神	神	神	社	二社	代	神	神	神	五社	神	村	神	神	神

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
地	荒	若	御	御	愛	御	崎	岩	×三十九	金屋	本	山	荒	荒	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神

同	廢	同	合	一岩	廢	合	同	同	同	同	廢	同	合	一川
×	止	祭	崎	止	祭	×	止	祭	止	祭	止	祭	止	祭
七	三	駿	御	北	三	九	二十	衣	伽	地	山	下	金	山
湯	寶	河	崎	野	河	十	那	藍	荒	荒	神	座	屋	神
谷	荒	大明	神	神	本	四	荒	荒	神	神	二	荒	子	二
村	神	神	神	神	村	神	神	神	五	九	神	神	神	神

同	同	同
×	三	稻
地	牛	荷
荒	王	神
神	神	神
四	神	神

同	同	同	同	同	同
×	七	山	神	四	神
風	金	心	三	宮	山
呂	屋	吉	寶	荒	神
屋	子	天	荒	神	神
荒	神	明	神	二	神
神	神	神	四	神	神

同	廢	合	一坂	廢	合	廢	同	廢	合	一樂	廢	合	同
×	止	祭	根	止	祭	×	止	止	祭	々福	止	祭	鬼
七	衣	二	山	六	二	六	舟	馬	牛	稻	九	三	塚
神	那	荒	神	西	神	神	衣	場	王	荷	西	神	神
荒	荒	神	二	村	神	神	師	崎	荒	神	村	神	神
神	神	神	神	村	神	神	神	神	神	神	村	神	神

同	同	同	同	同	同
地	三	金	藏	釵	宮
御	寶	屋	之	御	荒
崎	荒	子	石	崎	神
三	神	神	神	神	神

一大内谷社

合祭北野神

廢止三寶荒神三神

同地荒神

同金屋荒神

同荒神四神

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一狩屋原社
廢止山
潤谷村神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

同
伽藍荒神二神

第四章 神社

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
伊勢宮

同
三寶荒神

同
三寶荒神

同
三寶荒神

同
三寶荒神

同
三寶荒神

同
三寶荒神

第四章 神社

廢止 三寶荒神社

一樂々福祉社 大宮村

合祭 塔山

同 山神 二神

同 御崎神

廢止 若宮大明神 二神

同 山神

同 二寶荒神 二神

廢止 山神 二神

同 寶谷村

一寶谷社

合祭 山

廢止 荒神 五神

同 權

同 榎垣内村

一榎垣内社

合祭 山

同 子神

同 子神

同 妙見

同 北野神

同 金屋子神

同 神

同 下座白根八幡宮

同 金毘羅大權現

同 道祖神

同 牛荒神

同 荒神

同 二神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

同 荒神

宮内及阿毘縁村の内礪波部落を中心として、郡内を氏子區域とせるに、精神文明の不振は遂にこれが維持經營を顧みるものなく、あたは宏壯尊嚴の大社殿は腐朽頽廢修むるに由なく、屋上草木の繁茂するあり、殿内雨露に侵され慘狀極まれりといふべし。何時しか宮内詣での年中行事は廢せられて、一人のよく修覆を叫ぶものなきの有様とはなれり。

明治三十九年勅令第九十六號の煥發は、實に早天の雲霓とやいふべからむ。府縣鄉村社の幣帛料供進の事なり、社格茲に其資格を生じ威儀整然たるの觀を生ず。これ即ち神社崇敬史上の一新紀元ともいふべきか。

是より先、明治二十年勅令を以て、神職を判任文官の待遇とし、衣冠の制を設けられ試験を以て資格を定められたるは、神社神道復活の黎明たりしなり。

明治四十二年、神社境内外の整理を行はれ、境外地を境内地に編入し或は拂下となり、氏子は釐金して之を神社有とす。これやがて、今日の神社財産の基調となれるものなり。

明治四十四年鳥取縣令第五十二號により社格によりて社殿の構造、基本財産の額を指示せられ、神社合併の聲各地に喧傳されたり。

當局は一村一社を理想として、勸誘甚だ勉めたりといへども、(縣指定の神社假令ば瀧山神社嚴島神社の如きものは除外例とす)。其の理想に合したるものは、郡内一、二社あるのみ。

各地喧々囂々甲論乙駁容易に決せず、今尙合併の行はれざる所もあり、然れどもこれが爲神社社殿の莊嚴、基本財産の整理の端緒を開かれ一村一社としては、多里福榮の二社を算へ、基本財産の一萬圓

以上に及べるものに、福成神社あり、郡内各地神社の莊麗昔日の比にあらざるに至る。

神社崇敬の念薄らぎ、人情輕薄物質に没頭せるの時、明治二十七八年の頃日野郡高等小學校長牛尾淑人

職員生徒を引率樂々福神社參拜を實行し、敬神思想作興に勉めたるは、思想善導の先驅とやいはん。同校職員内藤岩雄山上校長に轉じて、後亦郷土の神社及樂々福神社の參拜を繼續したり後文部省の獎勵もありて郡内各校漸次之を勵行せり。

同神社社殿の頽廢極度に達するや、神職山根幸樹東社に司たり。郡内に神徳を説き、修覆の端緒を開きたりといへども遅々として進まず、歴代郡長これに意を注ぎたりしが松田郡長來り治するや、益々社殿復舊に努力奔走郡内各村の同情を得て、漸く今日を見るに至れり以て郡内敬神思想の一般を窺知するに足らむ。

社殿の構造は奥日野に大社造變態多く、口日野に八幡造り多きは民衆趣味の反映として研究の價値あり大社造、春日造、流造りもあり。燈籠には春日造り、住吉造り、自然石のものあり。鳥居は往古は木造多く藩政時代以後石造になれるもの多し。

神社の崇敬は益々旺になりて、所謂我國體の精華は發揮せられんとして、維持經營の法、進歩し其莊麗を競ふ、三歳の兒童もなほ社殿に額つきて、拜禮するの美風を見るに至れるは眞に欣快に堪へず。祭祀令發布あり、年々三大祭(祈年祭、例祭、新嘗祭)中祭小祭氏子の老弱は社頭に拜して之を祭り小學校、中學校、青年團、處女會參進して重大事の奉告祭を行ひ、職員は玉串を奉奠して社頭に神徳の講演を試み、社前通過には脱帽拜禮毎月行事として、社頭の掃除を行ふに至り今昔の感に禁へざるものあり。

今左に藩政以來の神社に關する御觸書を舉げて祭祀の狀況神職服務の一斑を示して各論に及ばんとす

御觸書

一筆申入候然者左之趣被 仰出候間左様相心得神務司より申參候へ、其段申渡し神主村根帳消し可被申候且又日待月待之箇條者村々不洩様可被申渡候左に爲念可申入如此候恐々謹言
十月二十七日

野坂彌一右衛門殿

山内峯三郎

- 一 一の宮例祭於政廳其式を行ひ知事卿社頭行向之事氏殿神社東照宮及氏神産神等參拜之儀者格別之事
- 一 式社官社之例祭於政廳相當之式を行ひ神務司參向可致事
- 一 神輿祭禮之儀追而神務官御規則相立候迄者先是迄之通りたるべき事
- 一 式社官社簡所祭日取調可申出事

但官社之分當時確証無之社家之輩一社之説を以自分官社と相唱へ是迄寺社役所取締居分者追而取調可有之ニ付明白ニ無之分ハ先例並たるべき事

一 式社官社之外一村之氏神と唱へる迄者大小之差別無之一体之同等たるべき事

但御郡中ニ而古來五穀成就祈念被行候向者是迄之通たるべき事

一 是迄私ニ郡中大社或ハ惣社惣氏神杯へ氏子重復致し候向々取調右等之稱號停止之事

一 朝廷御由緒之外社領停止之事

但仕向井神生活計難澁も可有之ニ付石高ニ應し相應之御手當可被遺事并氏子村方ニ而祭料等寄付有之者御搆無之事

一 神主叙爵之儀追而神務官より御沙汰可有之續目相續之儀者願出候得者詞書相渡候間持參神務官に可罷出事

一 神主身元之儀者神務司より直支配ニ而是迄之左根帳御放之事

一 惣幣頭役并直觸副觸等被止候事

但一郡ニ而壹人宛觸頭相定メ因伯ニ而二人更替神務司に相談神祇道取扱可申ニ付右觸頭任撰之上何出事

一 禰宣下社家等之列者一同より卑格たるべき事

一 日待月待解除被釜杯相唱へ口條法之所業全く神道ニ無之以來右等之儀百姓家へ相招き執行之儀停止たるべき事

但祈年祭六月大祓風雨祈禱等者例年神務司より各郡に被命右神祭料諸入費として持氏子より家別春秋供米貳升宛大祓物鳥目貳百

收文納爲致候事

別紙四通之通被

仰出候條左様相心得此旨郡中同職へも可申渡事

神務局	神務局
觸頭宛	觸頭宛
別之通被	仰出候間左様相心得郡中同職へも申渡事

尙年四季神祭左之通左之日限於政廳被爲行候間各々郡所在之神社におゐて同日右例祭殿重執行可申渡事

- 一 祈年祭 二月十一日仲丁
- 一 六月 祓 六月廿九日
- 一 風神祭 八月四日
- 一 神嘗祭 十一月廿四日

今般祭政一致復古之御趣意仲春祈年祭六月祓初秋風神祭十一月神嘗祭共以後毎年於政廳被爲行同日郡内所在之神社ニ而モ神職執行候様被仰付候ニ付其村々ニ而社地内清淨第一ニ取計且又右神祭執行之節社地爲取締氏子庄屋一兩人禮服ニ而相詰候様被仰付候間左

様相心得此旨同職へも可渡事

以下省略

右四季神祭ニハ諸人ノ參詣勝手タリシモ僧尼、汚穢ノ輩ハ禁止セラレタルモノナリ。

御支配地式社官社江御奉幣使參向之節社地内江僧尼汚穢之輩參入禁止之立札且又於諸社四季神祭之節左之通立札致候様被仰付候間
左様相心得此旨郡中同職江茂可申渡事

諸參詣勝手次第

但シ僧尼汚穢之輩禁止候

神務局

神職共官服用之義從前白川吉田カ一同衣冠免許或ハ狩衣免許等有之候得共先達而兩所之法則御廢止ニ相成候
以降 (註白川は關東、吉田は關西)

御一新之御趣意體認致可申者勿論之義ニ有之候處間ニハ舊弊除兼不當之官服用候者茂有之哉ニ相聞不衷之至ニ候間向後有位無位
共ニ相應正服を相用假初ニ茂猥之義無之様屹度相心得可申旨被 仰付候間左様相心得此旨郡中同職えも可申渡事

神務局

右之通相觸候間左様御心得可有之候以上

觸頭

午二月五日(明治三年ノコト)

右之通被 仰出候條左様相心得此旨郡中同職にも至急可相觸事

神務局

二月十二日

自今官服之箭襪共著川可致事

但シ襪代足袋相用候義不苦並平生足袋之義用不用可爲勝手事

太政官

十二月

別紙之通被仰出候條向後四時共足袋被免候事

政廳

二月

文化五年辰二月御觸出

一 寺社境内ニテ相撲其外興行ケ間敷儀榎家内又ハ無嫌仁ヨリ被相頼候共宿致間敷旨先達而被仰出候處近來猥ニ右等ノ宿致シ候族モ
有之様ニ相聞不埒ノ事ニ候先達而被 仰出候通堅相守可申事

一 神社佛閣聳替清淨並建替入佛等其他諸願御斷書御届書等ニ至ル迄心得違候而及延引或ハ村方申合内々ニテ取計族モ有之様相聞不
埒ノ事ニ候以來右等ノ儀無之様可致事

一 他行他客往來之儀ハ日數限候而其段御斷書差出シ候儀ニ有之候處右日限ニ相成候而茂御斷書差出不申族茂有之候他行他客ノ儀ハ
去ル享和三亥年殿敷 被仰出候趣茂有之候間其旨相心得可申事

右之趣近來猥ニ相聞候ニ付猶又此度被 仰出候間得其意堅相可申事萬一心得違濃もの有之候得ハ御糺之上急度其品可被 仰付事
從公儀細條目御再觸寫 (上菅宇田家文書)

(編者曰前掲の文書出所不明該御條目寫は宇田美濃の筆寫にして元和に初まり明治に及べり別冊として絡りたるものなれば最後に記載す讀者諒せよ)

定

一 諸神社之社家禰宜等於日本國則文武之士也宜神國文武道奉守御國家者也
一 諸國別當神主禰宜等其國々領主地頭之家臣ニ候得共可爲兼職並神事祭禮之節者吉田家裁許可着烏帽子浮衣等事
一 往古ヨリ神主神官 勿論可爲前條事
元和元年 家康御判

卯正月十五日

諸社別當神主江
定

- 一 學文武道可嗜事
- 一 我朝者壹人之非天下ニ上者國々尙其旨不存知文武等之働不可有事
- 一 國々士農工商ニ至迄五倫五常之道可守事
- 一 天照大神之御掟を守異國怪法尊中間敷事
- 一 社領無之共不學之社人召置中間敷事
- 一 僧徒之外短髮之者可爲停止事
- 一 葬祭之儀者神道儒道可任望事
- 一 無德之僧法師高位ニ進中間敷事
- 一 先祖ノ祭祀を盡猥ニ僧法師ニ與米錢擲人道輩可糺明事
- 一 參勤之面々諸役等ニ對シ音物停止之事
- 一 茶之會可停止事
- 一 國々新關を立往來不可妨事
- 一 右之條々堅可相守事

天和二年戊八月 日

綱吉御判

- 一 諸社之禰宜神主等專學神祇道所其崇敬之神躰可存之有來之神事祭禮可勤之向後於怠慢者可取放神職事
- 一 社家位階以傳奏蒙昇進輩ハ彌可爲如先規事
- 一 無位之社人可着白張其外裝束ハ以 吉田家之許狀可着之事

- 一 神領一切不可賣買事附リ不可賣物入事
- 一 神社小破之時其相應當々可加修理事

附リ神社無怠慢拂附可申付事

右之條々社家之輩可堅守若違犯於有之ハ隨料輕重可沙汰者也

寛文五年己七月 日

久世大和守
本多美濃守
阿部豐後守
酒井雅樂頭

右同文言ニ而享保四年亥五月廿一日御再觸被 仰出又延享四年左之通の 仰付
右五ヶ條寛文度之通ニ付略ス

- 一 社家者生其職當々身持致大切不行跡無之様可令神勤尤位階等申上候輩者可有其心得事
- 一 不届之儀有以國法神職被 取放候事有之候得者帶神祇管領之許狀上者先一應其品可有注進事
- 一 附リ産子心得違有之不致神社尊崇國法不相守之族も有之候者早速可令注進事
- 一 都而神職は鎮座以來其仔細有之奉仕神明血脈致相續儀肝要之候

然者神祇道之背法式或ハ其身ニ過テ無之輩産子之依頼ニ付國主領主表江非分之訴等致其家欲令斷絶族も有之歎數其支配所並本所
表江早速可致注進隨分心を附法式猥無之向後私之沙汰無之様委達吟味可致支配事
右之趣寛文五年被 仰出候處近年諸國古來之神例を糺御條目之趣意不相辨族も有之由ニ相聞不届之至向後急度御條目之趣相守無念
不致様可被相心得もの也

延享四年卯三月 日

從

公儀別紙之通被 仰出候間被得其意可被相觸候以上

五月 日

酒井修理太夫
秋本攝津守
大岡越前守
山名因幡守
小出伊勢守

又寬文五年之御條目天明二年寅十月御再觸有之左之通被 仰出候御條目者同文ニ付此處略ス

從

公儀別紙之通被 仰出候間被得其意可被相觸候以上

天明二年寅十一月 日

荒尾大和
荒尾志摩
和田近江
乾上總
荒尾山城
荒尾志摩
鴉殿藤右衛門
乾平右衛門
荒尾千葉之介

又其節

吉田殿江御達書

今般御條目御再觸被 差出御目附中江諸國御領私領寺社領不殘相觸候旨被 仰出候間向後神職輩猶抽丹誠學神祇道事可被申渡將又諸國前々國政有之候而領主等支配之神職妨國政無之様併不法之國政有之神職取放有之候者急度其輕重聞届神祇管領以職堂齋未致間敷候右之譯早々關東表江可被相達候 右之趣兼而可被相心得上意之趣執達如件

御老中 在判

吉田老

當職中

一筆申入候然者左之趣被 仰出候間左様相心得可被申候右爲可申入如此候恐々謹言

山内峰三郎

十月二十七日

野坂彌一右衛門殿

施政局自今政廳と唱替ニ相成候間爲心得相達候事

十月

政廳

奏任之面々向後公事ニ者呼名被止候事

政廳

十月

御本所方御觸書

從來相傳之神祇道者

皇國固有之大道ニ而一日も不可廢弛候處中古以來外教字内ニ偏布シ盛大ニ成立候方終ニ一種之小道ト齊ク神道と唱候事偏ニ外教ニ對シ候ガ起る俗稱ニ而就中應仁大亂後者萬民塗炭ニ墮古道盡欲湮滅之勢ニ因而一時の權道を以頑壞之人心を繫持し聊常典萬一ニ存

られ候處天下昇平ニ屬シ右之世に推移リ人々識見茂相開天下之耳目一變致候國體堅牢
皇道基礎相立祭政一致之境に臻リ候機にと侵染之流弊を去リ張粹之古道に復し普く天下に布告し古道執心之輩をして學館において
講習之事

御願之通被蒙

勅許候間此段可被相心得候事

但職分輩ハ勿論平人たりとも古道執心之族ハ學館へ參集可有習練候事

一三壇行事六根清淨祓ハ被止候其外祭典復古候間可被得其意候

行事方之儀此節取調中追而古法可被及御傳授候事

一一日晴表冠着用之御免許被止候

職分格勤不懈輩者□止七位下薦舉之儀御願被用食候得其意可有出精候事

右之通今度御改革候條無違失町被相守候事

慶應三丁卯九月

先達而日待月待解除釜祓等相唱百姓家江罷出執行之義可爲停止旨被 仰出候ニ付而ハ總而民家江神勤ニ難相心得候向も有之趣候得
共右全ク從來之弊風を改革之儀ニ付古典ニ相協候左之件々相勤候義ハ不苦候間篤ト解別致し成丈嚴正ニ執行致候此段急度相達候事

正月廿七日

神 務 局

一祈 雨 祈 晴

一稻 虫 退 除

一疫 神 祭

右者其所之社頭ニ而取行候事

一宅 神 祭

竈 神 祭

庭 神 祭

水 神 祭 等 之 事

一 地 鎮 祭

普 請 勤 士 等 之 事

一 臨 時 祭

新 建 之 家 清 ヲ

漁 村 船 清 ヲ 等 之 事

右者其家之床上に八脚机薦を敷き堅木を立て神座を設け置先家内ニ向ひ祓の詞を讀み穢惡を拂ひ清めて後に神前に進み御酒御饌を
献し奉幣祝詞其日所祭之神に祈願し兩段再拜畢而酒饌を撤し家内に直會する事

別紙兩通之趣被 仰出候間左様御心得可有之候以上

二月七日

長 谷 部 建 壽

宇 田 喜 代 美 殿

諸國社寺由緒ノ有無ニ不抱朱印地除等從前之通被下置候處各藩版籍奉還ノ寺社等ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不當之申ニ付今度社
寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知被仰付追而相當祿制被相定良ニ稟米ヲ以テ可下賜事

但シ當年收納ハ從前之通被下候事

一領知之外ニ舊政府舊領主等ヨリ米金寄附ノ分依舊慣當年迄被下候向も有之候處來ル未年ヨリ被止候事

但シ家祿ノ内以寄附致候義ハ別段之事

一上知ノ田畑百姓持地ニ無之社寺ニテ直持或ハ小作ニ預ケ有之分年貢請役百姓並相勤ルニ於テハ從前ノ通社寺ニテ所持致不苦候事

但シ地所ニ關係事務村役人差圖可致事